

令和6年2月定例会

議 案 説 明 資 料  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
(令和6年度当初予算等関係)

生 活 環 境 部

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和6年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	( 総 括 表 )	4
		環境立県推進課	5
		脱炭素社会推進課	10
		衛生環境研究所	21
		原子力環境センター	23
		自然共生課	24
		山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	36
		循環型社会推進課	38
		水環境保全課	44
	くらしの安心推進課	57	
	消費生活センター	71	
	まちづくり課	75	
	住宅政策課	87	
	西部総合事務所県民福祉局	103	
	西部総合事務所環境建築局	104	
	2 公共事業当初予算総括表	水環境保全課ほか	105
	3 歳入歳出事項別明細書		108
	4 節の明細		117
	5 継続費に関する調書	まちづくり課	123
	6 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課ほか	124

## (企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第17号	令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算		
	1 予算説明資料	水環境保全課	127
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		129
	3 給与費明細書		130
	4 債務負担行為に関する調書		133
	5 予定貸借対照表(当年度分)		135
	6 予定損益計算書(前年度分)		136
	7 予定貸借対照表(前年度分)		137

## 【予算関係以外】

## (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第41号	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	水環境保全課	139
第42号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住宅政策課	142

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和6年2月5日専決)	住宅政策課	145
	(6) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例(令和6年2月5日専決)	まちづくり課	147

## 議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,214,278	2,111,793	102,485	28,493		127,655	2,058,130	
脱炭素社会推進課	955,331	735,492	219,839	336,308	<200,000> 400,000	49,110	169,913	
衛生環境研究所	128,180	124,668	3,512	1,246		1,645	125,289	
原子力環境センター	47,968	52,088	△4,120	47,968				
自然共生課	748,403	654,594	93,809	266,281	<133,800> 172,000	23,822	286,300	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	70,847	66,951	3,896			72	70,775	
循環型社会推進課	141,835	131,669	10,166			20,793	121,042	
水環境保全課	523,030	756,594	△233,564	244,214		6,234	272,582	
くらしの安心推進課	245,893	439,604	△193,711	36,280		36,678	172,935	
消費生活センター	72,094	66,521	5,573	13,120			58,974	
まちづくり課	1,094,033	1,586,203	△492,170	132,485	<78,000> 109,000	23,122	829,426	
住宅政策課	2,606,899	2,206,580	400,319	792,271	<598,000> 598,000	556,317	660,311	
西部総合事務所県民福祉局	6,910	3,771	3,139		<2,000> 4,000		2,910	
西部総合事務所環境建築局	33,687	85,834	△52,147	2,987			30,700	
合計	8,889,388	9,022,362	△132,974	1,901,653	<1,011,800> 1,283,000	845,448	4,859,287	県費負担 5,871,087
<p>説明</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業</li> <li>・(新)トトリボーン！普及啓発事業</li> <li>・衛生環境研究所調査研究費</li> <li>・島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業</li> <li>・(新)自然共生サイト企業等連携促進事業</li> <li>・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費</li> <li>・(新)災害廃棄物処理円滑化推進事業</li> <li>・三湖沼水質浄化対策推進事業</li> <li>・犯罪被害者寄り添い支援事業</li> <li>・消費生活センター事業費</li> <li>・地域で進める緑のまちづくり事業</li> <li>・(新)能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業</li> <li>・(新)カーボンニュートラルに向けた中規模建築物ZEB普及促進モデル事業</li> </ul>								

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,092,102	1,969,046	123,056	24,047		(使用料) 24,921 (手数料) 62,111 (受託事業収入) 3,784 (雑入) 36,839 127,655	1,940,400	

事業内容の説明

生活環境部一般職員 263（定数外 9 含む）名分及び会計年度任用職員 59 名分の人件費である。

（単位：千円）

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源
			一般職員	会計年度任用職員				
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	8	3	67,594	452	(手数料) 390 (雑入) 51	66,701
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	42,814		(雑入) 35	42,779
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	25	7	202,197	9,417	(受託事業収入) 3,784 (雑入) 112	188,884
	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	106	29	862,577	4,326	(手数料) 54,870 (雑入) 36,326	767,055
	03 保健所費	01 保健所費	49	5	368,762		(雑入) 82	368,680
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	3		21,507			21,507
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		35,845			35,845
	05 都市計画費	01 都市計画総務費	9		64,521	1,320		63,201
		03 公園費		1		7,169		
	06 住宅費	01 住宅管理費	52	13	419,116	8,532	(使用料) 24,921 (手数料) 6,851 (雑入) 233	378,579
計			263	59	2,092,102	24,047	127,655	1,940,400

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	2,900	2,886	14				2,900	
トータルコスト	17,768千円（前年度 17,700千円） [正職員：1.9人]							
主な業務内容	審議会等の運営、鳥取県環境白書の発行、環境衛生担当職員の研修、環境先進県を目指す鳥取県の取組についての情報発信							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、鳥取県環境審議会等の運営、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 鳥取県環境審議会等の運営（2,900千円）

区 分	内 容
鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う。
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う。
鳥取県公害審査会	公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する。
とっとり環境イニシアティブ県民会議	環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う。

##### (2) その他

- ・鳥取県環境白書の発行
- ・令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理
- ・環境衛生担当職員の研修実施 等

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

環境審議会等を適宜開催し、施策に反映させることで、環境の保全及び快適な環境の創造を推進する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・環境審議会（全体会（2回）、部会（7回））を開催し、鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正、三徳山鳥獣保護区再指定、希少野生動植物の保護管理事業計画、鳥取県廃棄物処理計画、地下水の採取計画及び温泉の動力設置・掘削許可について審議を行った。
- ・新北条砂丘風力発電事業方法書に係る環境影響評価審査会を計5回開催し、審査会報告を知事に提出し、国に対する知事意見に反映させた。
- ・令和5年5月12日に経済・金融・教育機関をはじめ各界関係者から構成される「とっとり環境イニシアティブ県民会議」を開催し、環境政策の方向性を議論した。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空保全活用事業	24,087	29,749	△5,662				24,087	
トータルコスト	47,562千円（前年度 53,140千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	関係機関・者との各種調整、会議・イベント等準備・運営、補助金交付事務							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

鳥取県星空保全条例（平成30年4月1日施行）の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要な事業を実施する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○美しい星空環境への誇りと保全意識を醸成するため、七夕の時期等に星空観察会や移動プラネタリウムなどを活用したイベントを実施する。</li> <li>○宇宙や星空環境への関心を高め、環境保全意識醸成のため、小学生を対象とした国立天文台講師等によるオンライン特別授業を実施する(※1)。</li> <li>○若者が連携して星空の普及啓発等を行う取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円</li> <li>○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。</li> </ul>	2,244
星空保全地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。 ・市町村 [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000千円 ・団体等 [補助率] 10/10 [補助上限] 500千円</li> </ul>	5,000
光害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。 ・屋外照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 130千円/基 ・建築物や看板を照射する照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 200千円/式</li> <li>○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。 [補助率] 市町村負担の1/4</li> </ul>	15,020
人材育成	○本県の美しい星空を地域の各種イベント等で案内できる人材育成を目的に「星空案内人資格(※2)」取得に向けた講座を実施する。	1,823
合 計		24,087

※1 国立天文台「ふれあい天文学」事業など、専門の講師が特別授業を行う制度を活用して実施する。

※2 星空案内人資格…全国展開している民間団体が定めた星空案内の講座を受講し、基準を満たすと資格取得できる。

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

全国随一の美しい星空環境が保全され、環境教育や観光振興など星空環境を活用した地域振興策の取組の拡大を目指し、地域活性化に繋げる。

##### 【取組状況・改善点】

- ・星空保全地域（県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域）は鳥取県星空保全条例の制定から5年で7地域に増え、全県土面積の3分の1以上に拡大した。
- ・若者が連携して実施する星空の普及啓発等について新たな活動が始まっており、それらへの支援や後押しを通じて、星空の魅力の幅広い層への周知に繋げる。
- ・県主催の星空案内人資格取得認定講座において、これまで「星空案内人(準案内人)」は25名が認定され、さらに1名が「星空案内人(正案内人)」の資格を取得した。今後も人材育成に取り組み、美しい星空の普及啓発体制の強化に努める。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7206）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	69,555	84,949	△15,394	4,446			65,109	
トータルコスト	150,772千円（前年度 165,713千円） [正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.6人]							
主な業務内容	各種環境調査（大気汚染、騒音等）、届出事務、立入検査 等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、事業場等への立入検査・指導等を実施し、清浄な環境の保全に努める。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大気汚染防止対策事業	○県内測定局で微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染の状況を常時監視する。 ・測定機器更新（6,964千円） ・測定機器リース（21,306千円）（令和3～13年度債務負担行為設定済） ○工場等に対し立入検査を実施し、排出されるばい煙等の調査測定・指導を行う。 （米子保健所の移転に伴う米子測定局の移設は令和5年度で完了）	28,270
環境汚染化学物質対策事業	○県内の各調査地点における環境（大気、水、土壌）中のダイオキシン類濃度を測定するとともに、施設への立入検査を行う。 ○環境中の化学物質の残留状況を把握するため、生物中に含まれる化学物質の調査を行う。	16,699
石綿飛散防止対策事業	○石綿飛散による健康被害を防止するため、解体工事現場等への立入検査・指導を行う。 ○県内測定局等で大気中の石綿粉じん濃度の測定を行う。 ・石綿分析装置（X線分析装置付き電子顕微鏡）更新（13,662千円）	14,021
環境状況調査	○県内の環境状況を把握するため、各種調査（騒音調査、酸性雨調査、ウラン残土たい積場環境調査、環境ホルモン調査）を実施する。 ・[臨時]環境ホルモン調査業務（2,379千円） ※6年に1回実施	10,565
合 計		69,555

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

大気汚染等の環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、大気汚染防止法等に基づき事業場等への監視・指導等を実施し、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・各法令等に基づき必要な調査・測定を実施し、ホームページ等で情報提供し周知する。
- ・事業場等へ立入検査を実施し各法令の遵守状況を確認するとともに必要な指導を実施する。
- ・大気環境等の把握を適切に行うため、大気測定局等の機能維持を引き続き進めていく。



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境立県推進課管理運営費	9,325	9,325	0				9,325	
トータルコスト	15,585千円（前年度15,563千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	連絡調整等							
事業内容の説明  環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
生活環境部管理運営費	16,309	15,838	471				16,309	
トータルコスト	23,169千円（前年度22,611千円）〔正職員：0.5人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	連絡調整・管理運営、予算・決算、人事・組織							
事業内容の説明  生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) トットリボーン！ 普及啓発事業	38,226	0	38,226	15,850		(基金繰入金) 18,456	3,920	
トータルコスト	53,876千円（前年度 0千円） [正職員：2.0人]							
主な業務内容	委託業務、補助金交付業務等							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
現在、気候非常事態にあるという「危機感」を企業・県民等と共有した上で、2050年脱炭素社会の実現に向けて、県民のライフスタイル転換を促進するための取組を行うとともに、それらの実施状況を県内外へ効果的に情報発信する。								
<b>2 主な事業内容</b>				（単位：千円）				
区 分	内 容							予算額
(新) 県民とともに取り組む再配達削減運動促進事業	宅配再配達削減運動（共同置き配、置き配BOX設置支援等）を実施する。 (1) 置き配BOX設置補助（3,500千円） ※市町村間接補助 [補助対象者] 県民（家庭） [補助率] 市町村補助額の1/2 [補助上限] 5千円/家庭 (2) 再配達削減による脱炭素の啓発（新聞、SNS）（5,000千円） (3) 運輸事業者が中山間地域の店舗等に無料設置する共同置き配ステーションでの啓発経費（1,500千円）							10,000
(新) 災害時対応への再エネ活用普及啓発事業	・再エネ等を活用した体験型の防災訓練（キャンプ）体験の実施。 ・防災訓練と連動したセミナー開催やテレビ、SNSによる効果的な情報発信を行う。							15,850
(新) 自治体ネットワークを活用した人材育成事業	・COP28派遣学生を中心とした「県内学生ネットワーク」を構築し、温対法に基づく「県地球温暖化防止活動推進員」の学生会と位置付ける。 [補助対象者] 県内の大学 [補助率] 10/10 [補助対象事業] 研修講師謝金、旅費、交流活動費							4,226
(新) 戦略的情報発信	・広報専門家の助言を得ながら、脱炭素外部サイトの作成及び県ホームページの体系再構築を行う。							3,150
若者に任せろ！トットリボーン！ドミノキャラバン	脱炭素ライフスタイルへの転換推進のため市町村等が実施する若者提案事業、又は若者を主対象としたモデル事業、普及啓発を支援する。 [補助対象者] 市町村（企業・団体等との共同実施も含む） [補助率] 1/2 [補助上限] 1,000千円/市町村							5,000
合 計								38,226

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

県は2050年の脱炭素社会実現を目指し、2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比）を▲40%から▲60%に引き上げた。（令和4年度末実績（暫定値）：▲26.3%）

#### 【取組状況・改善点】

- ・従来の我慢を強いる省エネのイメージを払拭し、「地球環境」と「健康」を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図る「とっとりエコライフ構想（愛称：トットリボーン!）」を提唱し普及啓発を図っている。
- ・とっとりエコライフ構想の取組を自ら実践するとともに、関係者や顧客に広める取組を行う企業・団体を登録する「とっとりエコライフパートナー制度」を令和4年6月に創設した。  
（加入実績 R5.3末時点：4団体、R6.1末時点：9団体）
- ・令和5年度にドバイで開催されたCOP28に、都道府県として初めて学生（3名）を派遣した。日本政府設置のジャパンパビリオンに登壇し、本県の取組に環境省等から大きな称賛を得た。

（参考）令和5年度6月補正予算額（若者がつなぐトットリボーン！促進事業）うち継続分5,000千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取スタイル PPA 導入推進事業	198,123	74,750	123,373	192,000		(基金繰入金) 6,000	123	
トータルコスト	202,818千円（前年度 80,208千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	補助金・委託業務 等							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイル PPA』を推進する。

※PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約））：施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※鳥取スタイル PPA：県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施する PPA 事業。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取スタイル PPA による県有施設への設置促進	鳥取スタイル PPA では採算性が厳しい県有施設への設置を促進するために、当該県有施設で PPA を行う事業者に補助する。	150,000
鳥取スタイル PPA ワンストップ窓口設置	鳥取スタイル PPA に関する県民や事業者からの問合せへの対応や普及啓発を行う窓口を設置する。 <委託先> 家庭・企業向け … 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター 工務店向け … （一社）鳥取県木造住宅推進協議会	6,000
鳥取スタイル PPA 推進事業者支援事業	鳥取スタイル PPA の導入を加速させることに意欲的な事業者のシステム整備や PPA 導入促進に補助をする。 [補助対象者] PPA で家庭に太陽光発電設備を設置する事業者 [補助率] 定額 [補助額] 導入 1kW あたり 70 千円 [補助上限] 420 千円	42,000
審査会運営	事業者を選定するための審査会を開催する。	123
合 計		198,123

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を目指し、固定価格買取制度（FIT制度）に代わる太陽光発電導入促進策として PPA 手法の推進に取り組む。

##### 【取組状況・改善点】

- ・県内の地域新電力、発電事業者、金融機関と連携した「鳥取スタイル PPA 推進研究会」を中心に、住宅にも PPA による太陽光発電施設の設置促進に向けた取組を進めており、導入が始まった。
- ・県有施設のうち太陽光発電が設置可能な施設については、令和4年度に導入可能性調査を実施した。調査結果を基に令和5年度から県内事業者による PPA 手法を導入している。

（参考）令和5年度6月補正予算額（鳥取スタイル PPA 導入推進事業） 43,500千円

県有施設への導入：令和5年度予定3件（鳥取東高校、鳥取工業高校、畜産試験場）

中海テレビによる住宅へのサービス：15件導入済み

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) LP ガス料金高騰対策支援事業	56,250	0	56,250	56,250				
トータルコスト	57,033 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	委託業務・補助金等交付に係る事務							

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

**1 事業の目的・概要**

LP ガス料金が高騰しているため、LP ガス販売事業者を通じて一般消費者等の負担軽減を図る。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

内 容	予算額
鳥取県 LP ガス協会を通じて、LP ガス使用料金を値下げした事業者に対して補助する。 [補助対象者] (一社) 鳥取県 LP ガス協会 [補助率] 10/10 [補助額] 375 円/契約者×150,000 者	56,250
※補助額の根拠 国の電気料金・都市ガスへの支援状況に合わせて、令和6年4月分として前回の支援額（250 円/月）と同額、5月分としてその半額（125 円/月）を支援する。	
合計	56,250

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

LP ガス料金の高騰に対して、国の支援対象でない LP ガスについて、約 15 万者の LP ガス使用者の負担軽減を図る。

**【取組状況・改善点】**

令和5年6月補正予算において、令和5年8月・9月検針分で合計 3,000 円/契約者の値引きを行い、令和5年11月補正予算において、令和6年1月検針分で 1,500 円/契約者の値引きを実施している。（一部事業者は対象検針月が異なる）

（参考）令和5年度補正予算額（LP ガス料金高騰対策支援事業） 700,000 千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業の脱炭素経営促進事業	16,700	16,700	0				16,700	
トータルコスト	20,613千円（前年度20,599千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金の制度設計・交付事務、広報・周知、委託先との調整							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県内企業を脱炭素経営に誘導するため、省エネ設備・自家消費型太陽光設備の導入、EV商用車等の導入を支援する。また、これらの投資の足掛かりとなる企業の省エネ診断を行う事業者を育成し、県内企業が省エネ診断を受けやすい環境を構築する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
地域での省エネ診断促進事業	県内企業が省エネ診断を受けやすい環境を構築するため、省エネ診断を実施可能な県内人材を育成する。	2,000
再エネ100宣言RE Action推進事業補助金	(1) 省エネ対応設備導入支援事業 省エネ性能の高い設備への更新等に必要経費 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円/企業・団体 (2) 太陽光発電設備導入支援事業 自家消費型の太陽光発電設備を導入する経費 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円/企業・団体 (3) EV商用車導入支援事業 商用EV等の導入経費 [補助率] 10/10 [補助上限] 5台/企業・団体 ・EV:200千円/台 ・ミニカー、電気原付:100千円/台 (4) EV充電設備導入支援事業 EV等充電設備の導入経費 [補助率] 10/10 [補助上限] 5基/企業・団体 ・充電用コンセント:1基あたり30千円 ・充電用コンセントスタンド:1基あたり60千円 ・普通充電設備:1基あたり180千円 ・V2H充放電設備:1基あたり375千円	14,700
合 計		16,700

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

鳥取県のCO2排出量削減について、2030年に2013年度比60%減を達成するため、企業部門の排出量削減と脱炭素経営への誘導を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・CO2排出量は、2022年度実績（暫定）で2013年度比26.3%減である。
- ・令和5年度に開始した省エネ診断員の育成講座は18名が修了し、県登録省エネ診断員としての活動を始めている。
- ・企業等向けセミナーを開催し、脱炭素経営の普及啓発を行うとともに、RE Actionへの積極的な参加を呼びかけ、RE Action参加企業は令和4年度末の19社から23社（令和5年12月現在）に増加し、脱炭素経営に取り組む企業が拡大した。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	444,995	446,717	△1,722		<200,000> 400,000		44,995	県費負担 244,995
トータルコスト	455,767千円（前年度 457,388千円） [正職員：1人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	鳥取県県有施設中長期保全計画に沿った営繕工事の実施							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設（知事部局主要施設）を将来的にZEB（※）化することを旨とし、既存施設にLED照明を導入する。

※ZEB（Net Zero Energy Building/ゼブ）：快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

##### 2 主な事業内容

知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。

（令和6年度計画：中部総合事務所等10施設）

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

『鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）（平成29年2月策定）』の対象施設（69施設（※））のうち62施設において、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）の9カ年でLED照明の導入割合を100%にすることとし、優先的に当初の4カ年で、築20年度を経過した施設を100%LED化する。

※69施設のうち、本事業対象外の7施設の内訳は、既にLED化実施済（6施設）と解体予定（1施設）

###### 【取組状況・改善点】

- ・『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）』において、国は2030年度までに既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を100%とする目標を掲げている。
- ・また、本県においても、令和3年度に『環境にやさしい県庁率先行動計画』を改訂し、照明器具のLED化を加速させることとしている。
- ・本事業では、年次計画に従って、令和4年度に18施設（県庁舎（本庁舎）ほか）、令和5年度に11施設（県庁舎（第2庁舎））にLED照明を導入し、本事業のLED化の進捗は約47%となった。令和3年度比で年間約1,400千kWhの電力量を削減し、CO2排出量に換算（※1）すると約770tCO2/年の削減となり、一般家庭の年間CO2排出量（※2）約130世帯分相当の削減効果と試算される。

※1 令和4年度実績（最新）の電気排出係数0.552tCO2/千kWh

※2 鳥取県に一世帯当たりの年間CO2排出量（自動車による同排出量含む）約6tCO2/年

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	(債務負担行為) 25,000	(債務負担行為) 25,000	(債務負担行為) 0				(債務負担行為) 25,000	
	74,075	74,075	0				74,075	
トータルコスト	87,378千円（前年度 87,330千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	補助金業務、市町村との調整							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO法人、市町村、エネルギー事業者等の取組を支援し、本県における再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、市町村と連携し、太陽光発電設備や蓄電池等の導入支援を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
体制づくり・啓発支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 〔補助率〕 10/10 〔補助上限〕 300千円 〔事業主体〕 地域団体、NPO法人 等	900
	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイドンスコーナー等の導入を支援する。 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 300千円 〔事業主体〕 エネルギーパークの施設管理者	300
計画策定支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3 (※1) 〔補助上限〕 3,000千円 〔事業主体〕 市町村、地域団体、NPO法人、再エネ事業者 等 〔補助事業期間〕 最長2年 〔債務負担行為〕 6,000千円（令和7年度）	12,000
事業化支援	地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3 (※1) 〔補助上限〕 10,000千円 （但しFIT(※2) 価格算定対象費用(※3)を除く） 〔事業主体〕 地域団体、NPO法人、再エネ事業者 〔補助事業期間〕 最長3年 〔債務負担行為〕 15,000千円（令和7～8年度）	10,000
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電（10kW未満）、薪ストーブ、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 〔補助率〕 市町村補助額の1/2 〔実施主体〕 市町村 〔補助事業期間〕 最長2年 〔債務負担行為〕 4,000千円（令和7年度）	50,875
合 計		74,075

※1 補助率が2/3となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合

※2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度

※3 FIT 価格算定対象費用例：FIT認定を受けた設備の設置費、本体費、撤去費、1km以下の電源線費用 等

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

県内需要電力に対する再生可能エネルギー割合60%（令和12年度）達成に向けて、地域が主体となった自家消費・地域内消費も含めた再生可能エネルギー発電や熱供給の取組を支援する。

##### 【取組状況・改善点】

県内需要電力に対する再生可能エネルギー割合は41.3%（令和4年度実績）と国の数値を上回る高い水準となっており、引き続き事業者や家庭等が行う再生可能エネルギー導入促進への取組を支援する。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	(債務負担行為) 1,050 8,567	(債務負担行為) 11,913 5,245	(債務負担行為) △10,863 3,322				(債務負担行為) 1,050 8,567	
トータルコスト	14,045千円（前年度 10,703千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	委託業務 等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

電気自動車（EV, PHV）普及に向けた充電環境の整備を進めるため、県有施設における充電環境の充実を図るとともに、県有施設に既に導入している急速充電器を適正に維持管理し、利用者の利便性を確保する。

また、公用EVの率先導入に伴い、新たに公用EV用充電コンセントを整備する。

※EV:電気自動車 PHV:プラグインハイブリッド車 FCV:燃料電池自動車

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
【新規】県有施設EV充電器新設・更新事業	充電器の設置から保守管理・運営までを一貫して行う民間EV充電サービス事業者に県有施設での充電サービスを実施してもらおう。令和6年度：新設（3カ所）、更新（1カ所） [債務負担] 1,050千円（令和7年度～13年度）	3,250
県有施設EV急速充電器運営委託事業	県有施設5カ所に既設している急速充電器の保守管理・運営を民間事業者へ委託する。	2,310
公用車EV・FCV運用事業	災害等の非常時において電力供給源とするため、EV・FCVをリース契約し、公用車として活用する。併せて公用EV用の充電コンセントを4口整備する。	3,007
合 計		8,567

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

環境面及び災害時等における有効性を周知し、次世代自動車の普及促進を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・県内のEV・PHVの新車登録台数は、月平均で令和3年が約10台、令和4年が約20台、令和5年上期が約40台と、年々増加している。

（令和5年12月時点の県内普及台数 EV：992台、PHV：1,237台、FCV：2台）

- ・県内の充電器の整備状況は、急速充電器78口、普通充電器199口、計277口（令和5年12月時点）であり、令和5年度当初における都道府県人口当たりの急速充電器数は全国1位となっている。

- ・EV充電器整備に向けた民間事業者の動向を確認しつつ、効率的な整備を進めている。

平成25年以降…県が直営で充電器の設置、修繕管理等を実施。

令和3年度以降…県がEV急速充電器設置を行い、保守管理・運営を民間事業者に委託。

（令和3年度：県庁舎3カ所、令和4年度：県有集客施設2カ所）

- 令和6年度以降…充電器の設置から保守管理・運営までを一貫して行う民間EV充電サービス事業者が県有施設での充電サービスを実施してもらおう。

（令和6年度：新設3カ所、更新1カ所）



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	25,533	24,833	700			(寄附金) 1,000 (基金繰入金) 22,641 (財産収入) 13 23,654	1,879	
トータルコスト	43,531 千円（前年度 42,766 千円） [正職員：2.3人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、他団体との調整、委託・補助金業務 等							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
温室効果ガスの削減や、持続可能な社会の構築を推進するため、環境教育や環境活動を支援し、県民の関心を高め行動を促す。								
<b>2 主な事業内容</b>				（単位：千円）				
区分	内 容						予算額	
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運営業務委託	地球温暖化防止の普及啓発等の業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」として指定する特定非営利活動法人エコパートナーととりに委託する。（指定期間：R4.4.1～R7.3.31） ・地球温暖化防止の普及啓発を行う人材（推進員）の育成 ・地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 ・親子・家庭向け脱炭素ガイドブックの制作 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関。						8,089	
普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業等に委託する。 ・小学生を対象に廃棄物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」を募集する「エコアイデアコンテスト」の実施 ・学校や保育所等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ・「とっとり自然環境館」を拠点とした、再生可能エネルギーや地球環境をテーマとする体験型講座の開催 ・教員対象の環境教育研修の実施、気候変動教育教材の作成 等						12,730	
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 [補助率] 10/10 [上限額] 100 千円 ・こどもエコクラブ活動の支援 [補助率] 市町村負担額の 1/2 [上限額] 700 円/人 ・環境教育・学習アドバイザーの派遣						2,905	
その他	県有施設の TEASⅡ種審査委託、会議・研修会開催等の経費						1,809	
合 計							25,533	

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

様々な主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人材の育成を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・県民、住民団体、事業者、行政等の連携・協働による環境先進県を目指し、本県の特徴を取り入れながら、環境に関する普及啓発や活動支援に取り組むことで、県民に環境について考え実践するきっかけとしていただくことができた。
- ・2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県民一人ひとりが脱炭素ライフスタイルへ転換する意識をより高める必要がある。
- ・今後の温暖化防止センター運営については、事業者やメディア、推進員と連携しながら、WEB・SNSなどを活用して、温室効果ガスの削減につながる情報発信を強化していく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	(債務負担行為) 11,860 7,496	7,496	(債務負担行為) 11,860 0				(債務負担行為) 11,860 7,496	
トータルコスト	11,409千円（前年度 11,395千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	研究会の開催 等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等の海洋環境調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により機運の醸成を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
メタンハイドレートの基礎調査	県が水産試験場の第一鳥取丸を活用し、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等において、水質やメタン濃度等の海洋環境調査を行う。 メタンハイドレートに知見のある学識関係者とのワークショップ、研究会の開催等を行う。	1,466
鳥取大学への奨学寄附（調査研究・普及啓発）	鳥取大学への奨学寄附により、メタンハイドレート関連の学生向け講義・調査研究・普及啓発を行う。 [債務負担]11,860千円（令和7～8年度）	5,930
その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100
合 計		7,496

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等の海洋環境調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により開発機運の醸成を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・国が、令和5年度末までに改定を予定している第4期海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の中で、日本海沖の表層型メタンハイドレートの今後の取組については、「民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトの開始目標である令和12年度に向けて海洋産出試験等を実施する」とされる方向で検討されている。
- ・県は、国の事業実施状況も踏まえながら、鳥取大学等の研究機関等と連携して県民の理解促進や機運醸成を行う。また、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等の海洋環境調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により開発機運の醸成を図る。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー啓発事業	4,636	4,543	93			(基金繰入金) 1,000	3,636	
トータルコスト	12,461千円（前年度13,899千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	会議・イベント等の運營業務、委託先への発注業務、契約業務 等							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

2050年「脱炭素社会」の実現に向け、再生可能エネルギーの一層の推進に資する水素エネルギーに対する県民理解の促進を進める。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
水素エネルギー実証 （環境教育）拠点整備プロジェクト	子どもから大人まで水素エネルギーを学習できる施設「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営を行う。（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会 （構成団体：鳥取ガス（株）、積水ハウス（株）、（株）とっとり市民電力、（株）アクシス、（株）ホンダカーズ鳥取、公立鳥取環境大学、鳥取市、鳥取県）	3,636
水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備など、水素エネルギーに対する県民理解促進に向けたツールの作成に取り組む。	1,000
合 計		4,636

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

「鳥取すいそ学びうむ」を拠点として、子どもたちの環境教育の推進や幅広い普及啓発等に取り組む。

##### 【取組状況・改善点】

- ・水素エネルギーの幅広い普及に向けては、未だコストや技術面における課題が多く、現在国主導で様々な研究開発や技術実証等が進められている段階にある。
- ・本県では平成29年9月に開設した学習施設「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」を活用し、将来的な普及を見据えて水素エネルギーの特性や活用意義に係る理解を広げる取組を行っている。

すいそ学びうむの来場者数：約5,200人（令和5年10月末現在）

区分（年度）	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
来場者数（人）	195	707	1,195	587	400	597	786	707

（H29、H30はイベント来場者数を含む）

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
電源立地地域整備費	72,208	72,611	△403	72,208										
トータルコスト	72,991千円（前年度73,391千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	申請内容の審査、交付金の支払、市町・文部科学省との協議・調整													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金名 電源立地地域対策交付金</li> <li>・ 補助率 10/10（文部科学省）</li> <li>・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費</li> <li>・ 限度額 対象市町の面積、人口や電力需要家数等により算定</li> <li>・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町</li> </ul> <p>&lt; 交付金の内訳 &gt; <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">電源立地地域対策交付金</td> <td style="text-align: right;">72,208</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鳥取市（佐治町）</td> <td style="text-align: right;">18,923</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">三朝町</td> <td style="text-align: right;">53,285</td> </tr> </table>									電源立地地域対策交付金	72,208	鳥取市（佐治町）	18,923	三朝町	53,285
電源立地地域対策交付金	72,208													
鳥取市（佐治町）	18,923													
三朝町	53,285													
脱炭素社会推進課管理運営費	8,522	8,522	0				8,522							
トータルコスト	9,305千円（前年度9,302千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	連絡調整等													
事業内容の説明														
脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。														

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	17,976	11,208	6,768				17,976	
トータルコスト	60,231千円（前年度 45,514千円） [正職員：5.4人]							
主な業務内容	衛生・環境分野の調査研究							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応、廃棄物等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：8課題）								
<b>2 事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span>								
課題名／研究概要								予算額
<b>【継続】汽水湖の水質形成に関する研究</b> 県内汽水湖（湖山池・東郷池）の水質改善策の検討に必要な湖内の水質形成に関する基礎情報を得る。特に汽水湖の水質形成に重要な湖内の塩分躍層 <sup>*1)</sup> の形成が水質に与える影響をモニタリングし、海水遡上と湖内水質との関係性を明らかにする。 <sup>*1)</sup> 塩分躍層：汽水湖等において、ある水深を境に塩分濃度が急激に変化する層								4,094
<b>【新規（組換）】水環境における生物多様性保全事業</b> 湖山池・東郷池で衰退が著しい水生植物及び湖山池で消失した鳥取県特定希少野生動植物のカラスガイについて、湖内または流域内での保全を進め、湖沼生態系・生物多様性の回復を行う。								2,104
<b>【新規（組換）】気候変動影響調査事業</b> 降水・降雪の性質に関する情報を収集し、過去のデータと比較して生じている気候変動による変化を分析して、水資源への影響を明らかにし、涵養される水量の維持・回復等の水資源保全に係る適応策の検討の一助とする。								4,389
<b>【新規】環境調査への迅速分析法の適用に関する研究</b> 土壌の溶出操作や重金属等有害物質の迅速分析法を活用し、土壌汚染等の広範囲の調査が必要な現場レベルに対応できる分析方法を構築する。								3,269
<b>【継続】焼却残渣に含有する水銀のモニタリング調査</b> 焼却残渣の水銀含有量変化をモニタリングし、水銀含有廃棄物の回収の効果を検証する。								700
<b>【新規】残留農薬試験の内部品質管理試験方法の変更の検討</b> 農産物中の残留農薬試験における技術水準の確認と、品質管理試験方法の合理化について検討を行う。								1,300
<b>【新規】感染症及び食中毒に関する検査項目の拡充</b> 感染症や食中毒等発生頻度の高い疾病を中心に、当所で実施できる検査項目を拡充することで、検査の迅速化及び検査体制の強化を図る。								1,000
<b>【継続】鳥取県におけるVOCのオゾン生成リスクに関する研究</b> 県内の大気中VOC調査結果からオゾン（光化学オキシダントの主要物質）の県内での生成リスクを評価し、光化学オキシダント対策の一助とする。								1,120
<b>【廃止】前年度で終了した事業（課題数：3課題）</b> ○水環境における特定希少野生動植物保全事業（1,080千円） ○気候変動影響調査事業（2,490千円） ○六価クロムの現場迅速分析法に関する研究（1,338千円）								—
計								17,976

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所 管理運営費	(債務負担行為) 92,220 108,399	(債務負担行為) 95,171 111,656	(債務負担行為) △2,951 △3,257	1,246		(財産収入) 50 (受託事業収入) 1,595 1,645	(債務負担行為) 92,220 105,508	
トータルコスト	167,320千円（前年度 170,179千円） [正職員：6.4人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	試験所認定の国際規格 ISO17025 の登録維持、検査精度管理、衛生環境研究所の管理運営							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 衛生環境研究所の管理運営等に要する経費である。 (ISO17025 認定維持及び精度管理事業を統合)</p> <p><b>2 主な事業内容</b> (1) ISO17025 認定維持及び精度管理事業 (3,327千円) ISO17025 の取組を継続して実施し、試験検査の信頼性確保と精度の向上を図るとともに、県内民間検査機関等の試験検査の向上のための支援を行う。 (2) 管理運営費 (105,072千円) 衛生環境研究所の適切な管理運営を行う。 [債務負担行為] 92,220千円 (令和7～16年度、分析機器等更新に伴うリース料)</p>								
衛生環境研究所 発信事業	1,805	1,804	1				1,805	
トータルコスト	13,543千円（前年度 13,500千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	試験研究成果及び環境・感染症情報の提供、鳥取県・江原道環境衛生学会の開催、環境学習・活動の支援							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> ○当所の研究成果や環境・感染症情報を積極的に発信するとともに、県民の環境学習や活動を支援し、研究成果や情報の有効活用と県民の意識向上を図る。 ○当所と韓国江原道保健環境研究院で学会（※）を開催し、相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。（※令和6年度 鳥取県・江原道環境衛生学会：開催予定地 江原道）</p> <p><b>2 主な事業内容</b> ・施設見学の受入れと、環境衛生に関する学習や活動の支援。 ・学会や研修会、江原道との環境衛生学会等での研究成果の発信。 ・感染症の流行情報などのホームページや機関誌等への提示。 ・当所の調査研究計画や成果に対する、外部有識者による評価審査。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 【事業目標】 ・当所が有する環境や感染症に関する情報や技能を活用し、小中学生の環境学習のほか、関係する各種団体の活動を支援する。 ・調査研究に係る計画や成果に対し、外部有識者による評価や大学等の研究者らとの情報交換を通じて研究内容の充実を図るとともに、その成果を広く発信する。 【取組状況・改善点】 ・身の回りの環境や感染症への関心を高めるため、令和5年度に施設見学を12回実施、208名を受け入れた。 ・小学生の親子を対象とした「夏休み親子実験教室」を実施し、8組17名が参加した。 ・本県で開催した第50回環境保全・公害防止研究発表会や公衆衛生学会のほか、県外での各種学会等にて、調査研究で得られた成果を発信した。 ・外部有識者による評価を通じ、研究課題を修正・見直ししながら、充実化を図った。</p>								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 2 款 総務費

#### 6 項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 1 目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	28,914	25,410	3,504	28,914				
トータルコスト	54,371 千円（前年度 50,651 千円） [正職員：2.5 人、会計年度任用職員：2 人]							
主な業務内容	平常時モニタリング業務、緊急時モニタリング計画の改定、原子力防災訓練等							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」において、島根原子力発電所 30 km 圏内（UPZ）の環境放射能の平常時モニタリングを行う。 放射能測定に係る専門研修等に職員を派遣し、放射能測定の知識及び技術を有する人材を育成する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      (1) 平常時モニタリング（3,150 千円） 放射線監視等交付金（原子力規制庁）を受けて、島根原子力発電所 30km 圏内において、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び住民の被ばく線量等の推定、評価を行う。 緊急事態の発生に平常時から備えるため、モニタリングポスト（固定局 2 箇所、可搬局 11 箇所）による空間放射線量率等の自動連続測定に加え、毎年度定める測定計画に従い、大気浮遊じんや陸水、海水等の環境試料を採取し、放射性セシウム等の原子力発電所由来の放射性核種による放射能濃度等の測定分析を行う。                      (2) センター職員に係る人材育成（1,600 千円） 研修、講習会等での放射能測定に係る技術の習得。法で義務づけられる放射線取扱主任者の養成。                      (3) センターの管理運営（24,164 千円） 測定結果の精度を確保するため、測定機器の点検・校正、クロスチェック等の精度管理の実施。                      (4) 緊急時モニタリング訓練の実施等 原子力関連の防災訓練に合わせ、他機関と連携して緊急時モニタリング訓練や研修を実施。</p> <p><b>3 取組状況・改善点</b> 平常時モニタリング結果については、過年度の測定結果と同レベルであり島根原子力発電所からの影響は認められていない。なお、結果は鳥取県原子力安全顧問の確認を経て公表している。</p>								

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査事業	19,054	26,678	△7,624	19,054				
トータルコスト	27,479 千円（前年度 35,010 千円） [正職員：0.7 人、会計年度任用職員：1 人]							
主な業務内容	測定、取りまとめ・報告、国との調整、委託費事務							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 原子力規制庁からの委託事業（全都道府県が受託）として、県内の原子力施設周辺以外の地域の放射線量率や環境試料等の人工核種による放射能濃度を測定して報告し、全国的な水準を把握するとともに、フォールアウト（核実験・原子力施設事故等による放射性粒子の降下）の環境への影響を確認する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      (1) 空間放射線量率調査 県内 6 地点（鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日野町）にモニタリングポストを設置して空間線量率を自動連続測定し、リアルタイムで結果を国へ送る。                      (2) 環境試料中の放射能濃度測定 県内の降下物、土壌、野菜等 環境試料中の人工核種による放射能濃度等を測定し、国へ報告する。</p> <p><b>3 取組状況・改善点</b> 令和 5 年度には測定機器の更新を行い、測定の精度がさらに高まった。</p>								

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	260,814	246,361	14,453	124,809	<88,000> 113,000	(雑入) 342	22,663	県費負担 110,663
トータルコスト	317,154千円（前年度 302,499千円）〔正職員：7.2人〕							
主な業務内容	委託、工事発注及び負担金交付事務等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

国立公園を、世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることを目的とした「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするための整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山滝吊橋架替（100,000）</li> <li>大山夏山登山道改修（木道、丸太階段）（136,800）</li> <li>大山夏山登山道標識設置 N=2箇所（2,000）</li> <li>大山総合案内施設整備実施設計（1,122）</li> <li>三徳山公衆便所屋根改修（10,775）</li> <li>一向平落石対策測量設計（7,000）</li> </ul>	257,697
大山入山協力金運営事業	登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対し負担金を交付する。	2,015
大山頂上トイレ汚泥キャリアダウン事業	大山頂上避難小屋浄化槽の汚泥の荷降ろしをボランティアにより実施する。	1,102
合計		260,814

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- 大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラム 2025 に定める以下の目標達成に向けて、大山登山道や中国自然歩道を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

I 自然と文化を活かした上質な観光を提供し、大山隠岐国立公園ならではの魅力を極める。

II 新型コロナウイルス感染症による影響前の水準まで国内外からの利用者数を回復させる。

指標	日本人旅行者 延べ宿泊者数	外国人旅行者 延べ宿泊者数	クルーズ船等の 利用者数
目標値(R1推計値)	383.3万人	14.9万人	4,445人
R3推計値	255.4万人	0.6万人	未発表

（環境省調べ）

- 大山入山協力金を募ることにより、大山の山岳環境保全に必要な財源を確保するとともに、大山を皆で守っていく気運の醸成や山に対する理解の促進を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- 平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定され、同協議会が同年12月に策定したステップアッププログラムに基づき、国内外の観光客の誘客促進に向け、頂上避難小屋全面改修、博労座駐車場改修など大山地域全体を活かす総合的な整備を進めている。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等魅力向上事業	167,130	81,017	86,113	54,587	<43,000> 55,000	(寄付金) 3,192 (雑入) 3,689 6,881	50,662	県費負担 93,662
トータルコスト	248,195千円（前年度156,739千円） [正職員：8.1人、会計年度任用職員：6人]							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、規制・マナーの普及啓発							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等を実施する。</p> <p>また、鳥取の景勝地や主要な山々の魅力等を情報発信し、新たな観光需要を喚起するとともに、自然保護思想の普及啓発等により保護と利活用のバランスの取れた自然保護行政を推進する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容							予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝ヶ磯歩道改修（20,000）</li> <li>・熊井浜歩道改修（木道整備）（10,000）</li> <li>・氷ノ山登山道改修（氷ノ越コース、仙谷コース）（30,000）</li> <li>・雨滝鋼製階段改修（55,000）</li> <li>・天神池休憩舎屋根全面改修（5,000）</li> </ul> </li> <li>○市町村営整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・菅滝遊歩道改修（1,337） [実施主体] 鳥取市 [補助率] 1/2</li> </ul> </li> </ul>							121,337
自然公園等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園施設等修繕工事等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨ヶ磯斜面点検（2,200）</li> <li>・公園施設修繕工事等枠（15,000）</li> </ul> </li> <li>○公衆トイレ及び自然歩道等の管理（22,217）</li> <li>○公園施設に係る借地料（1,185）</li> <li>○施設賠償責任保険料（411）</li> </ul>							41,013
「とっとりの山」魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会負担金 県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会」に対して、負担金を交付する。（800）</li> <li>○（一財）全国山の日協議会負担金（30）</li> <li>○日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金（100）</li> <li>○氷ノ山キャリアアップ登山（350）</li> </ul>							1,280
国立公園清掃活動費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。</li> <li>[負担割合] 国 1/4、県 1/4、市町村 1/2</li> </ul>							2,720
日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格（公益社団法人日本山岳ガイド協会実施）の取得者に対し、資格取得に要した経費を補助する。</li> <li>[補助上限] 100千円</li> </ul>							500
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等							280
合 計							167,130	

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

自然公園における安全で快適な利用環境の整備を進める。

#### 【取組状況・改善点】

自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	(債務負担行為) 9,852	(債務負担行為) 221,925	(債務負担行為) △212,073				(債務負担行為) 9,852	
	57,873	124,617	△66,744	3,732			54,141	

トータルコスト 61,786千円（前年度 133,973千円） [正職員：0.5人]

主な業務内容 管理運営状況の確認、指定管理者との調整、各工事契約等事務

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」の管理運営を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
指定管理委託料	[指定管理者] (一財) 鳥取県観光事業団 [指定管理期間] 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） （人件費増額分1,733、物価上昇分730、光熱費7,580）	54,343
連絡橋の橋梁点検及び補修設計業務	氷ノ山自然ふれあい館と高原の宿氷太くんを結ぶ連絡橋の橋梁点検を実施する。	2,500
備品購入	・AED（既設AEDの更新）（200） ・除湿機（地下倉庫の結露対策）（830）	1,030
合計		57,873

※債務負担行為を設定した令和5年度当初予算以降に、民間給与及び物価指数に3%超の大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額する。  
（令和7～10年度分も同様に増額するため、債務負担行為を追加する。）  
また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数の伸びを考慮して令和6年度分を算定した。

#### 【参考】次期指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：令和6年度当初予算において、令和5年度民間給与実態調査を反映した単価で再算定を行う。  
令和7年度以降は、民間給与実態調査を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：令和6年度当初予算において、令和5年度当初予算編成時からの鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。  
令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にすることを育む。

#### 【取組状況・改善点】

- ・指定管理者の創意工夫により、年間を通じたファミリー向け体験プログラムや自然観察会・トレッキング等、体験メニューが充実したことから、利用者数は増加している。
- ・令和6年4月から引き続き指定管理者となる（一財）鳥取県観光事業団は、若桜町営3施設（わかさ氷ノ山キャンプ場、氷ノ山高原の宿氷太くん、若桜町営スキー場）の指定管理者の中一&スマイルカンパニー（株）と令和5年10月に戦略的パートナーシップ協定を締結して、協働してのPR、自然体験プログラムを組み込んだ宿泊プランや研修旅行等の造成と営業活動を推進するとともに、地域との連携強化により、集客等の相乗効果を狙うこととしており、更なる利用者増と満足度の向上につなげていく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業	23,180	21,250	1,930				23,180	
トータルコスト	26,310千円（前年度24,369千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	鳥取砂丘ビジターセンターに係る予算事務、管理運営状況の調整							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター」及び令和5年4月に砂丘西側にオープンした「山陰海岸国立公園鳥取砂丘フィールドハウス」を管理運営する。

また、鳥取砂丘の多様な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民、観光客等の理解と関心を深め、その滞在時間及びリピーターの増加を図る。

##### 2 主な事業内容

###### ○負担金の交付（23,180千円）

鳥取砂丘ビジターセンター及び鳥取砂丘フィールドハウスにおいて、県民、観光客へのワンストップサービス、周辺の観光情報の提供、自然体験学習・砂丘に関する各種情報の提供等を行う国・県・市・（一財）自然公園財団で構成する「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会」（以下「協議会」という。）に対して負担金を交付する。

###### <施設の所管>

- ・鳥取砂丘ビジターセンター：環境省所管 ※年中無休（フィールドハウスも同じ）
- ・鳥取砂丘フィールドハウス：環境省所管「風紋館」と県所管「オアシス館」の2館で構成

###### <協議会の概要及び経費負担の考え方>

建物及び展示設備の維持管理経費については各施設を所管する環境省及び県が負担し、人件費、事務費及び事業費については県及び鳥取市が応分の負担をする。

###### <運営体制の強化>

令和6年春の鳥取砂丘西側キャンプ場のオープンに伴うガイド需要の増加等に対応するため、職員（臨時職員）1名を増員する。

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

鳥取砂丘を訪れる観光客が安心して砂丘の魅力を楽しめるよう充実したサービスを提供する。

###### 【取組状況・改善点】

###### ○鳥取砂丘ビジターセンター

- ・年間を通して様々な企画展示やガイド案内を行い、砂丘の魅力発信や観光情報の提供に取り組んでいる。
- ・令和5年度の入館者数は、令和5年12月末時点で令和4年度に比べ3割超増加し、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、コロナ禍前の令和元年度に比べ2割超増加した。令和5年7月にはオープン以来、通算100万人を達成した。
- ・熱中症等体調不良者の救護対応を、鳥取砂丘レンジャーや自然公園財団スタッフ等と協力して行っている。夏季には、専任の臨時職員を配置（R3～）しているほか、令和5年度は鳥取市の「クールシェルター」（環境省の地域モデル事業）施設として観光客に館内での休憩を積極的に促すなど、関係機関と連携して熱中症対策を強化している。

###### ○鳥取砂丘フィールドハウス

- ・入館者数は令和5年12月末時点で33,472人に達した。
- ・来春の鳥取砂丘西側キャンプ場のオープンに伴い、砂丘西側での散策やガイドツアー等の充実、砂丘の魅力発信、周辺情報の提供等を積極的に行い、利用者の満足度向上や砂丘周辺での滞在時間の増加、リピーターの確保に繋げていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（電話：0857-22-0582）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘熱中症等対策事業	4,373	4,854	△481				4,373	
トータルコスト	7,503千円（前年度 7,973千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務契約、備品購入等事務、巡視映像確認等、関係機関との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年の猛暑やアフターコロナの人流回復等により、今後も熱中症発生件数の増加が懸念されることから砂丘内の監視及び救助体制をより一層強化し、鳥取砂丘全域をより安全に散策できる環境への改善を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取砂丘ドローン巡視委託	ドローンを飛行させ、体調不良等、砂丘内に異常がないか巡視する業務を委託。 【拡充】 ・様態確認を円滑に行えるようスピーカー搭載のドローンを導入 ・巡視対象日の拡大（7月・8月は毎日巡視）	4,373

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・熱中症と見られる症状で動けなくなる観光客の救急体制を強化し、鳥取砂丘内を安全に散策できる環境整備を図る。
- ・熱中症死亡事例の再発防止、砂丘西側での相次ぐ新たな集客施設のオープンなど砂丘利用エリア拡大に対応した監視体制の強化を図る。

【取組状況・改善点】

- ・鳥取砂丘レンジャー、鳥取砂丘ビジターセンター及び（一財）自然公園財団が協働し、熱中症による体調不良者の救助対応にあたっており、観光客の安全を確保している。
- ・体調不良事案や車両乗り入れ疑い事案の現場確認等に活用するために、令和3年度から職員によるドローン巡視を開始した。

令和5年度からは、専門業者にドローン巡視業務を委託し、鳥取砂丘西側の巡視強化を図っている。

（体調不良者：1件、落書き：2件、遊泳：5件、飛行：2件、工作物の設置：1件）

	熱中症による救急対応件数	救急搬送車の出動回数	ドローン巡視日数（回数）
令和4年度	71件	39回	延べ35日（35回）
令和5年度	51件	27回	延べ45日（252回）

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

自然共生課（電話：0857-22-0582）

### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	25,527	21,891	3,636				25,527	
トータルコスト	51,279千円（前年度 47,419千円） [正職員：2.5人、会計年度任用職員：2.1人]							
主な業務内容	巡視活動、鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、未来会議事務局運営、関係機関・団体との連絡調整							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図る。また、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取砂丘除草業務等の委託	除草の効率性を高めるため、除草、砂丘周辺保安林の手入れ、ボランティア除草に係る業務を（一財）自然公園財団に委託する。	10,976
鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持される自然サイクルによる「砂の動く生きている砂丘」の保全・再生を目指し、鳥取砂丘未来会議が行う事業に要する経費について、県・鳥取市が各1/2ずつ負担する。	11,686
事務費	事務所賃借料等	2,865
合計		25,527

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

- ・砂丘利用者と協働し鳥取砂丘の保全と再生を推進するとともに、適切な利活用が図られるよう巡視指導等により条例の趣旨の普及啓発を行う。
- ・国の天然記念物指定当時（昭和30年代）のような「砂の動く生きている砂丘」を承継するための取組を進めていく。
- ・令和6年度における除草ボランティア参加者数は3,500人を目標とする。

##### 【取組状況・改善点】

- ・県民・企業等のボランティア活動や鳥取砂丘未来会議の保全・再生に係る取組、除草業務の委託により、砂丘の草原化は食い止められている状況であり、植物分布の割合は、平成3年が約40%だったものが、現在は20%台まで縮小している。
- ・除草した草をエコ堆肥としてリサイクルし、ボランティア除草の返礼品として活用している。また、一部の草（チガヤ）は和紙としてリサイクルする活用も進めている。
- ・平成21年度から鳥取砂丘レンジャーを配置し、条例に規定する禁止事項を取り締まるとともに、鳥取砂丘の貴重な自然環境等を伝えることによって、利用者に鳥取砂丘の価値や魅力を認識していただくなど、条例の趣旨の啓発を行っている。

##### 《除草活動の実績》

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
除草ボランティア参加者数	3,927人	1,929人	1,866人	2,373人	※3,014人

##### 《落書き件数》

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
落書き件数	140件	101件	103件	127件	※89件
うち条例対象	98件	70件	83件	80件	※52件

※令和5年度は1月時点の数値

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7978）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)自然共生サイト 企業等連携促進事業	(債務負担行為) 5,000 16,734	0	(債務負担行為) 5,000 16,734			(寄付金)5,000 (基金繰入金)2,000 7,000	(債務負担行為) 5,000 9,734	

トータルコスト 19,773千円（前年度0千円） [正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.5人]

主な業務内容 補助金事務、企業とのマッチング事務、業務委託契約事務等

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

令和5年3月に策定された生物多様性国家戦略において主要な目標として掲げられた「2030年までに国土の30%を保全する目標（30by30）」を達成するため、本県においても民間企業等との連携を進めることで、自然共生サイトの認定を促進し、生物多様性保全の推進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容					予算額
自然共生サイト 認定の促進支援 (自然共生サイト 保全活動推進 事業補助金)	自然共生サイトの認定を目指す団体等への支援。 【債務負担行為】5,000千円（令和7年度）					6,734
	区分	補助対象事業	実施主体	補助率等	補助事業期間	
	認定申請 促進支援	認定申請に係る 情報収集、申請 資料作成等	自然共生サ イトの認定 申請を行う 団体等	[補助率]1/2 [補助上限] 1,750千円	最長2年間	
	保全活動 支援	認定サイトでの 保全活動、モニ タリング調査等	団体又は認 定を受けた 団体等	[補助率]1/2 [補助上限] 500千円	1年間	
	認定サイ ト活用促 進支援	認定サイトでの PR、地域活性化 に資する取組		[補助率]1/2 [補助上限] 250千円		
(新)企業版ふる さと納税を活用 した生物多様性 保全活動への支 援	自然共生サイト保全活動推進事業補助金を活用し、企業と生物多様性保全協定*を締結した地域団体に対して、当該協定締結企業からの企業版ふるさと納税寄付金を、同補助金に上乗せする奨励金として支給する。（支給上限：自然共生サイト保全活動推進事業補助金の交付額と同額(最大2,500千円)）					5,000
(新)自然共生サ イト現地交流会	生物多様性保全に関心のある県民や保全活動に取り組む団体、生物多様性保全活動に関心のある企業を対象に、県内の自然共生サイトを巡る現地交流会を開催する。					2,000
自然共生サイト 認定・生物多様 性保全の推進	企業とのマッチングの候補地等の情報を集積・整理し、地域団体と企業とのマッチング等に活用するための資料を作成する。(2,850千円) 金融機関と連携し、生物多様性保全活動を行う地域団体と支援を希望する企業等とのマッチングを実施する。(150千円)					3,000
合 計						16,734

※生物多様性保全協定：地域団体と企業等との間で締結する生物多様性保全及び自然共生サイト認定に係る取組の連携に関する協定

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

令和8年度末までに、県内の自然共生サイトを12地域に拡大する。

【取組状況・改善点】

- 令和5年度前期認定で県内2地区(八頭町、南部町)が自然共生サイトに認定された。後期認定には2地区が申請中であり、そのうち民間団体が申請する地区(米子市)を補助事業で支援している。また、もう一地区(県立大山オオタカの森)は県が申請し、県も率先して取り組むことにより民間の取組を促進している。
- 令和6年度以降の認定を目指している3地区(八頭町、伯耆町、江府町)の取組を補助事業で支援している。

(参考) 令和5年度6月補正予算額（自然共生サイト保全活動推進事業）うち継続分8,000千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7978）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然共生サイト保全活動推進事業	20,371	14,558	5,813	6,177	(2,800) 4,000	(財産収入)3,795 (基金繰入金)129 3,924	6,270	県費負担額 9,070
トータルコスト	24,284千円（前年度 15,338千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	業務委託契約事務、自然観察会の企画運営事務等							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

令和5年3月に策定された生物多様性国家戦略において主要な目標として掲げられた「2030年までに国土の30%を保全する目標（30by30）」を達成するため、自然共生サイトの認定を目指す大山オオタカの森の環境整備を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
林内観察路の整備	観察広場、看板設置等の林内観察路の整備を行いレクリエーション（観察会を実施し野鳥等を育む森林空間と県民が触れ合う）の場を創出する。	5,132
森林環境整備	オオタカの営巣環境に適した森林環境整備を実施する。 ・マツ林の更新伐、除伐、下刈り、伐木の売却	10,362
松くい虫被害木の伐倒駆除	松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。	4,748
自然観察会の開催	大山オオタカの森を活用した自然観察会を開催する。	129
合計		20,371

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

大山町豊房地内の県有林において、オオタカを始めとする多様な野生動植物が生息する豊かな自然環境を保全する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・平成26年度からオオタカの生息・営巣可能環境整備と森林経営を両立すべく更新伐（7割強度間伐）や松くい虫被害木の伐倒駆除を実施しており、伐採されたアカマツ等は市場で競り売りし、県の収入になっている。
- ・大山オオタカの森の自然共生サイトへの認定を目指して、令和5年9月に認定申請している（認定の可否は令和6年2月に公表）。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7978）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	15,262	6,754	8,508	4,562			10,700	
トータルコスト	27,691千円（前年度 19,107千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人〕							
主な業務内容	希少野生動植物の保護、自然環境の保全推進に資する取組							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」を実現するため、とっとり生物多様性推進センターを中心に、希少野生動植物の保全、外来生物の防除、生物多様性に關する県民への普及・啓発を行い、県民参加による生物多様性の保全を推進する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額															
希少野生動植物保護対策事業	○希少野生動植物の保護等の活動を行う団体への支援（3,000）	7,800															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・経費</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希少野生動植物保護管理事業補助金</td> <td>特定希少野生動植物の保護等に係る経費</td> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体</td> <td>定額 [補助上限] 250千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生物多様性保全活動支援事業補助金</td> <td>生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費</td> <td>自然保護団体等</td> <td>定額 [補助上限] 100千円</td> </tr> <tr> <td>開発における生息地の代替措置に係る経費</td> <td>民間事業者</td> <td>1/2 [補助上限] 100千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限] 250千円	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限] 100千円	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限] 100千円
	補助金名		補助対象事業・経費	実施主体	補助率等												
	希少野生動植物保護管理事業補助金		特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限] 250千円												
生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限] 100千円														
	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限] 100千円														
○希少野生動植物の生育状況の把握等（1,000）																	
○【臨時】生物多様性GISのデータ移行（3,800） 生物多様性GIS*で管理するデータをとっとりWEBマップに移行し、庁内関係部署で情報の共有化を図り、公共事業の計画作成等に活用できる体制をつくる。																	
生物多様性の推進に係る事業	とっとり生物多様性推進センターによる生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会、希少生物保護等のための「生物多様性アドバイザー」の派遣等の実施。	309															
自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等。	528															
外来生物防除事業	【臨時】令和5年度に実施している外来生物の生息状況調査の結果を踏まえて、防除の指針を作成する。（令和5年度、6年度の2カ年で実施）	6,625															
合 計		15,262															

\*生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

自然保護団体の活動を活性化し、希少種に係る情報収集を進め、改訂した鳥取県版レッドリストを基に県民参加による生物多様性の保全を推進する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・とっとり生物多様性推進センターを中心に、自然環境保全に関する有識者や自然保護団体等との協力関係を構築し、希少野生動植物や重要な生態系の保全、開発事業への助言指導を行っている。
- ・有識者や関係団体とより緊密な連携を取り、生物多様性の保全活動等を引き続き進めていく。

（参考）令和5年度6月補正予算額（自然共生サイト保全活動推進事業）うち継続分 4,352千円



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然共生課管理運営費	5,606	7,984	△2,378				5,606	
トータルコスト	6,389千円（前年度8,764千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
事業内容の説明  自然共生課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

9 目 狩猟費

自然共生課（内線：7978）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護管理事業	133,148	107,835	25,313	68,234			64,914	
トータルコスト	195,199千円（前年度 169,477千円）〔正職員：6.8人、会計年度任用職員：3.0人〕							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関と調整							

事業内容の説明

【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

農林水産業被害等、人との軋轢が問題となっているイノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ、カワウについて、「第二種特定鳥獣管理計画」（令和4～令和8年度）及び「カワウ被害対策指針」に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

また、鳥獣保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の保護を行うとともに野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
特定鳥獣生息状況調査等事業	・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの生息状況の調査等 ・管理計画の達成状況や対策等に係る検討及び3県連携（鳥取県、兵庫県、岡山県）によるシカの捕獲強化等	8,816
ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業	・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定調査及び効果検証の委託 ・実施計画に基づくシカの捕獲の委託 【拡充】捕獲目標頭数 2,500頭→3,000頭	98,959
ツキノワグマ保護管理対策事業	・住民の安全・安心を確保するための活動の支援 〔実施主体〕市町村等 〔補助率〕1/2（間接補助の場合1/3） ・ブナ科堅果類の豊凶調査による出没動向等の予測 ・錯誤捕獲されたクマの放獣及び放獣個体の追跡 ・ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	11,558
カワウ被害緊急対策事業	・カワウの胃内容物調査、生息実態調査 ・新規営巣地調査、繁殖・被害抑制対策の検討・実施 【拡充】高所における営巣対策 ・カワウ被害対策検討会の開催	8,438
野生鳥獣の保護及び感染症対策事業	・傷病等により収容された野生鳥獣の治療 ・鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査 ・鳥インフルエンザ対策として糞便、死亡野鳥等調査 ・【新規】傷病鳥獣及び野鳥の死亡個体等の発見者が、スマートフォンのGPS機能を活用した投棄場所の位置情報と現場の画像ファイルを県に通報する野生鳥獣等通報システムの導入	5,377
合計		133,148

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

令和10年度までに生息数を半減させる国の方針に基づき、本県の科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

＜年間捕獲目標＞イノシシ 14,000頭以上、ニホンジカ 14,000頭以上

【取組状況・改善点】

- ・ツキノワグマは県境を跨ぎ、広域的に移動、分布することから兵庫県、岡山県と連携して広域的な個体数の管理を行うとともに、ゾーニング（棲み分け）管理の適正な運用を図っている。
- ・イノシシ、ニホンジカの捕獲強化により、個体数の増加は鈍化傾向であり、今後も捕獲を強化する。＜令和4年度の捕獲実績＞イノシシ 7,400頭、ニホンジカ 11,829頭
- ・カワウは、市町村、関係団体等と連携し、湖山池等の営巣地での繁殖抑制・追払い、新規営巣地調査、河川での銃による捕獲・追払い・捕獲したカワウの胃内容物調査によるアユ被害状況の確認等の対策を実施しており、引き続きカワウ被害対策検討会の専門家の助言を得ながら各対策を実施する。＜捕獲実績＞令和2年度 724羽、令和3年度 646羽、令和4年度 507羽

令和6年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

自然共生課（内線：7872）

9目 狩猟費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	18,385	17,473	912	4,180		(手数料) 5,675	8,530	
トータルコスト	51,250千円（前年度 50,220千円） [正職員：4.2人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託・補助金交付事務、狩猟免許・狩猟者登録事務							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、イノシシ・ニホンジカ捕獲が可能な狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援、銃猟者の射撃練習に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

また、鳥獣保護管理法に定める狩猟の適正化等を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容				予算額
銃猟者への支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等への支援を行う。				1,016
	区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率等	
	射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3<市町村1/3>	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 [補助上限] 3,000円/人	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	
	大口径ライフル技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習修了証明書の交付を受けた者	5,000円（定額）	
狩猟者の養成	イノシシ・ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。 ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 等				4,958
ハンター養成スクール	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				5,276
指導者養成スクール	指導ができるベテラン狩猟者を増やして指導力の向上を図り、即戦力としての狩猟者を確保するため指導者養成スクールを運営する。				1,084
新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 [対象者] 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟者登録した者。				2,078
適正狩猟の促進等	・狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施 ・鳥獣保護区等の指定・管理				3,973
合 計					18,385

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の確保・育成を図る。  
60歳未満の県内狩猟免許所持者 1,300人（令和12年度末）

【取組状況・改善点】

・本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。

（参考）60歳未満の県内狩猟免許所持者数 R2：953人、R3：1,055人、R4：1,049人

・県外射撃場での射撃練習等を支援し、銃猟者の射撃技術向上に努めている。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	55,650	51,195	4,455				55,650	
トータルコスト	89,115千円（前年度84,477千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、国内外に向けた魅力発信等							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進につなげるため、ジオパークトレイルやシーカヤック等の自然体験活動により、ジオツーリズムを推進する。また、認知度向上に向けた情報発信や市町、民間事業者が行うジオパーク活動を支援する。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区分	内容	予算額
ツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン造成事業（4,000） トレイルコースの体験イベント等を開催するとともに、その様子をアウトドア情報誌等を通じてPRすることで、ジオツーリズムの推進を図る。</li> <li>・山陰海岸ジオパークトレイルコースの新たなコース（山間ルート）検討事業（741）</li> <li>・ガイド人材発掘事業（66） 新たにガイドとなる人材を発掘するため地域資源を学ぶ講座等を開催する。</li> </ul>	4,807
国内外に向けた魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と演劇との共生事業（1,300） ジオパークと演劇などの文化芸術と連携した映像等を制作しPRする。</li> <li>・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合での情報発信（2,000）</li> <li>・雑誌・テレビ等メディアを活用等した情報発信（3,000）</li> </ul>	6,300
民間活力の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（25,397） 民間事業者及び市町による産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進など、ジオパークに関連した取組を支援する。</li> <li>・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。</li> </ul>	26,897
研究・教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイエンスカフェの開催（1,461）</li> <li>・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（2,667） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。</li> </ul>	4,128
中核拠点施設としての整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設として、デジタルサイネージを整備・活用し、エリア全体の情報発信を行う。</li> </ul>	429
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000）</li> <li>・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（6,603）</li> <li>・標準事務費等（5,486）</li> </ul>	13,089
合 計		55,650

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

- ・山陰海岸ジオパークの魅力発信を通じて、その認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。
- ・ジオパークエリアにおける自然体験活動年間参加者数：7,000人（令和6年度末）

**【取組状況・改善点】**

- ・鳥取砂丘を訪れる観光客が戻ってきていること、また、山陰海岸ジオパークトレイルやシーカヤックなどのアクティビティツーリズムも好調で、山陰海岸ジオパークを訪れる観光客数及びアクティビティ利用者数ともに、コロナ前の水準に戻りつつある。
- ・情報発信強化のため、トレイルモデルプランをアウトドア情報誌等で紹介し、また、山陰海岸ジオパークの魅力伝えるラジオ番組でPRを実施した。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 7 款 商工費

#### 3 項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）

#### 1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	9,071	9,814	△743			(使用料) 72	8,999	
トータルコスト	19,061千円（前年度 19,705千円） [正職員：0.9人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	会計事務、物品管理、施設管理、関係機関との調整							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費である。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
施設・設備維持管理費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理 一般廃棄物等処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃 等</li> <li>・設備管理 自動ドア保守点検 等</li> <li>・施設設備の修繕 岩石標本めぐりパネル交換、予備水槽の架台修理</li> </ul>	5,580
事務費	・職員旅費、光熱水費、消耗品費 等	3,491
合計		9,071

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	6,126	5,942	184				6,126	
トータルコスト	30,038千円（前年度 29,543千円） [正職員：1.7人、会計年度任用職員：3.6人]							
主な業務内容	山陰海岸ジオパークに関する教育普及活動業務、資料の収集、展示、調査研究							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの拠点施設として、ジオパークエリア内の資料収集や調査研究の実施及び館内展示の充実を図るとともに、教育普及活動や主催講座を通じて、山陰海岸ジオパークの魅力をより多くの方に知っていただく。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
体験学習講座	教育普及講座の開催等に要する講師謝金等	600
資料収集研究費	山陰海岸ジオパークの海洋生物研究及び潜水調査による生物の採取	219
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3D映像機器等リース・保守料(令和5～9年度債務負担行為設定済)</li> <li>・展示用消耗品</li> <li>・チラシ、リーフレット印刷費</li> <li>・デジタル地球儀サーバ利用料</li> </ul>	5,307
合計		6,126

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7562）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）災害廃棄物処理円滑化推進事業	5,000	0	5,000				5,000	
トータルコスト	5,783千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	企画調整、委託業務に係る事務、連絡調整 等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

地震や台風などによる大規模災害が頻発するなかで、県内には、災害廃棄物処理の知見が不足する等の理由から災害廃棄物処理計画を策定できていない市町村があるため、連続講座の開催により必要な知見を提供し、令和6年度中の策定を支援する。

あわせて、県内の市町村及び関係団体を対象とした災害廃棄物仮置場の設置及び運営に係る実地訓練を行うことで、災害廃棄物処理計画の実効性を高める。

※災害廃棄物処理計画：災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時に県・市町村が策定する計画。  
・主な内容：仮置場の運用方針、廃棄物毎の処理フロー、関係機関との連携 など

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
災害廃棄物処理計画の策定支援	〔対象〕 市町村 〔内容〕 集合型の連続講座を開催し、各市町村の計画策定の進捗状況を確認しながら必要なアドバイスを行い、完成までの支援を行う。 〔委託先〕 計画策定支援の経験を有するコンサルタント	2,000
仮置場設置・受入訓練	〔対象〕 県内自治体及び災害廃棄物処理に係る協定を締結した関係団体の災害廃棄物担当職員 〔内容〕 災害廃棄物仮置場のレイアウト等を検討して実際に設置し、災害廃棄物の受入・分別に係る模擬訓練を行う。 〔委託先〕 模擬訓練の経験を有するコンサルタント	3,000
合 計		5,000

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県内自治体及び関係機関の災害廃棄物処理に係る実務の理解度を向上させ、万が一の災害発生時に速やかに対応できるようにする。

###### 【取組状況・改善点】

- ・県は災害廃棄物処理に係る連携協定を関係団体と締結し、定期的に連絡訓練を行ってきた。また、米子市は令和4年度に仮置場設置訓練を実施している。

＜災害廃棄物処理計画策定市町村（令和4年度末）＞

鳥取市・米子市・岩美町・智頭町・大山町

＜災害廃棄物処理に係る協定＞

（一社）鳥取県産業資源循環協会、鳥取県清掃事業協同組合、鳥取県解体工事業協同組合、鳥取県環境整備事業協同組合、鳥取県リサイクル協同組合、山陰資源適正処理協議会

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

循環型社会推進課 (内線: 7198)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	16,870	13,215	3,655			(基金繰入金) 7,188	9,682	
トータルコスト	27,043千円 (前年度 23,351千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	企画調整、協議会運営、委託業務・補助金等交付に係る事務、各種啓発							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民のごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>				(単位: 千円)				
区分	内容							予算額
【新規】事業系ごみの削減・リサイクル率向上事業	事業系一般廃棄物の多量排出者等に対し専門家を派遣し、排出量削減やリサイクル率向上に向けた指導助言等を行う。							1,200
フードロス削減キャンペーン事業	スーパー等の創意工夫による手前どり普及・促進等の取組をモデル事業として実施する (公募により募集・500千円×2者)。							2,000
もったいない! 食べ残しゼロ事業	外食時に余った料理の持ち帰りの普及、啓発を行う。 また、持ち帰りバッグを購入する事業者の支援を行う (1,000千円)。 [補助率] 10/10 [補助上限] 20千円							3,853
フードドライブ活動推進事業	フードドライブ活動への理解と取組促進を図るため、市町村・事業者等と連携してフードドライブを実施する。 また、独自にフードドライブを実施する事業者の支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 100千円							2,865
ごみゼロポスターコンクール事業	食品ロス削減やプラスチックごみ排出抑制・再資源化に対する意識啓発を図るため、啓発ポスターの募集や入選作品の県内公共機関等での掲示等を行う。							520
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や絵本などを使った啓発活動を行う。							750
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの削減等に向けた方策を検討する。							482
食品ロス削減普及啓発活動	宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」やスーパー等での食品ロス啓発活動の実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。							200
Let's 4 R実践活動推進補助金	環境講演会の開催、生ごみコンポストの推進など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円							500
4 R推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3 [補助上限] ソフト事業 5,000千円、ハード事業 20,000千円							4,500
合計								16,870

## 3 事業目標・取組状況・改善点

### 【事業目標】

ごみ排出量の削減に向けた普及啓発を推進する。

一人一日あたりのごみ排出量 目標: 895g/日・人 (令和12年度) [令和3年度実績: 1,001g/日・人]

食品ロス食べきり協力店の登録数 目標: 300件 (令和12年度) [令和5年末実績: 195件]

### 【取組状況・改善点】

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、外食や買い物等の各場面に応じた取組を県民運動として推進している。

生ごみ中の食品ロスの割合: H27 調査 41%、R1~2 調査 30%

- ・令和6年度中に鳥取県廃棄物処理計画を改定し、ごみ排出量削減、リサイクル率向上に向けて、事業系ごみも含めた施策や、県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	15,363	12,852	2,511			(基金繰入金) 3,813	11,550	
トータルコスト	19,276千円（前年度 16,751千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

プラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
プラスチック資源分別回収支援事業	プラスチック資源の分別収集・リサイクル拡大のため、市町村による分別収集の実証実験や検討会等の取組を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕1,500千円	4,500
プラスチック・フィッシング事業	海で行うアクティビティや観光の事業者等が企画するごみ拾いツアーに要する経費の一部を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕3,000円/人	4,000
とっとりプロギング開催事業	健康志向の高い県民にもごみ拾いの体験を通じてプラごみゼロの意識向上を図るため、ごみ拾いをしながらジョギング（プロギング）するイベントを開催する。	708
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕50千円</li> <li>・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援する。 〔補助率〕10/10 〔補助上限〕100千円</li> <li>・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕250千円</li> <li>・河川・海岸における清掃活動又はプロギングを行う団体等を支援する。 〔補助率〕10/10 〔補助上限〕250千円</li> </ul>	2,300
マイボトル使用推進事業	県民にマイボトルの活用を促すため、マイボトル運動キャンペーン及びSNS投稿キャンペーンを実施する。	2,355
プラスチック資源のアップサイクル等推進事業	プラスチック資源循環の取組を促進するため、プラスチック資源をアップサイクル等し、その商品を展示（販売）・情報発信するなど、モデルとなる取組を行う企業等を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕1,500千円	1,500
合 計		15,363

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

プラごみゼロ社会の実現に向けて、県民参加型の事業を実施し、県民や事業者の意識啓発及び取組促進を図る。

プラごみ削減取組企業等の登録件数 目標：100事業者（令和12年度）〔令和5年末実績：61事業者〕

#### 【取組状況・改善点】

- ・プラごみの分別・リサイクルは、県東部の市町村では実施されているが、中西部の多くの市町村では取組が進んでいない。（琴浦町は分別・リサイクルに向けた試行事業を実施中）
- ・本県では、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、プラごみ削減取組企業等の登録、マイボトル運動キャンペーンの実施、市町村のプラスチック資源分別回収の支援など、県民や事業者の意識啓発や取組促進を図っている。
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組について県民運動として更に推進するため、事業者が行う様々なプラごみ削減の取組支援、県民参加の事業を企画するなど、引き続き周知・啓発し県民を巻き込みながら行う。



令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7562）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター 支援事業	57,108	50,180	6,928				57,108	
トータルコスト	61,021千円（前年度54,079千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	企画・連絡調整、補助金審査、支払等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）に対し、運営に必要な経費を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
支出 ①	管理運営費等 （人件費、旅費交通費、印刷製本費、環境モニタリング調査等）	40,207
収入 ②	基本財産利息収入等	1
補助金（①－②）③		40,206
貸付金 ④	県派遣職員の諸手当等	16,902
合計（③＋④）		57,108

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・センターへの支援を通じ、県内の産業廃棄物の適正処理の促進を図る。

【取組状況・改善点】

- ・センターは、廃棄物処理法の最終処分場の設置許可申請に必要な詳細な設計や調査等を実施した。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線 8 4 5 7）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不法投棄廃棄物対策事業	8,816	8,102	714			(雑入) 4,787	4,029	
トータルコスト	44,445千円（前年度 43,479千円） [正職員：3.8人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	巡回監視・指導、原因者の調査、啓発活動、補助金事務、行政代執行							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、投棄者不明の産業廃棄物を処理する市町村への支援、不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
【新規】廃棄物不法投棄の対策強化	不法投棄廃棄物の発見者が、スマートフォンのGPS機能を活用した投棄場所の位置情報と現場の画像ファイルを県に送信できる不法投棄通報システムを新たに導入し、通報者の負担軽減、投棄場所の正確な特定に繋げる。（野生鳥獣等通報システムと共用） 業界団体と連携し、車両にステッカーを貼付し啓発を行う。	678
夜間パトロールの委託	不法投棄重点警戒箇所での夜間パトロールを警備会社に業務委託して実施する。	2,315
不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成する。 [補助率] 1/2 [補助上限]10,000千円	946
不法投棄産業廃棄物代執行対策費用	問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等を行う。	4,787
その他	不法投棄対応等検討会議を開催する。 産業廃棄物適正処理推進指導員（警察OB等）の研修を行う。	90
合 計		8,816

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

不法投棄の監視対策等により、不法投棄の未然防止を図るとともに廃棄物の適正処理を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 現職警察官や産業廃棄物適正処理推進指導員（警察OB等）を配置し、不法投棄事案に対する迅速な対応、パトロール、原因者への指導を実施している。
- ・ 監視カメラの積極的な設置、夜間パトロールの実施等により、不法投棄対策を行っている。
- ・ 不法投棄件数を減少させるため、引き続き不法投棄対策連絡協議会（国、県、市町村、警察）等を通じて効果的な対策事例の紹介、パトロール、現場指導等を行う。
- ・ 県認知の不法投棄件数は、平成20年度（225件）をピークに年々減少し、近年は100件前後で推移している。（令和4年度：84件）

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7681）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産業廃棄物適正処理推進事業	27,399	31,121	△3,722			(雑入) 5,000	22,399	
トータルコスト	146,441円（前年度 150,497千円） [正職員：15.1人、会計年度任用職員：0.3人]							
主な業務内容	産業廃棄物処理業・施設許可、施設等の監視指導、普及啓発、委託業務等							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づく処理施設等への立入検査、業者に対する指導、処理状況調査等を行うとともに、PCB 特別措置法に基づく確実な期限内処理に向けて、PCB 廃棄物の保管事業者に対する指導等を行う。 (廃棄物処理施設紛争予防事業、PCB 廃棄物処理対策推進事業を統合)								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
産業廃棄物の適正処理・リサイクル関係事業	処理施設等の立入検査、排出事業者や廃棄物処理業者に対する指導、県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査等を行う。							20,962
廃棄物処理施設紛争予防事業	廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防・調整を図るため、「鳥取県廃棄物審議会」の開催、必要に応じた学識経験者等からの意見聴取を行う。							1,437
PCB 廃棄物処理対策推進事業	PCB 廃棄物の保管事業者に対する早期処理に向けた指導、処分が見込めない場合の代執行を行う。							5,000
合計							27,399	
鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	5,672	10,592	△4,920			(財産収入) 5	5,667	
トータルコスト	6,455千円（前年度 11,372千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金積立業務、連絡調整							
事業内容の説明								
鳥取県産業廃棄物処分場税の税収について、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に充当するための基金に積立を行う。  <参考> 令和5年度末の基金積立残高見込額：108,220千円								
循環型社会推進費	5,607	5,607	0				5,607	
トータルコスト	22,040千円（前年度 21,981千円） [正職員：2.1人]							
主な業務内容	市町村への助言、連絡調整、適正処理指導等（国庫補助含む）							
事業内容の説明								
循環型社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	968	868	100				968	
トータルコスト	6,446千円（前年度 6,326千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	県内水道事業者への衛生指導等							
事業内容の説明  水道法の規定に基づく適正な水道事業の運営を確保するため、県内の水道事業に対する監視指導、衛生指導等を行う。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地”中海水質浄化対策推進事業	14,339	〔債務負担行為〕 6,594 9,616	〔債務負担行為〕 △6,594 4,723			(基金繰入金) 1,408	12,931	
トータルコスト	31,554千円（前年度25,210千円） [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内容	予算額
調査研究	各種調査・研究（島根県との連携事業を含む）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。	5,082
	米子工業高等専門学校との共同研究	米子高専との共同研究により、底質改善の実証試験を実施する。	690
	水質予測計算シミュレーション（島根県との連携事業）	令和6年度に第8期中海に係る湖沼水質保全計画を策定するため、水質予測シミュレーションを実施する。（令和5年度、6年度の2カ年で実施）	5,904
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。	170
	中海湖沼環境モニター	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）を使い、湖沼環境を評価する。	185
人材世帯育成	こどもラムサール交流事業（島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこどもたちと他のラムサール条約登録湿地で活動するこどもたちとの交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。	300
	中海の環境教育、普及啓発等（米子市との連携事業）	次世代を担うこどもたちへの環境教育を実施するとともに、学習メニューや教材の充実を図り、様々な世代に環境学習の機会を提供し、専門人材の育成を図る。	1,408
利賢明な	中海利活用イベント（島根県との連携事業）	ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。（一斉清掃と利活用イベントを隔年で島根県と交互に主催）	600
合計			14,339

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 ※COD：化学的酸素要求量

水質目標 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.046 mg/L（令和5年度）

（R4実績 COD：4.8 mg/L、全窒素：0.53 mg/L、全りん：0.051 mg/L）

【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にあるが、米子湾中央部においては水質目標値を未達成。これまでの水質改善対策で削減できた流入負荷量の分析や底質及び窪地の現地調査・研究を継続し、今後の水質改善対策に生かしていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県、米子市と連携して交流学習やワイズユースなどの取組を進めてきた。米子水鳥公園で環境教育を受けた人材が、環境保全に関する活動で一定の成果（絶滅危惧種に指定されている水草を発見するなど）を出している。引き続き環境教育を実施し、次世代の人材育成を進める。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7197)

#### 4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
三湖沼水質浄化対策推進事業	(債務負担行為) 7,200 25,587		(債務負担行為) 7,200 9,922			(基金繰入金) 1,885	(債務負担行為) 7,200 23,702	
トータルコスト	42,802千円 (前年度 32,818千円) [正職員: 2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発 (イベント等) の各種業務							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち主に湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース (賢明な利用)」を目的として、「第4期湖山池水質管理計画 (令和4年度～令和13年度)」及び「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム (平成28年度～令和7年度)」等に基づく各種施策を実施する。

### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
湖山池	湖山池環境モニタリング委員会	314 (471)
	湖山池水質観測システムの維持管理・更新	14,612
	生態系モニタリング調査	3,186 (4,779)
	【新規】 最適な水門操作方法の検討	1,800
	環境教育・イベント	385
東郷池	愛らぶ東郷池イベント	500 (1,000)
湖沼共通	湖沼環境モニター	140 (160)
	湖沼のプランクトン調査	3,150 (4,050)
	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,500
合計		25,587

※ ( ) 内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 ※COD: 化学的酸素要求量

水質目標値 湖山池 COD: 4.4 mg/L、全窒素: 0.60 mg/L、全りん: 0.061 mg/L (令和13年度)

(R4実績 COD: 6.0 mg/L、全窒素: 0.49 mg/L、全りん: 0.07 mg/L)

東郷池 COD: 4.5 mg/L、全窒素: 0.46 mg/L、全りん: 0.032 mg/L (令和7年度)

(R4実績 COD: 5.5 mg/L、全窒素: 0.53 mg/L、全りん: 0.059 mg/L)

【取組状況・改善点】

- 湖山池は、平成24年3月の汽水化以降ヒシ・アオコ抑制による湖内環境の改善 (景観悪化や腐敗による悪臭の改善) など一定の成果は得ているが、水質目標値は未達成なため、水質改善に向けた各種取組を実施する。
- 豊かな湖山池を目指して、生物の生育環境の指標となる「沿岸透明度」と「底層溶存酸素量」の測定を令和5年4月より開始した。
- 東郷池は、流域の生活排水対策がほぼ完了しているが水質目標値は未達成のため、関係機関等と連携して、山林や農地等からの流入負荷削減や生態系保全等に係る取組を継続して実施する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課(内線:7870)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで守ろう! 持続可能な水循環事業	(債務負担行為) 12,386 8,555	10,865	(債務負担行為) 12,386 △2,310				(債務負担行為) 12,386 8,555	
トータルコスト	38,290千円(前年度40,494千円) [正職員:3.8人]							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

健全な水循環の維持・回復を目的とした「水循環基本法」の趣旨を踏まえ、また「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続可能な利用に関する条例」に基づき、県内の水資源量の把握及び水循環に関する研究を進めるとともに、事業者、県民に水の大切さを周知し、地下水マネジメントの取組を通じて本県の豊かな地下水を守っていく。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
協議会費	鳥取県持続可能な地下水利用協議会への負担金	60
研究会 運営	鳥取県地下水研究プロジェクトを開催し、県等が収集した水資源に関するデータ(降水量、融雪水量、河川流量、水位等)の評価や調査研究を行う。	294
水資源量調 査等	水資源に関するデータを観測する機器の保守点検やデータ回収、積雪観測機器の設置等を行う。[債務負担行為]12,386千円(令和7~8年度)	8,201
合計		8,555

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地下水位のモニタリングを継続実施し、県内の水資源の賢明な利用及び保全を図る。

【取組状況・改善点】

- ・事業者はモニタリング、涵養活動及び普及啓発等の取組を進め、県は県内の水資源に関するデータを収集し、研究会において有識者に意見を求めて、水循環に関する研究を進めている。
- ・引き続き降水量、融雪水量、河川流量、水位等の基礎的なデータのモニタリングを実施していく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水質汚濁防止対策費	52,632	47,371	5,261				52,632	

トータルコスト 87,845千円（前年度 82,458千円） [正職員：4.5人]

主な業務内容 河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質状況の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行うとともに、水質測定結果を水質改善施策の検討や事業者への指導に用いる。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額						
公共用水域等水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。 （参考）令和6年度公共用水域等測定地点数（予定） <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定地点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用水域水質</td> <td style="text-align: center;">76</td> </tr> <tr> <td>地下水水質</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table>	測定内容	測定地点数	公共用水域水質	76	地下水水質	22	47,213
測定内容	測定地点数							
公共用水域水質	76							
地下水水質	22							
事業場排水調査指導業務	特定事業場への立入検査及び排水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。	5,419						
合計		52,632						

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・公共用水域（河川・湖沼・海域）及び地下水の水質汚濁防止のための継続的な監視・測定、事業場排水の監視指導等により水環境の保全を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（令和5年3月策定）に沿って、公共用水域（河川・湖沼・海域）（76地点）及び地下水（22地点）の継続的な監視・測定を行い、水質の現状を確認するとともに、状況に応じて必要な指導等を行った。
- ・事業場排水調査では、延べ98事業所の立ち入り検査を実施し（令和6年1月10日時点）、排水処理施設が適正に管理されていることを確認した。



令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	63,785	109,637	△45,852	47,560			16,225	
トータルコスト	72,393千円（前年度118,214千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	国庫補助申請・報告、国との調整、町との調整、現場との調整							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

旧岩美鉱山及び旧太宝（たほう）鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止等を図る。

また、土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、周辺自治体や関係機関と連携を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
旧岩美鉱山鉱害防止事業	坑廃水の中和処理や坑廃水処理施設の改修等の管理運営を行う。 （岩美町委託） また、中和処理過程で発生する澱物（無機性汚泥）を産業廃棄物として処理する。 [補助率] 国 3/4、県 1/4	62,764
旧太宝鉱山鉱害防止事業	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。 ※総事業費の1%（義務者の行為に起因する汚染分）を同センターが負担し、99%（義務者の行為に起因しない汚染分）を国と県が負担する。 [負担割合] 国 3/4、県 1/4	901
土壌汚染防止対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。	120
合 計		63,785

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	36,885	36,429	456	59		(手数料) 184	36,642	

トータルコスト 38,450千円（前年度 37,988千円）〔正職員：0.2人〕

主な業務内容 指導・監督、連絡調整、交付金事務、周知説明、補助金事務

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活排水処理施設の設置を推進するため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換に必要な浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
個人設置型浄化槽への補助	浄化槽の設置、購入費用等の一部を設置者に助成する市町村に対して補助する。（補助対象団体は、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。） [補助対象経費] 国が定める設置基準額の40%（基準額） [国庫補助率] 13.3%（補助対象経費の1/3） [県費補助率] 13.3% + 嵩上10%（上限） ※嵩上は市町村が嵩上する場合の1/2を補助。撤去費、宅内配管工事費については嵩上を行わない。 <b>【撤去費・宅内配管工事費】</b> [県補助額] 国が定める基準額の1/3 [補助上限] 単独処理浄化槽の撤去費：40千円 くみ取り便槽の撤去費：30千円 宅内配管工事費：100千円	36,381
事務費	浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等	504
合 計		36,885

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」97.6%（令和8年度）

###### 【取組状況・改善点】

- ・各市町村において、公共下水道、集落排水施設、浄化槽を整備地域の人口密度等を考慮して地域にふさわしい方法で整備を進めており、令和4年度末の汚水処理人口普及率は95.8%となっている。
- ・各市町村において、浄化槽整備に係る補助制度の嵩上げや、公共下水道料金と浄化槽での経費負担に不公平が生じないための支援策を講じるとともに、本補助金を活用しながら整備を進めている。

###### <合併処理浄化槽設置補助実績>

（単位：基）

種類	R2	R3	R4	R5（見込）	R6（見込）
個人設置型	7市町 97	5市町 103	11市町 123	11市町 118	12市町 126
市町村設置型	1町 1	1町 3	1町 1	—	—

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
浄化槽適正管理推進事業	2,063	5,265	△3,202	132		(雑入) 757	1,174	

トータルコスト 3,628千円（前年度6,824千円） [正職員：0.2人]

主な業務内容 関係団体との調整、浄化槽管理士研修事務、台帳システム整備事務、協議会事務

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

浄化槽の整備及び適正な維持管理を推進するため、関係機関、団体と連携して本事業を実施し、公共用水域等の水質の保全、向上を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
浄化槽管理士研修	浄化槽管理士が、日々進歩する技術の高度化に適応し、維持管理に関する新たな知識や実務上の技術の習得を図るための研修を鳥取市と共同で開催する。	64
浄化槽台帳整備	適正な維持管理を行う上で基礎となる台帳システムの保守管理を行う。	1,452
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	浄化槽整備の推進と維持管理向上を目的として有識者、関係機関、団体等を構成員とする協議会を開催し、意見を聴取して県の施策に反映する。	547
合 計		2,063

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ・浄化槽の維持管理（保守点検、清掃及び法定検査の実施率）の向上を図る。  
（法定検査の実施率 R3年度末 55.7%→R13年度末 82%（目標））

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和2年度より鳥取市及び関係団体と共同で、浄化槽管理士を対象とした研修を開催し、実務的な知識や技術を習得する機会を創出している。
- ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進を図るため、有識者、一般公募委員、関係団体、指定検査機関及び行政機関（県及び権限移譲市町）で構成する法定協議会を令和3年度に設立し、維持管理向上等について協議を重ね、県と権限移譲市町において同一の台帳システムを導入し、令和5年4月から利用開始することができた。  
引き続き、令和6年度は維持管理向上に向けた行政指導の強化や浄化槽管理者への支援に係る具体的な方策等について、検討を行うこととしている。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水需給動態調査費	262	146	116	262				
トータルコスト	1,045千円（前年度 926千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	水需給の調査、国（国土交通省）への報告							
事業内容の説明								
国土交通省からの委託を受け、県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。								
水環境保全課管理運営費	15,556	15,469	87				15,556	
トータルコスト	17,121千円（前年度 17,028千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
事業内容の説明								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境保全課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</li> <li>・災害時協力井戸登録の運営に要する経費である。</li> </ul>								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 生活基盤施設耐震化等 事業（水道）	64,700	317,002	△252,302	64,200			500	
トータルコスト	69,395千円（前年度 321,680千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務（国・市町との調整等）							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、国の交付金を活用し、市町の実施する水道施設の老朽管更新、耐震化等の取組を支援する。

**2 主な事業内容**

（1）水道施設整備等事業（63,700千円）

（単位：千円）

事業概要	補助率	実施主体	予算額
基幹管路の老朽管更新・耐震化	国 1/3 (市町 2/3)	米子市、倉吉市、大山町	50,000
重要給水施設配水管 <sup>(※)</sup> の整備	国 1/4 (市町 3/4)	智頭町	8,700
配水池の耐震化	国 1/4 (市町 3/4)	琴浦町	5,000
合 計			63,700

※ 病院、避難所等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管

（2）水道施設整備等事業に係る市町との連絡調整費（1,000千円）

[補助・交付率] 国 1/2、県 1/2

（参考）令和5年度11月補正予算額（生活基盤施設耐震化等事業（水道）（国補正））202,300千円  
（令和6年度実施予定箇所の前倒し）

令和6年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	114,290	87,338	26,952	107,121			7,169	
トータルコスト	124,463千円（前年度97,474千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設の整備、改築を行う。

また、既存施設の保全及び効率的な維持管理が図られるよう、機能保全計画（最適整備構想）及び維持管理適正化計画を策定する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業概要	補助率	事業主体	地区名	予算額
機能保全計画策定	国 10/10	鳥取市	鳥取第三	6,200
維持管理適正化 計画策定	国 10/10	米子市	尚徳・春日・伯仙・本宮	25,000
	国 10/10	倉吉市	倉吉	39,916
	国 10/10	日野町	日野	18,000
施設整備・改築	国 1/2 (市 1/2)	鳥取市	日置谷	7,000
	国 1/2 (市 1/2)	倉吉市	三江・下米積	11,005
合計				107,121

※人件費（一般職員1名分）は県費負担（一般財源 7,169千円）

（参考）令和5年度11月補正予算額（農業集落排水事業（国補正）） 22,600千円（令和6年度実施予定箇所の前倒し）

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

水環境保全課（内線：7402）

4目 下水道費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	4,593	4,553	40	1,852		(繰入金) 2,000	741	
トータルコスト	13,983千円（前年度 13,909千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	申請の受付、審査、交付金事務、国との調整、会議出席							
事業内容の説明								
下水道事業に係る資材価格の調査及び市町村が行う下水道事業の連絡調整を行う。								
天神川流域下水道事業会計繰出金	95,787	89,124	6,663				95,787	
トータルコスト	96,570千円（前年度 89,904千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業費、減価償却費等に充当する天神川流域下水道事業会計への繰出金である。								
[廃止]斐伊川流域下水道整備総合計画策定事業	0	14,250	△14,250					
トータルコスト	0千円（前年度 15,809千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明								
計画策定が完了したため廃止する。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

水環境保全課（内線：7401）

1 目 耕地災害復旧費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） （新）災害関連農村生活環境施設復旧事業	23,028	0	23,028	23,028				
トータルコスト	23,811 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>令和5年台風第7号により鳥取市内の農業集落排水施設が被災したことから、復旧等を行う鳥取市を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>								
事業主体	補助率	箇所	被害状況				予算額	
鳥取市	国4/5 (市1/5)	大村地区農集 (佐治町、用瀬町)	管路復旧9箇所 マンホールポンプ制御盤復旧2箇所				23,028	
※国間接補助事業（激甚指定）								
（参考）令和5年度8月補正予算額（災害関連農村生活環境施設復旧事業） 60,000 千円								



令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合推進事業	10,129	11,469	△1,340				10,129	
トータルコスト	28,543千円（前年度29,692千円）〔正職員：1.6人、会計年度任用職員：2.0人〕							
主な業務内容	交通安全に係る各種広報啓発、補助金交付、補助事業者との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故のない地域社会を実現するため、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進する。

（交通安全対策推進事業及び交通事故相談所運営事業を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
安全運転サポート車の普及促進	安全運転サポート車の体験試乗会の開催（東・中・西部地区）	210
自転車ヘルメット着用推進事業	・観光客・宿泊客を対象に自転車貸出サービスを行う事業者 に、自転車用ヘルメット購入経費を補助する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕2,000円/個 ・自転車通勤を行う従業員のヘルメット着用に自主的に取り組む企業を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、ヘルメット着用の取組を支援する。	1,468
鳥取県交通安全対策会議	鳥取県交通安全対策会議の開催及び鳥取県交通安全実施計画の策定・広報	182
鳥取県交通対策協議会補助事業	鳥取県交通対策協議会の活動支援〔補助率〕10/10 ・交通安全普及ポスター、啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全対策事業（交通安全講習） ・事務局の運営（事務員1名の人件費含む）	7,679
交通事故相談所運営事業	交通事故相談所の運営	590
合 計		10,129

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・年間交通事故死者数 16人以下（令和7年度末目標）
- ・年間交通事故重傷者数 85人以下（令和7年度末目標）

【取組状況・改善点】

- ・令和5年の県内の交通事故の死者数は、前年同数だったが、発生件数、重傷者数は昨年より増加した。

発生件数 656件（前年+58件、+9.7%）

重傷者数 106人（前年+2人、+3.9%）

死者数 14人（前年同数）

- ・自転車用ヘルメット着用率向上、横断歩道での車両の停止率向上を図るため、SNS やチラシ等様々な媒体により広く県民に呼び掛けた。

ヘルメット着用率 30.9%【全国4位、全国平均13.5%】

横断歩道一時停止率 50.0%（前年29.6%）【全国20位、全国平均45.1%】

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 3款 民生費

### 1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7159）

#### 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者寄り添い支援事業	55,790	35,998	19,792	23,820			31,970	
トータルコスト	70,475千円（前年度 47,694千円） [正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	犯罪被害者支援、性暴力被害者支援、講演会の開催、広報啓発など							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県と警察が一体となる犯罪被害者支援に特化した専門組織を新設し、総合相談窓口を設置する。窓口では犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって民間支援団体とも連携してきめ細やかな支援を行い、再び平穏な生活を営めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る。

##### 【犯罪被害者支援のための新たな体制整備】

「犯罪被害者総合サポートセンター」を新設、本県独自の支援体制を整備する。

- ・民間支援団体もセンター内に入居し、相談業務、付添支援等を委託（補助から切替え）
- ・センター本部には警察も出向し、被害直後から迅速な支援を提供
- ・中・西部地区に事務所を設置し、民間支援団体も入居

##### 【民間支援団体（委託先）】

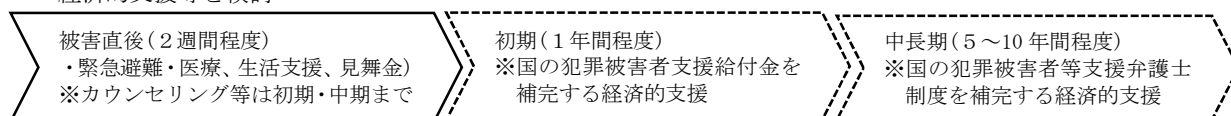
- ・とっとり被害者支援センター ・性暴力被害者支援センター（クローバーとっとり）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	要求額
犯罪被害者総合サポートセンター運営費	○犯罪被害者への経済的支援などの施策（5,612） ・これまで警察、民間支援団体が、実施していた支援を県に一元化して提供し、新たに生活支援を提供	12,812
	緊急避難場所の提供等（1,402） ・緊急的に避難を行う宿泊施設の提供と経費負担 ・自宅が事件現場等になった場合、ハウスクリーニング経費等を支援 【拡充】宿泊日数引上げ、対象経費を拡大	
	医療支援（1,000） ・緊急的に必要となる医療機関の受診、処置費等を支援 【拡充】支援回数を引上げ （性犯罪被害者に係る医療費：1回→5回 他）	
	（新）生活支援（1,000） ・被害直後から必要となる家事、介護、配食、保育、学習支援を提供	
	相談支援（1,410） ・カウンセリング、弁護士の法律相談等を提供 【新規】ファイナンシャルプランナーの生活再建相談 【拡充】相談回数を引上げ（法律相談：1回→3回 他）	
	犯罪被害者等見舞金給付補助金（800） ・犯罪被害者に見舞金を支給する市町村に対する助成（補助率：1/2 補助上限：死亡15万円、重傷5万円）	
	○広報啓発（5,600） ○総合相談窓口の設置経費、支援調整会議等の開催（1,600）	
総合相談窓口業務の委託	・犯罪被害者や家族等からの相談対応、付添等の直接支援を民間支援団体に委託（現行 補助業務）	35,500
民間支援団体への補助金	・民間支援団体が実施する広報啓発、支援員研修等に要する経費を助成（補助率：10/10）	7,478
	計	55,790

※国の犯罪被害給付制度等の抜本的な拡充等の検討状況を踏まえ（令和6年5月目途とりまとめ）、今後、新たな経済的支援等を検討



##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害者の経済的負担や心理的負担の軽減を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年7月から犯罪被害者遺族、有識者等による「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」で4回にわたり議論いただき、支援体制の強化や支援施策の拡充等の意見をまとめた。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7183）

#### 1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり推進事業	2,673	2,331	342				2,673	
トータルコスト	12,846千円（前年度11,687千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	各種広報啓発、研修会開催、優良防犯施設認定、協議会運営、補助金交付事務							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県民の自主防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、通学路の見守り活動など地域の防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭広報活動、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県民の総合的防犯意識啓発	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の周知 ・鍵かけ・万引き防止の街頭キャンペーン ・ながら見守り、通学路などの見守り活動の啓発	736
地域安全フォーラム開催補助金	地域安全フォーラム開催に必要な経費の一部を助成する。 （講師謝金・旅費、会場借上料等） [事業実施主体](公社)鳥取県防犯連合会 [補助率]10/10	541
地域防犯研修会	地域の防犯活動や見守り活動の活性化を図り、中核として活動するリーダーや防犯見守り活動者を養成する。	295
優良防犯施設認定制度の促進	学校、共同住宅、駐車場、深夜小売業店舗等を対象とした優良防犯施設を認定する。	88
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画に基づく施策の実施状況や重要事項を調査・審議する。	263
青色防犯パトロール活動促進事業	民間活動団体に「青色回転灯」等を支給する。 （パトロール車両に装備が義務づけ）	150
暴力追放活動支援補助金	暴力追放に取り組む住民を支援する団体の活動に必要な経費を市町村と協調して助成する。 [事業実施主体](公財)鳥取県暴力追放センター [補助率] 1/3 ほか	600
合 計		2,673

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県警等の関係機関や事業者等と連携して、広報啓発や研修会などにより県民の自主防犯意識の啓発及び地域の防犯活動の活性化を促し、犯罪のないまちづくりの一層の推進を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・鍵かけ・万引き防止を呼びかける街頭キャンペーンを行ったほか、県警と協働して、どこから見ても見られているような仕掛けを施した万引き防止啓発ポスターを新たに制作し、各警察署から県内の小売業店へ直接配布した。（600部作成、188事業所）
- ・地域で見守り活動を行っている防犯ボランティア団体の方などを対象とした研修会を開催しており、新たに「ながら見守り」活動など、地域を巡回する事業者等への働きかけを強化していく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県西部犬猫センター運営事業	20,841	136,750	△115,909				20,841	
トータルコスト	27,884千円（前年度143,767千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	鳥取県西部犬猫センターの運営等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

西部地区の動物愛護の拠点として令和5年度に整備した西部犬猫センターについて、民間委託により運営管理を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県西部犬猫センター運営費	○委託先 （一社）animal partner aun（DBO事業者） ○委託内容（債務負担行為設定済） 犬猫の捕獲・収容、譲渡・返還、飼養管理、動物愛護の普及啓発、施設管理	12,000
	【新規】 ○追加委託 （1）休日の給餌・清掃回数の追加 （2）収容動物とのふれあい業務 （3）夜間・休日の捕獲	3,841
【新規】西部犬猫センターオープニングイベント	施設の周知とともに、動物愛護と適正飼養に係る県民の意識啓発（内容） 講演会、パネルディスカッション等	3,000
飼い主のいない猫の不妊去勢手術促進のための連携病院施設整備事業	西部犬猫センターと連携して、飼い主のいない猫に特化した不妊去勢手術を行う環境を整備する動物病院を支援する。 [補助上限額] 2,000千円/施設 [対象経費] 飼い主のいない猫を専門に不妊去勢手術を行うための環境整備に要する費用（資機材等を含む） [補助率] 1/2（直接補助）	2,000
合計		20,841

#### <施設概要>

施設整備及び管理運営業務をDBO方式（※）により、一括して民間事業者等に委託して整備する。

※DBO方式：Design（設計）、Build（施工）、Operate（管理運営）の一括発注

敷地：皆生プレイパーク北側（米子市皆生温泉3丁目）敷地面積 1,684.37㎡

規模：木造、延べ床面積 235.56㎡

所要室：犬・猫飼養室、隔離室、検査室、研修室、ドッグラン 他

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

西部犬猫センターを官民連携により運営し、西部地域における動物愛護の普及啓発、譲渡活動の推進を図るとともに、飼い主のいない猫の繁殖抑制対策を推進することにより、猫の収容・処分頭数及び苦情件数の削減を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年度中に施設的设计・工事を完了し、令和6年4月1日に開所(予定)である。
- ・県内の猫に関する相談・苦情等は、西部地区が多く、特に飼い主のいない猫に関する苦情が多いため、その解消に向けて市町村、ボランティアの協働で進めているTNR（※）によって、不妊去勢手術の補助件数が大幅に増加している。

（西部管内での補助金を活用した手術頭数 H30年度：103頭 ⇒ R4年度：420頭）

※TNR：飼い主のいない猫を捕獲して、不妊去勢手術を行った後、元の場所に戻すことにより、猫の繁殖を抑制する。

- ・TNRでは1日に10頭程度捕獲するが、病原体を保有するものが多く、一般の動物病院では、他の猫への感染リスクから、不妊去勢手術を1日1頭程度しか受けてもらえないことが多い。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護センター機能支援事業	24,376	25,376	△1,000				24,376	
トータルコスト	25,159千円（前年度 26,156千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	犬猫の譲渡促進・動物愛護の普及啓発、補助金業務等							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

（公財）動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を、鳥取県動物愛護センターとして位置付け、県が引取り等を行った犬猫の中長期的な飼養、治療、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着等を行い、新たな飼い主へ譲渡を促進するほか、適正飼養の指導及び動物愛護の普及啓発等を実施する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
動物愛護センター機能委託	○委託先 （公財）動物臨床医学研究所 （人と動物の未来センター“アミティエ”） ○委託内容 ・収容した譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡 ・譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術 ・負傷動物の治療 ・動物愛護の普及啓発（動物愛護週間行事） ・適正飼養指導（犬のしつけ方教室） ・県直接譲渡動物の不妊去勢手術（犬猫） ・県直接譲渡動物のマイクロチップ装着（犬猫）	23,597
鳥取県動物愛護センター施設費補助金	○事業主体 （公財）動物臨床医学研究所 ○補助内容 ・動物愛護センター機能を維持・向上するために必要な施設の整備費 [整備概要] 新館裏通路上の屋根設置（事業費：2,360千円） [補助率] 1/2（県：33/100(779千円)、鳥取市：17/100(401千円)、事業主体1,180千円）※負担割合は人口比で按分	779
合 計		24,376

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

アミティエと連携して収容動物の譲渡促進及び普及啓発の取組を推進する。

県及び市からアミティエへの譲渡頭数 85頭（令和6年度）

##### 【取組状況・改善点】

- ・年間70頭以上の犬猫を県及び鳥取市の収容施設から受け入れており、譲渡促進に貢献している。
- ・来場者は例年約3,000人程度あり、犬猫の適正飼養指導、動物愛護啓発の重要な拠点である。（来場者数：R1：3,605人、R2：1,760人、R3：3,009人、R4：2,723人）  
※ただし、R2は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年より大幅に減少
- ・収容及び処分頭数の一層の削減のため、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を更に推進する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7877)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と動物の共生社会推進事業	19,548	17,911	1,637			(手数料) 1,089 (寄附金) 410 1,499	18,049	
トータルコスト	64,151千円 (前年度 62,354千円) [正職員: 5.7人]							
主な業務内容	犬・猫の保護収容、監視指導、各種申請事務、普及啓発、連絡調整等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現に向け、動物福祉の推進、動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養の推進及び収容動物の適正管理等を行う。  
(動物愛護管理推進事業、人と猫の共生社会推進対策事業及び動物譲渡情報促進事業を統合)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
犬猫譲渡情報集約ウェブサイト事業 (鳥取わんにゃん家族)	○サイトの運用費 (R5~R9年度債務負担行為設定済) ○サイトの改修費【新規】 関係団体が利用する外部サイトに掲載された犬猫譲渡情報を鳥取わんにゃん家族に連携する機能を追加する。	1,898
地域猫活動モデル事業	○繁殖制限措置支援 地域猫活動への助成を行う市町村に対して支援を行う。 [対象経費] 不妊去勢手術費及び広報費 [補助率] 1/2 [補助上限] メス 23千円/頭、オス 15千円/頭 ○飼養管理支援 不妊去勢手術を行った猫を対象に地域猫活動を行う地域住民等に対して、地域猫の管理費 (猫砂、エサ代、衛生・治療費等) を支援する。 [補助額] 定額 (10千円/頭) ※地域猫活動: TNR (所有者のいない猫を捕まえて不妊去勢手術を行った後、元の場所に戻す) を行った猫を、地域で飼養管理する活動	1,152
飼い主のいない猫の繁殖制限事業	○不妊去勢手術への助成を行う市町村に対して支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 5千円/頭 ○猫捕獲用の檻を捕獲者に貸し出す市町村への購入支援 [補助率] 1/2 [補助上限] 9千円/台	5,090
飼い猫の繁殖制限事業	○不妊去勢手術の助成を行う (公社) 鳥取県獣医師会に対して支援を行う。 [補助額] 定額 (メス 4千円/頭、オス 2千円/頭)	800
鳥取県動物福祉推進事業補助金	○動物福祉、動物愛護に取り組む県内民間団体等への支援を行う。 [事業主体] ・県譲渡ボランティアに登録している団体及び個人 ・公益法人、NPO法人又は営利を目的としない団体 [補助対象] ・啓発活動 (譲渡会、写真展などのイベント等の活動に係る経費) ・譲渡活動 (県から譲渡された犬、猫の譲渡に係る経費) [補助率・補助上限] ・県登録譲渡ボランティア (団体、個人)、公益法人 啓発活動 1/2 (法人・団体: 上限 300千円、個人: 上限 100千円) 譲渡活動 1/2 又は 10/10 (団体: 上限 500千円、個人: 上限 200千円) ・一般団体 (啓発活動のみ) 1/3 (上限 100千円)	1,800
動物愛護推進員による地域活動支援助成	○県の依頼を受けた動物愛護推進員が行う TNR や地域猫活動への助言・協力等の活動に対して支援を行う。 [奨励金] 1,000円/人・日 (上限 5万円/人)	500
犬管理所委託料	休日管理、脱臭設備保守点検、浄化槽管理、医療廃棄物処理、植栽伐採	1,706
動物の収容、飼養管理、譲渡、適正飼養の啓発、監視指導等に係る経費	○動物取扱業者の監視指導経費、動物福祉・動物愛護に関する普及啓発指導経費、ボランティアと連携した活動経費、収容動物の餌代 ○医薬材料費、動物病院治療費、処分動物火葬費、事業実施に係る連絡調整費	6,602
合計		19,548

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

犬・猫の致死処分頭数をゼロにする。

【取組状況・改善点】

適正飼養等の啓発や収容動物の譲渡推進等により、県が引取りや致死処分を行う犬猫の頭数は減少している。

犬猫の収容・引取り頭数 H29: 犬 173頭、猫 398頭⇒R4: 犬 112頭、猫 229頭

犬猫の致死処分頭数 H29: 犬 6頭、猫 200頭⇒R4: 犬 6頭、猫 57頭

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

#### 2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	33,365	81,453	△48,088	190		(手数料) 14,207	18,968	
トータルコスト	185,953 千円（前年度 233,495 千円）〔正職員：19.5人〕							
主な業務内容	営業許可、監視指導、普及啓発、消費者及び営業者教育など							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導のほか、食品検査及び食品衛生の普及・啓発を行う。また、食の安全推進会議により食品の生産から消費に携わる様々な立場の事業者と県民・消費者等との相互理解の促進を図り、毎年策定する食品衛生監視指導計画、施策等に県民の意見を反映させる。  
（食の安全・安心HACCP推進事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
食品取扱施設への監視指導	食中毒等の未然防止のため、食品取扱施設へ立入り、監視指導等を実施する。全ての食品関係事業者に原則、義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認及び継続を支援する。	15,531
食品営業許可	食品衛生法に基づく営業許可を要する営業（飲食店営業等）について、営業施設の事前調査による許可を行い、許可後は施設情報の管理を行う。	3,606
食の安全推進会議の開催	食品に関係する様々な立場の方から「食」に関する情報や意見をいただき、県の食品安全施策に反映する。 ・開催回数 年3回程度 ・委員構成 学識経験者、生産者、食品事業者、消費者等 12名	440
食中毒発生時の調査及び拡大防止	食品による健康被害が発生した際、原因究明等を行い、被害拡大防止の的確な対応を実施する。	10,103
消費者等への普及啓発	消費者及び食品事業者に対して、食中毒への注意喚起のため、啓発・広報及び予防のための講習会等を開催する。	1,069
食品衛生協会との連携	（一社）鳥取県食品衛生協会が、食品衛生の普及・向上のため自主的に実施する食品衛生指導等の事業を支援する。 ・食品衛生指導員活動推進事業〔補助率〕1/2 ・食品衛生大会開催事業〔補助率〕1/2	2,082
食品衛生検査の信頼性確保	衛生環境研究所の検査結果の信頼性確保のため、外部機関による精度管理調査及び内部点検を行う。	344
カネミ油症健康実態調査	国が行うカネミ油症に関する健康実態調査を行う。 （国委託事業）	190
合計		33,365

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・食品衛生法違反の発生数をゼロとする。（令和5年度9件（12月末時点））
  - ・食品重点監視対象施設（※）への監視率を100%とする。（令和5年度76.7%（12月末時点））
  - ・年間監視目標件数（全体）約4,600件（令和5年度2,316件（12月末時点））
- ※食品重点監視対象施設：各県の状況にあわせて重点的に監視を行う必要がある施設（大量調理する給食施設、野生鳥獣肉処理施設等）や食品衛生法違反を発生させた施設。

###### 【取組状況・改善点】

- ・食品衛生監視指導計画に基づき効果的に監視指導を行い、食品衛生法違反防止に努めている。
- ・HACCPに沿った衛生管理について、事業者への指導及び支援を実施している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食肉衛生検査所管理運営事業	(債務負担行為) 4,950 37,533	56,123	(債務負担行為) 4,950 △18,590			(手数料) 16,303	(債務負担行為) 4,950 21,230	

トータルコスト 140,041千円（前年度158,264千円）〔正職員：13.1人〕

主な業務内容 と畜検査、と畜場及び食肉処理施設の監視及び指導

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食肉衛生検査所において「と畜検査」等を行い、食肉の衛生確保を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
【新規】 食肉衛生検査システムの開発	と畜検査に係る事務作業を電子化し、業務効率化と職員の負担軽減を図る。 〔債務負担行為〕4,950千円（令和7～11年度、保守経費）	21,230
備品購入費	・ドラフトチャンバー（揮発性有害物質取扱時の局所排気装置） ・特定計量器（と畜検査時の重量測定） ・卓上遠心分離機（精密検査時に使用）	7,541
施設運営費	庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、標準事務費等	8,762
合計		37,533

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

と畜場法に基づく適正な「と畜検査」により、食肉の衛生確保を図る。

【取組状況・改善点】

- ・年間約84,000頭（牛、豚等）の「と畜検査」を実施し、食肉の安全確保に努めている。
- ・食肉衛生検査のシステム化等により、併設された(株)鳥取県食肉センターへの検査データの円滑な提供など、検査管理業務の効率化を図る。

くらしの安心推進課管理運営事業	6,535	7,335	△800				6,535	
-----------------	-------	-------	------	--	--	--	-------	--

トータルコスト 23,750千円（前年度24,489千円）〔正職員：2.2人〕

主な業務内容 課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整

事業内容の説明

- ・くらしの安心推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。
- ・調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師の免許の登録事務等及び調理業務従事者届出事務の委託（隔年実施）に係る経費である。
- ・食品の表示や米トレーサビリティ（流通経路確認）について、法令に基づく相談・指導・研修・立入検査等を実施し、食品表示の適正化の推進、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の徹底を図る。



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生向上推進事業	22,707	21,101	1,606	8,563		(手数料) 1,630	12,514	

トータルコスト 45,400千円（前年度 43,712千円）[正職員：2.9人]

主な業務内容 各種生活衛生営業許可、監視指導、免許交付、補助金事務等

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活衛生関係営業について、各法令に基づく届出受理、許可、監視指導を行う。  
また、補助事業等により生活衛生業の振興を図り、公衆衛生の向上を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
営業許可・監視指導事業	○生活衛生営業（理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物）に係る届出受理、許認可事務、監視指導 ○資格試験の実施（クリーニング師試験）	665
生活衛生指導事業	○各種生活衛生同業組合の育成指導 ○鳥取県生活衛生営業審議会の開催 ○生活衛生功労者知事表彰	301
助成事業	○（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター補助金（17,128千円） 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上を図る取組を行う。 （公財）鳥取県生活衛生営業指導センターの運営費を助成する。 [補助率] 10/10（国 1/2、県 1/2）  ○生活衛生関係営業振興事業補助金（2,613千円） 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上及び業界の活性化を図るため、（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合の事業に対し助成する。 [補助率] 1/2（県 33/100、鳥取市 17/100）  ○公衆浴場確保対策費市町村補助金（2,000千円） 営業日数が年間 200 日以上的一般公衆浴場（※）の運営及び利用促進事業に助成する、市町村（鳥取市除く）に補助する。 [補助率] 市町村補助額の 1/2（経営経費の助成） 市町村補助額の 1/4（施設整備の助成） ※一般公衆浴場：物価統制令を適用している公衆浴場	21,741
合 計		22,707

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公衆浴場原油価格高騰対策事業	875	385	490	875				
トータルコスト	2,440千円（前年度 1,165千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付業務							

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

原油価格等の高騰により影響を受ける一般公衆浴場（※）に対して燃料費等の助成を行うことにより、浴場の適正な管理・運営の確保を図る。

※一般公衆浴場：物価統制令の適用を受ける公衆浴場

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
燃料費等高騰に対する支援	一般公衆浴場に対して燃料費等（湯の加温に要するものに限る）を助成する市町に補助する。 [対象施設] 5施設（3市町） ※温泉等で加温の必要がない2施設を除く [補助対象額] 重油使用量（4～6月の3ヶ月分）×31円/L <u>上限 775千円（25千L）</u> [補助率] 1/2（市町間接補助）	587
電気料金高騰に対する支援	一般公衆浴場に対して施設運営に要する電気料金（湯の加温に要するものを除く）を助成する市町に補助する。 [対象施設] 7施設（4市町） [補助対象額] 25～150千円/施設（年間対象額の3ヶ月相当分） 令和5年度の電気使用量の区分に応じて、次に掲げる額 （ア）100,000kWh以上 150千円/施設 （イ）50,000kWh以上 75千円/施設 （ウ）50,000kWh未満 25千円/施設 [補助率] 1/2（市町間接補助）	288
合計		875

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

原油価格等の高騰により、経営が圧迫されている一般公衆浴場に支援を行い、公衆衛生の維持・向上に努める。

##### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年度は、燃料費高騰支援として上限3,100千円（10万L）/施設、電気料金高騰支援として令和4年度の年間電気使用量の区分に応じて補助を実施した。

（参考）令和5年度6月補正予算額（公衆浴場原油価格高騰対策事業） 3,111千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) クリーニング業燃料費高騰対策事業	2,725	0	2,725	2,725				
トータルコスト	3,508千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

燃料費高騰の影響を大きく受けているクリーニング業に対して燃料費の一部を支援し、経営の安定化を図る。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

内 容	予算額
県内のクリーニング事業者に対する燃料費（重油、灯油）の高騰分について、支援を行う。 [補助対象者] 県内クリーニング事業者（取次所を除く、約109事業所） [補助対象額] 燃料（重油、灯油）の使用量（4～6月の3ヶ月分）× 補助単価（※） ※補助単価（重油 31円/L、灯油 34円/L） [補助率] 1/2 [補助上限額] 25千円	2,725

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

燃料費等の高騰により、経営が圧迫されているクリーニング業の経営の安定化を図り、県民の生活衛生環境の維持・向上に努める。

##### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年6月及び11月補正予算において、クリーニング事業者に対して燃料費の一部を支援している。

（参考）令和5年度補正予算額（クリーニング業燃料費高騰対策事業） 10,900千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉資源保全利用推進事業	3,214	1,835	1,379			(手数料) 183	3,031	
トータルコスト	14,952千円（前年度 13,531千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため、源泉の調査及び温泉法に基づく許可、監視を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
温泉文化推進資源調査事業	令和5年度に行ったデータ整理及び分析等の情報をもとに、令和6年度に「鳥取県温泉総覧※」の改訂を行うとともに、県ホームページ等を活用した源泉情報等の提供を行う。 ※鳥取県温泉総覧 ・ 県内約200箇所の源泉の温泉成分、揚湯量及び主要温泉地の地質データ等を集約したもので、温泉の適正利用及び研究・観光事業等の基礎資料等に活用されている。 ・ 昭和47年に作成され、平成10年に改定されている。	1,372
温泉定例調査	県内温泉の適正保全の基礎資料とするため、県下の利用源泉の温泉成分・温度等の定例調査を行う。	1,426
温泉法に基づく許可認可等	温泉の掘削・増掘・動力装置の許可及び利用施設の監視・指導等を行う。	416
合 計		3,214

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

利用源泉の調査や温泉法に基づく適切な許可・指導等により、温泉資源の適正保全を図るとともに、源泉情報等の提供による有効活用等を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 令和5年度は、東部の43源泉の定例調査を実施した。
- ・ 「鳥取県温泉総覧」を25年ぶりに改定するとともに、源泉情報等の提供を行う。

（参考）令和5年度補正予算額（温泉文化推進資源調査事業） 7,194千円

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民泊適正化指導事業	500	500	0				500	
トータルコスト	1,283千円（前年度 1,280千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	住宅宿泊事業法に基づく事務							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>住宅宿泊事業法(平成30年6月施行)に基づく届出受付、実績報告受理及び監督事務を実施し、適正な管理指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○届出受付事務 届出書の審査、届出番号の発行及び標識の交付、関係機関等への情報共有を行う。</p> <p>○実績報告受理事務 住宅宿泊事業者からの定期報告を受理し確認する。</p> <p>○監督事務 住宅宿泊事業者に係る監督（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告徴収、立入検査）を実施する。</p>								
[終了] 徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	0	37,720	△37,720					
トータルコスト	0千円（前年度 43,343千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明								
事業終了。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 6 款 農林水産業費

#### 1 項 農業費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 7 目 肥料植物防疫費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	500	500	0	107		(手数料) 49	344	
トータルコスト	9,108 千円（前年度 9,077 千円） [正職員：1.1 人]							
主な業務内容	許認可及び普及・指導に係る事務							
<b>事業内容の説明</b>  <b>1 事業の目的・概要</b> 農薬取締法及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録・届出事務、農業資材の販売店への立入検査、販売者及び使用者に対する研修会の実施等により、農薬及び肥料の適正使用の推進を図る。  <b>2 主な事業内容</b> ○農薬取締法に基づく事務等 ・農薬の適正使用の指導及び啓発 ・農薬販売店の届出に係る事務 ・農薬販売店への立入検査及び指導 ・農薬適正使用研修の実施 [対象] 農協、農薬卸売会社、ゴルフ場等の責任者等 ・農薬販売者研修の実施 [対象] 量販店等で農薬販売者に使用方法をアドバイスする従業員 ○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務等 ・肥料販売業者、特殊肥料（堆肥等）の生産業者の届出に係る事務 ・普通肥料（有機質肥料）の登録に係る事務								

### 7 款 商工費

#### 2 項 工鉦業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

#### 4 目 計量検定費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	4,582	2,817	1,765			(手数料) 2,807	1,775	
トータルコスト	23,362 千円（前年度 21,530 千円） [正職員：2.4 人]							
主な業務内容	計量器の検定・検査、計量事業者の監視指導、計量関係事業者の登録等							
<b>事業内容の説明</b>  <b>1 事業の目的・概要</b> ・適正な計量の実施に向け、計量器の検定・検査及び事業者・使用者の監視指導を行う。 ・県民に対する適正計量の重要性等の普及啓発を図る。  <b>2 主な事業内容</b> ○計量関係事業 計量証明事業者の登録、適正計量管理事業所の指定、計量器製造・修理・販売事業者の届出受理、特定計量器の検定・定期検査及び基準器検査を行う。 ○監視指導 登録、指定、届出事業者への監視指導、特定計量器使用者の監視指導及び特定商品の販売に係る商品量目監視指導を行う。 ○計量の普及啓発 計量記念日（11月1日）に県民に対する啓発事業を行う。 ○検定検査に使用する備品（電子天秤）を更新								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	56,499	52,648	3,851	5,000			51,499	

トータルコスト 88,998千円（前年度84,906千円）〔正職員：3.4人、会計年度任用職員：2人〕

主な業務内容 企画・関係機関調整、審議会等開催、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

広域的な消費生活に関する相談や苦情等への対応、消費者被害防止のための啓発など、消費者保護の拠点機関となる消費生活センターを設置運営し、消費者行政を総合的に推進する。併せて、消費者庁交付金を活用した市町村等の消費相談窓口体制の強化、自立した消費者育成の推進を図る。

（身近な消費生活相談窓口機能強化事業から一部事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
消費生活相談事業	○県内3箇所の消費生活相談室に消費生活相談員（国家資格者）を配置し、市町村等の消費相談窓口の支援を行うとともに、市町村等窓口閉庁日の相談対応を行う。（38,003） ○県弁護士会等と連携した多重債務・法律相談会を開催し、専門家による助言を受け、消費者自らの解決を促す。（849）	38,852
市町村消費者行政強化交付金	市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対し交付する。 〔補助対象〕 啓発資料作成費、研修参加費等 〔補助率〕 定額、1/2	6,000
消費生活相談員資格確保事業補助金	将来的に不足が見込まれる消費生活相談員（国家資格）の確保に向け、消費生活相談窓口への就業を希望する者の資格取得費用を支援する。	184
その他	○消費生活センター管理運営費（共益費、清掃・廃棄物処理費等） ○消費生活審議会、関係機関連携会議、市町村職員研修の開催	11,463
合 計		56,499

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・県民の安全安心な消費生活に資するため、県・市町村等の消費生活相談体制を強化し、自立した消費者育成の推進を図る。
- ・将来にわたって消費生活相談員を確保し、安定的な消費生活相談体制を構築する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・県内の消費生活相談について、消費生活相談員が所属するNPO法人への業務委託により、複雑かつ多様化する相談に適切に対応してきた。  
＜令和4年度消費生活相談実績＞ 県2,380件、市町村2,443件
- ・県及び全市町村に消費生活センターまたは相談窓口が設置されており、県と市町村の適切な役割分担の下、全県的な相談体制の構築や地域での高齢者等の見守り体制づくりが進んでいる。
- ・高齢化の進行や社会のデジタル化等、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員のスキルアップ研修や警察・弁護士会等の外部専門家との連携強化による消費者被害防止対策を実施している。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費者教育推進事業	10,595	11,373	△778	4,120			6,475	
トータルコスト	21,550 千円（前年度 22,289 千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報・啓発講座実施、補助金事務							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県民が「自立した消費者」として消費者トラブルを未然に防止することができ、また、被害にあった場合には適切に対処することができるよう、幼児期から高齢期までのライフステージの各段階に応じて体系的かつ継続的な消費者教育を推進する。

（身近な消費生活相談窓口機能強化事業及び消費生活センター事業費の一部事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
とっとり消費者大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等と連携した「くらしの経済・法律講座」の開催</li> <li>・ 公開講座の開催（アーカイブ配信を実施）</li> <li>・ 各種団体等が開催する啓発講座への講師派遣</li> <li>・ 新聞紙面講座（啓発記事の掲載）</li> </ul>	6,743
デジタル化に対応した消費者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話会社・消費生活相談員等と連携したスマホ講座の開催</li> </ul>	1,640
（新）消費者ホットラインの認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ホットライン 188、消費生活相談窓口の各種メディア等での広報（サイネージ広告、YouTube 広告）</li> </ul>	1,092
（新）職域における消費者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者教育の意義を啓発するリーフレットの作成</li> </ul>	275
消費者団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者団体等の活動支援への補助</li> </ul>	200
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者教育推進地域協議会の開催</li> <li>・ 消費者団体代表者連絡会議の開催</li> <li>・ 消費生活相談員向け消費者教育研修会の実施</li> </ul>	645
合 計		10,595

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県民が「自立した消費者」として消費者トラブルを未然に防止することができるとともに、被害にあった場合には適切に対処することができるようになる。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 消費者教育推進計画に基づき、県民向けの公開講座などを実施するとともに、各種団体が地域で開催する啓発講座に講師を派遣している。
- ・ 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者トラブルの未然防止のため、関係機関と連携し、教育機関における出前講座を実施している。
- ・ 消費生活相談窓口の役割や消費者ホットライン 188 の認知度向上に向けた広報を実施する。
- ・ 職域における消費者教育の実施に向けて、事業者・事業者団体への働きかけに取り組む。



# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 3款 民生費

### 1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
思いやり消費（エシカル消費）普及事業	2,000	2,500	△500	1,000			1,000	
トータルコスト	3,565千円（前年度4,059千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報の実施、補助金・交付金事務							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

思いやり消費（エシカル消費）（※）の推進に向け、啓発講座や啓発パネル・人形を活用した展示等により認知度向上を図るとともに、思いやり消費を積極的に展開する事業者を支援することにより、思いやり消費の実践機会を県民に提供し、普及を図る。

※思いやり消費（エシカル消費）：人や社会、環境、地域に配慮した消費やサービスを選ぶ思いやりのある消費行動（思いやり消費の例：エコマーク商品、フェアトレード商品、障がい者が作った商品、障がい者雇用企業の商品の購入や地産地消 ほか）

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
とっとり思いやり消費普及推進事業補助金	思いやり消費の推進を宣言した県内事業者が行う思いやり消費の普及推進の取組を支援する。 [補助対象] 思いやり消費商品の販売コーナーの設置や該当商品の購入ポイント付与、宣伝・広告に係る経費等 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円	2,000

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

県内における思いやり消費の認知度向上及び実際の消費行動への結びつけを行う。

##### 【取組状況・改善点】

- これまでイベントでの啓発や子どもエシカル教室の開催、エシカルソング・ダンスDVD製作などを行い、県内の思いやり消費の認知度は徐々に向上してきた。

（H30 20.7% → R5 27.9% ※出典：「消費生活に関する県民意識調査」（平成30年、令和5年））

- 令和3年度は中学生を対象としたエシカル消費標語コンテストを開催し、併せて学校図書館でSDGsや思いやり消費の啓発展示を行うことで、教育現場と連携した取組を展開している。
- 令和4年度には新たにフェアトレード啓発人形2体を作成し、学校図書館や県立図書館等への貸出展示を行っている。（令和5年12月末現在の貸出件数：13件）
- 事業者連携・支援の取組として、令和4年度から「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者を募集し、思いやり消費の普及啓発を進めている。  
＜とっとり思いやり消費推進宣言事業者＞登録：4社（令和5年12月末時点）
- 今後、消費者へ思いやり消費の普及を推進するためには、継続的な啓発に加えて実践の場をわかりやすく提供し、思いやり消費の行動を具体化させることが重要である。「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者の増加と「とっとり思いやり消費普及推進事業補助金」の活用を進め、教育現場や事業者など地域関係者と一層連携した取組を行っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 特殊詐欺・悪質商法被害防止対策推進事業	3,000	0	3,000	3,000				
トータルコスト	3,783千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金・交付金事務							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

特殊詐欺や悪質商法による高齢者等の消費者被害が増加していることから、被害防止の効果の高い防犯機能付電話機及びカメラ付ドアホンの購入を支援し、特殊詐欺被害等の未然防止を図る。

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置済み又は設置予定の市町村を支援対象とすることにより、見守りネットワークの設置を推進し、県内の消費者見守り体制の強化を図る。

※消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）

高齢者、障がい者等の消費者被害を防止するため、自治体と地域の関係者（社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、警察、民間事業者等）が連携して見守り活動を行う協議会

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
防犯機能付電話機・カメラ付ドアホンの購入補助事業	防犯機能付電話機(※)、カメラ付ドアホンを設置する高齢者等に助成を行う市町村を支援する。※市町村間接補助 (※) 警告メッセージを発出後、通話を録音する機能等を有する電話機 【拡充】 補助対象となる高齢者の年齢を引き下げ（65歳以上→60歳以上） [補助対象] 消費者安全確保地域協議会を設置済みまたは本年度内に設置予定の市町村 [補助率等] 定額補助、1台上限10千円	3,000

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・高齢者等がしやすい消費者被害を未然に防ぎ、県民の安全安心な消費生活を確保する。
- ・県内の全市町村に見守りネットワークを設置する。

【取組状況・改善点】

- ・令和5年度に補助制度を創設し、12月末時点で3市町に計120台の交付決定を行った。
- ・令和5年の県内の特殊詐欺被害者は、10月時点で60～64歳が全体の3割超を占めていることから、令和6年度は補助対象年齢を65歳以上から60歳以上に引き下げる。
- ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の市町村単位での設置を促進しており、現在7市町が設置済み、11市町村が設置を検討している。

（参考）令和5年度補正予算額（特殊詐欺・悪質商法被害防止対策推進事業） 3,300千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

まちづくり課（内線：7234）

#### 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	2,520	2,204	316			(手数料) 386	2,134	
トータルコスト	21,300千円（前年度 20,917千円） [正職員：2.4人]							
主な業務内容	審議会の運営、景観形成巡視員・景観アドバイザーの運用、研修会等の開催 等							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

景観審議会、屋外広告物審議会の運営など景観行政及び屋外広告物行政に関する事務等を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分		内容	予算額
景観事業	景観審議会の運営	景観形成条例等に基づく知事の諮問に応じて、景観形成等に関する事項について審議を行う。	424
	景観形成巡視員の設置、研修	景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。	583
	景観アドバイザーの設置、派遣	景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして任命し、公共事業に係る景観評価などを実施する。	413
	景観行政市町村職員担当者研修会等	学識経験者及び先進的自治体による講演等により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。	714
屋外広告物事業	屋外広告物審議会の運営	屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準、その他の重要事項について審議する。	346
	屋外広告物講習会の開催	屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催する。	40
合計			2,520

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

- ・市町村による景観形成に向けた取組の推進、公共事業に係る景観評価等を行うことにより、地域特性を活かした良好な景観形成を推進する。
- ・屋外広告物を適切に規制することにより、無秩序に乱立することを防ぎ、自然の風致や街の美観の保持を図るとともに、不適切な施工による広告物の事故等の公衆への危害を未然に防ぎ、安全な広告物の設置を推進する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・条例に基づく違反広告物、管理不全広告物等の是正指導及び除却に係る権限は市町村に移譲しているが、違反広告物の是正指導の隔月報告の依頼を行い、地域の景観を害する違反広告物の是正、除却等を進めている。
- ・市町村の景観行政団体への移行については、これまで研修会や意見交換会等を通じて促しているが、景観形成に取り組む意義の理解が十分得られていない。複数の市町村にまたがる広域的な景観形成への取組などを通じて、景観計画や条例制定の意義への理解を促していく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

まちづくり課 (内線: 7234)

#### 2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広域景観形成支援事業	3,400	3,400	0				3,400	

トータルコスト 7,313千円 (前年度 7,299千円) [正職員: 0.5人]

主な業務内容 補助金関係事務

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

広域にわたる景観資源（日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等）を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取組を推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づき実施する事業に対し支援を行う。

#### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	補助対象	補助上限	補助率	予算額
広域景観形成支援事業補助金	○展望地・滞留拠点（道の駅等）等の整備に要する費用 ・基本構想策定費用 ・基本計画、基本設計、詳細設計費用 ・施工費用	500/箇所	1/2	1,000
	○住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催費（講師謝金・旅費、会場費、需用費等） ○広報等に要する費用（委託費等）	100/件		400
	○景観に配慮して行われる次の取組に必要な経費 【市町村への間接補助】 ・屋外広告物、建築物・工作物、農業用資材等の撤去、改修、交換等に要する経費 ・美化、緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理等）に要する経費（材料、種苗、肥料、道具等の購入費、指導者謝金・旅費等）	1,000/市町村		2,000
合 計				3,400

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

良好な広域景観を形成し、観光促進・地域振興を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・日本風景街道に登録されている「新因幡ライン」沿線では、民間団体を中心に沿道緑化等の景観づくりやイベント実施による地域活性化に取り組まれている。一方で、景観上好ましくない屋外広告物や道路工作物等が数多く存在している。
- ・八頭町及び若桜町では、令和3年6月に沿線の景観の改善、展望地・滞留拠点（道の駅等）の整備、景観資源の保全等を内容とする「新因幡ライン景観形成行動計画」を策定し、屋外広告物の改修、柿畑の防風ネットの取替えなど計画に沿った景観資源の保全、整備を進めている。
- ・沿線住民や企業等の景観に対する意識付けが進んできたこともあり、景観形成の取組に賛同した旧八東町内の3郵便局では、令和5年11月に郵便ポスト・シンボルサイン等の色を赤から景観に配慮した八頭ブラウン（ダークブラウン）に改修された。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

まちづくり課（内線：7372）

4目 土地対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土地対策費	13,720	13,969	△249			(手数料) 25	13,695	
トータルコスト	21,840千円（前年度22,053千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.1人〕							
主な業務内容	土地取引の届出書等の審査、地価調査、国との調整							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国土利用計画法等に基づき、土地取引規制制度の運用及び都道府県地価調査により土地の正常な取引価格を公表すること等を通じて、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
地価調査費	毎年7月1日時点の基準地の標準価格を調査・判定し、公表する。（178地点）	13,237
土地利用審査会・国土利用計画地方審議会運営費	【土地利用審査会】 土地取引の届出に対する勧告を行う場合及び土地取引規制の注視区域等を指定する場合に意見聴取を行う。 【国土利用計画地方審議会】 国土利用計画（県計画）の改定及び土地利用基本計画の変更を行う場合に意見聴取を行う。	385
その他	土地対策全国連絡協議会負担金、標準事務費	98
合 計		13,720

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

土地取引規制制度の運用及び地価調査の実施により、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。

【取組状況・改善点】

地価調査は、国土利用計画法に基づき、土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、県が基準地の価格調査（7月1日時点）を実施し、その結果を9月に公表している。

国が行う地価公示（1月1日時点）とあわせて一般の土地取引価格の指標とされている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

まちづくり課（内線：7458）

1目 土木総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災宅地危険度判定士養成事業	396	396	0				396	
トータルコスト	2,744千円（前年度 2,735千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	判定士の登録及び更新事務、連絡協議会事務							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>大規模な地震等の災害発生により被災した宅地被害について、市町村が実施する被災宅地危険度判定に備え、被災宅地危険度判定士の養成・登録、判定活動に係る市町村との連携体制の整備、判定事例の収集や判定士への訓練等を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士等の養成（369千円） 判定士等の養成や育成に係る講習会や実地訓練を開催する。</p> <p>(2) 全国被災宅地危険度判定連絡協議会負担金（27千円）</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震又は大雨等の有事に備え、被災宅地危険度判定の実施体制を構築する。</li> <li>・判定士登録目標数 600名（令和5年度登録者数 645名）</li> </ul> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年熊本地震（最大震度7）では、県及び市町職員延べ48名の判定士を派遣し、690箇所 の宅地判定を実施した。また、鳥取県中部地震においては、民間判定士を含めた延べ621名の判 定士により4,898箇所の宅地判定を実施した。</li> </ul>								

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 8款 土木費

### 5項 都市計画費

まちづくり課（内線：7234）

#### 1目 都市計画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ととりの美しい街なみづくり事業	6,204	7,853	△1,649				6,204	
トータルコスト	7,769千円（前年度 9,412千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	受付・指導、審査・決裁、通知作成、検査・支払事務							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、ととりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観形成を促進する。 また、印象に残る新たな街の滞在風景づくりに取り組む市町村や事業者等を支援し、街の価値の向上、誘客による賑わいの創出、鳥取の街を愛する県民意識の醸成等につながる事例づくりを行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) ととりの美しい街なみづくり事業補助金（2,591千円）								
街なみや景観形成に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、所有者が負担する費用の一部について上乗せ支援を行い、事業の促進を図る。（市町村への間接補助）								
内容				補助率	限度額			
・住宅等修景（工事費のうち外観に係る経費） ・建築整備等修景（屋外に露出している空調設備の木製カバー等） ・外構修景（門、堀等）				国1/3、市町村1/3、県1/9、所有者2/9	各市町村が定める補助限度額の1/7			
(2) 新しい街の滞在風景づくり支援事業（3,593千円）								
美しい街なみづくりを図る通りの統一感の創出や滞在快適性の向上、路上空間の活用につながる先駆的な取組等や、市町村が実施する新たな滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費の一部を支援する。（※令和6年度までの3年間実施予定）								
内容				補助率	限度額			
ア 滞在風景づくり支援事業 街なみの統一感の向上や路上空間を活用した滞在環境づくり等の先駆的な取組（建物改修等のハード整備は除く）（※審査会で審査）				1/2	500千円			
イ 実証実験等支援事業 新たな街の滞在風景づくりに資する実証実験等				1/2	1,000千円			
(3) 住宅市街地整備推進協議会会費（20千円）								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
住民主体による住環境の整備を促進し、住民自らが誇れる、ゆとりとうるおいのある美しい街なみの形成を目指す。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市（鹿野地区）、倉吉市（倉吉打吹地区）、境港市（水木しげるロード地区）など、これまで合計204件（令和5年度9件）の修景整備に対して支援を行っている。</li> <li>・令和5年度は米子駅北エリア、える・もーるアーケード周辺において、テーブル、チェア、ベンチを設置し、歩行者にとって居心地の良い空間の創出及び演出により街の価値の向上や誘客による賑わいづくりに取り組み、鳥取の街の新たな魅力づくりを促す取組を進めている。</li> </ul>								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課 (内線: 7372)

1目 都市計画総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	26,172	35,107	△8,935				26,172	
トータルコスト	45,735千円 (前年度 54,600千円) [正職員:2.5人]							
主な業務内容	委託業務、審議会等の運営 等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

都市計画審議会及び開発審査会の運営など都市計画に関する事務を行う。

また、現在の社会情勢等に対応した適正な土地利用を図るため、都市計画区域における基礎調査を実施し、調査結果に基づき、地域住民の意見を踏まえた都市計画区域、都市計画区域マスタープランの見直し検討等を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
都市計画基礎調査	都市の現況及び将来の見通しについて、調査を行う。 令和6年度実施地域:中部地域の都市計画区域	15,107
都市計画基本図作成業務負担金	市町村の都市計画基本図作成に要する費用の一部を負担する。 令和6年度実施市町村:米子市、岩美町	7,743
都市計画道路の見直し	都市計画道路の必要性を再検証する。	1,780
その他	都市計画審議会及び開発審査会の運営、都市計画協会・区画整理協会負担金	1,542
合計		26,172

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

都市計画法に基づき、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するほか、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

【取組状況・改善点】

- 都市計画区域について、都市計画法第6条に基づき、概ね5年ごとに都市計画基礎調査を行う (人口規模、産業分類別の産業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しの調査)。(R4年度:西部地域、R5年度:東部地域、R6年度:中部地域)
- 都市計画基本図は、県の基礎調査や都市計画の見直しにおいて必要となるものであるため、市町村が行う図面作成に対し費用の一部を負担する。



## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課（内線：7363）

1目 都市計画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	372	370	2			(手数料) 352	20	
トータルコスト	8,014千円（前年度 7,922千円） [正職員：0.6人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	盛土情報管理システムの運用等							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、盛土事業等を監視する巡視活動を行うとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）及び条例に基づく盛土事業等の情報を一元管理、公開する盛土情報管理システムを運用して不適切な盛土事業等を効率的に監視・指導し、斜面の災害防止を図る。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
盛土情報管理システムの運用	盛土事業等の情報を「とっとりwebマップ」上で一元管理するシステムを運用し、巡視員による巡視活動、不適切な盛土に対する監視・指導の効率化を図るとともに、盛土事業等の情報を県民・事業者に公開する。 ・システム利用料（令和5～9年度債務負担行為設定済） ・通信費	372

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

盛土事業等の情報の一元管理、巡視活動の実施により効率的に不適切な盛土事業等の把握、監視・指導を行い、盛土事業等による災害防止及び自然環境・生活環境の保全を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年2月から盛土情報管理システムの運用を開始し、「とっとりwebマップ」で盛土事業の実施状況を県民が容易に把握できるようにした。令和6年1月に規制区域を指定し、法による盛土規制を開始しており、法の許可等に係る情報等もシステムに反映させた。
- ・令和4年5月の条例施行以後、許可等事務を円滑に実施したほか、巡視活動・通報で把握した不適切な盛土事業の施工者に改善指導を行った。令和6年からは法に基づく許可等事務についても円滑な推進を図る。

< 令和5年度処理件数（令和5年12月時点） >

特定事業許可：3件 特定事業届出：3件 特定建設発生土搬出許可：15件

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課（内線：7715）

1目 都市計画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）まちづくり課管理運営費	6,418	0	6,418				6,418	
トータルコスト	7,201千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整等							
事業内容の説明								
まちづくり課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
（公共事業） [終了] 防災・安全交付金（市街地整備）	0	10,604	△10,604					
トータルコスト	0千円（前年度 13,723千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明								
令和5年度で事業が完了したため、廃止する。								

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

まちづくり課(内線:7403)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	債務負担行為 (136,676) 612,205	債務負担行為 (1,273,582) 544,771	債務負担行為 (△1,136,906) 67,434			(使用料)5,395 (雑入)16,964 22,359	債務負担行為 (136,676) 549,361	
トータルコスト	634,898千円(前年度565,043千円) [正職員:2.9人]							
主な業務内容	指定管理者等との協議調整、委託業務の執行・管理、備品等の整備、都市公園法等に係る許認可など							

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

## 1 事業の目的・概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者への管理委託、備品の購入等を行う。

## 2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
布勢総合運動公園	指定管理料(319,444) (うち人件費増額分3,699、物価上昇分9,551、光熱費51,432) 備品等購入費、リース料等(15,486)	334,930
東郷湖羽合臨海公園	東郷池北エリア (藤津、南谷、浅津) 指定管理料(122,260) (うち人件費増額分5,264、物価上昇分2,782、光熱費8,714) 備品等購入費(4,922)	127,182
	東郷池南エリア (長和田、引地) 指定管理料(125,116) (うち人件費増額分4,239、物価上昇分3,597、光熱費7,680) 備品等購入費(664)	125,780
	日本海エリア (宇野、はつみ長瀬) 【直営】 植栽管理、清掃、遊具保守点検に係る管理委託料 (18,584)、光熱水費(600)	19,184
その他	子育て応援駐車場の整備(2,000)、(一社)日本公園緑地協会 等会費、標準事務費等	5,129
合計		612,205

※債務負担行為を設定した令和5年度当初予算以降に、民間給与及び物価指数に3%超の大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等(修繕費を含む)を増額する。  
(令和7~10年度分も同様に増額するため、債務負担行為を追加する。)  
また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数の伸びを考慮して令和6年度分を算定した。

【参考】次期指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費 : 令和6年度当初予算において、令和5年度民間給与実態調査を反映した単価で再算定を行う。  
令和7年度以降は、民間給与実態調査を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等 : 令和6年度当初予算において、令和5年度当初予算編成時からの鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。  
令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費 : 今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。

## 3 事業目標・取組状況・改善点

### 【事業目標】

県立都市公園の適切な管理運営を行うとともに、一部の都市公園施設の利用者数が減少傾向であるため、利用促進を図る。

### 【取組状況・改善点】

- ・布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園の3施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入している。(第5期:令和6年4月1日~令和11年3月31日)
- ・県立都市公園の適切な管理運営を行うことにより、快適な余暇・レクリエーション空間の提供を行い、県民の健康で文化的な社会活動の推進に取り組んでいる。
- ・公園をとりまく社会情勢等を踏まえ、今後10年程度を見据えた公園の目指すべき姿、それに向けた取組方針を定めた「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」(令和5年7月策定)に基づき、パークPFI(公募設置管理制度)等のさらなる民間活力の導入等による公園の利用促進、賑わいの創出を図っていく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

5 項 都市計画費

まちづくり課（内線：7981）

3 目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	15,112	12,312	2,800				15,112	
トータルコスト	23,720千円（前年度 20,889千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	地域で進める鳥取らしい緑のまちづくりの推進							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア」（平成25年）及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」（令和元年）の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、また、緑化による脱炭素化社会の推進を図るため、鳥取の幅広い緑化啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内 容	予算額
県民参加の体制整備	「鳥取県みどりの伝道師」の派遣	地域の緑化活動を行う団体等のスキルアップ等につなげるため、緑化の専門的知識を有する「みどりの伝道師」を派遣し、指導、助言を行う。	762
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	○緑化推進事業（間接補助 600千円） 県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。 〔補助率〕市町村負担額の1/2〔補助上限〕50千円/件 ○みんなの広場芝生化事業（直接、間接補助 3,200千円） 地域のまちづくり団体や市町村等が公共空間等を芝生化する取組を支援する。 〔補助率〕市町村負担額の1/2〔補助上限〕1,600千円/件	3,800
緑化の普及啓発への支援	地域緑化活動育成支援補助金	鳥取の豊かな自然や環境を活かした緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材の育成等を行う団体等に支援する。 ○普及啓発に係る人材育成 ・人材の育成に係る事業 ・調査・研究に係る事業 〔補助率〕10/10〔補助上限〕1,000千円/件 ○緑化の普及に係る事業 ・講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 ・イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業 〔補助率〕3/4〔補助上限〕600千円/件	3,200
	花と緑のフェアの開催負担金	「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する。 （東部・中部・西部実行委員会への負担金：負担率1/3）	1,350
	【臨時】全国都市緑化フェアへの出展	県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術者の育成、技能伝承の機会として「全国都市緑化かわさきフェア」に出展する。 （出展期間：令和6年10月19日～11月17日）	6,000
合 計			15,112

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

地域に根ざした継続的な緑化活動の定着と拡大を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・地域に根ざした継続的な緑のまちづくり活動が県内全域に広がるよう、取組の支援や普及啓発を行っている。
- ・令和5年度 鳥取県みどりの伝道師派遣件数（令和5年12月時点）：6件

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

まちづくり課（内線：7369）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園機能向上推進事業	36,000	48,400	△12,400		<13,500> 27,000		9,000	県負担額 22,500
トータルコスト	39,913千円（前年度 52,299千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 県立都市公園を訪れる多様な利用者の満足度を高めるため、環境整備を継続的に進め、利用者の利便性向上を図るとともに機能向上を推進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 布勢総合運動公園内施設の整備を行う。 ・多目的広場整備 [ふれあい広場周辺] (5,000千円) ・案内・誘導標識等改修 [園内全域] (31,000千円)</p>								
(公共事業) 都市公園安全・安心対策事業	38,000	514,000	△476,000	19,000	<13,500> 17,000		2,000	県負担額 15,500
トータルコスト	41,913千円（前年度 517,899千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 県内にある県立都市公園について、安全・安心に利用いただくためのバリアフリー化を行い、施設の充実を図ると共に利用者の利便性向上及び安全性の確保を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
布勢総合運動公園	・園路スロープの改良、手すり取付 [中央広場]							15,000
東郷湖羽合臨海公園	・あやめ池スポーツセンター内のトイレ改修 [藤津地区] ・トイレ改修に係る実施設計（バリアフリー対応） [南谷地区、はわい長瀬地区、浅津地区、藤津地区]							23,000
合 計							38,000	

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

まちづくり課（内線：7369）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 公園施設長寿命化事業	146,000	240,000	△94,000	73,000	<51,000> 65,000		8,000	県負担額 59,000
トータルコスト	148,348千円（前年度 242,339千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園利用者の安全・安心の確保及び公園施設長寿命化計画に基づいた機能維持を図るため、公園施設の改修・更新を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
布勢総合運動公園	・休憩施設の更新 [桜の園]							16,000
東郷湖羽合臨海公園	・テニスコートの人工芝張替 [南谷地区] ・休憩施設の更新 [浅津地区、南谷地区] ・健康遊具の整備 [南谷地区]							130,000
合 計							146,000	
(公共事業) 都市公園維持費	187,514	152,817	34,697				187,514	
トータルコスト	195,339千円（前年度 160,614千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園施設の計画的な修繕等により、施設修繕費の低減を図り、安全・安心に利用できる都市公園の整備を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
布勢総合運動公園	・管理棟補修 [テニス場] ・電気設備（VCB）の更新 [体育館、野球場] ・大規模施設の長寿命化計画策定 [陸上競技場] 等							148,388
東郷湖羽合臨海公園	・南谷地区再整備実施設計 ・灯浮標の更新 [宇野地区] 等							32,720
燕趙園	・集粹館屋根瓦一部改修設計							1,406
その他	・災害等による緊急修繕対策費							5,000
合 計							187,514	

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業	(債務負担行為) 12,555 65,789		(債務負担行為) 12,555 65,789				(債務負担行為) 12,555 60,986	
トータルコスト	74,397千円（前年度0千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務、応急危険度判定士関係事務、耐震化支援環境整備事務、耐震化促進計画関係事務、津波対策支援事業 等							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
令和6年能登半島地震で木造住宅の倒壊が多数発生した被害状況を踏まえ、倒壊から命を守るため高齢者世帯にも耐震化に取り組みやすいよう耐震化対策を拡充強化し、震災に強いまちづくりの実現を目指す。								
<b>2 主な事業内容</b>								
住宅所有者の個々の事情に応じて耐震化の働きかけや助成を行うとともに、事業者の育成等による環境整備等、大規模な地震から県民の生命を守る対策を総合的に実施する。（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
[新]耐震ケースマネジメント事業	災害ケースマネジメントの手法を応用し、戸別訪問による耐震化の働きかけや、住宅所有者の課題に応じた専門家派遣等を実施する。							4,739
震災に強いまちづくり促進事業 (市町村間接補助)	○戸建て住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修等に係る費用の一部を支援（診断：10/10、設計1/2、改修4/5等） 【新設】居室単位の改修 1,000千円(80%) 耐震ベッドの設置 500千円(80%) 【拡充】耐震改修補助上限額の引上げ 1,000千円(80%) → 1,200千円(80%) 耐震シェルター等の補助率の拡充 837千円(23%) → 800千円(80%) 設計に係る補助上限額の引上げ 120千円(50%) → 160千円(50%) ○多数の者が利用する建築物の耐震診断、改修設計、耐震改修等に係る費用の一部を支援（診断・設計：2/3、改修44.8%等） ○避難路沿いにある危険ブロック塀の除却や木塀への改修等に係る費用を支援（除却：2/3、改修1/3等）							53,606 [債務負担] 戸建て住宅 3,830 建築物 8,725 (令和7年度)
がけ地近接等危険住宅移転事業 (市町村間接補助)	がけ地に近接する危険住宅の除却費等（除却費、引越費）及び移転先の住宅の建設又は購入費等に係る借入金に対する利子補給に係る費用の一部を助成する。（補助率10/10）							1,671
耐震化支援環境整備事業	相談会や講習会を開催する民間団体等への支援、低コスト工法講習会等の開催、耐震改修事例集の作成等を行う。							3,174
応急危険度判定士育成事業	応急危険度判定士の判定技術向上を目的とした実地訓練を開催する。							599
住宅耐震化・省エネ・建築DX対策推進協議会	県、市町村、建築団体等で構成する協議会を開催し住宅耐震化に必要な対策を検討する。							2,000
合 計							65,789	

**3 事業目標・取組状況・改善点**

【事業目標】

住宅耐震化率の目標値：令和7年度92.0%（令和3年度85.2%）

【取組状況・改善点】

- ・住宅所有者へのDM送付等、働きかけの強化により、令和4年度の耐震診断、改修の補助件数は過去最大となった。
- ・令和5年7月に県、市町村、建築団体等で構成する対策推進協議会を設置し、住宅耐震化促進に向けて必要な施策等について議論を進めている。
- ・能登半島地震での被害状況を踏まえ、本県においても耐震化が進みにくい高齢者等を中心に、個々の事情に合せて命を守るための対策を進めていく必要がある。

（参考）令和5年度当初（住宅・建築物耐震化総合支援事業）から一部事業移管 40,552千円

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アスベスト撤去支援事業	20,000	7,836	12,164				20,000	
トータルコスト	23,130千円（前年度10,955千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明・補助金関係事務							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
アスベスト撤去支援事業補助金	[補助対象者] 民間建築物の所有者（市町村への間接補助） [補助対象建築物] 吹付アスベスト等が施工されている建築物 （除去等について他の補助金を受けていないもの） [補助対象経費] 吹付アスベスト等の除去、封じ込め、囲い込みに要する費用 [負担割合] 国1/3、県1/4、市町村1/12、事業費1/3 [補助対象事業費上限額] 20,000千円以内で市町村が定める額	20,000

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

民間建築物に使用されている吹付アスベストの撤去等の対策を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・ 県、市町村及び関係機関で組織する鳥取県建築物安全安心推進協議会を設置し、建築物の吹付アスベスト調査・除去、耐震化の推進に取り組んでいる。
- ・ <参考>吹付アスベストの除去等の助成実績（平成18年度～令和6年1月末）107件
- ・ 建築物の所有者が、吹付アスベストの有無を把握していないことが多いため、吹付アスベストが使用されている可能性のある延べ面積300m<sup>2</sup>以上の建築物の台帳を作成し、これを基に所有者に吹付アスベストの有無を調査するよう働きかけている。
- ・ 吹付アスベストの使用が確認された建築物の所有者には、補助制度を周知し除去を働きかけている。

[終了] 住宅・建築物耐震化総合支援事業	0	40,522	△40,522					
トータルコスト	0千円（前年度49,099千円） [正職員：0人]							

事業内容の説明

「能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業」に移行するため廃止する。



# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 8款 土木費

### 1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7697）

#### 4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりUD施設普及推進事業	18,973	18,637	336	116			18,857	
トータルコスト	27,581千円（前年度27,214千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金関係事務、とっとりUDアドバイザー養成講習会の開催派遣、とっとりUD施設認証事務、とっとりUDマップ運営に係る事務							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、建築物のバリアフリー化を推進するため、民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について、市町村と協調して支援するとともに、全ての人にとって利用しやすいUD施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額																																	
とっとりUD施設普及推進事業	<p>○とっとりUDアドバイザー派遣・登録 建築物の設計・施工段階において、利用者視点でバリアフリー整備について助言するUDアドバイザーを県が養成・登録し、派遣する。 ・アドバイザーの派遣費用</p> <p>○とっとりUD施設認証 条例のバリアフリー整備基準を満たし、更にユニバーサルデザインに取り組む施設を取組内容に応じて3段階で認証する。 ・認証プレートの制作費</p>	232																																	
福祉のまちづくり推進事業補助金	<p>民間の特別特定建築物及び特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備を支援する。（市町村間接補助）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="3">負担割合</th> <th rowspan="2">補助上限額※</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特別特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>366万円</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> <td>1/8</td> <td>165万円</td> </tr> <tr> <td>とっとりUD認証施設</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>733万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※車いす使用者用トイレを改修整備する場合</p> <p>◎認定特定建築物：所管行政庁が誘導基準（条例基準以上）への適合を認定した建築物 ◎特別特定建築物：高齢者・障がい者等が利用し、バリアフリー整備を義務付けた建築物 ◎特定建築物：多数の者が利用し、バリアフリー整備を努力義務とした建築物 ◎とっとりUD認証施設：条例に基づき、知事がUD認証基準への適合を認定した建築物</p>	補助対象	補助率	負担割合			補助上限額※	国	県	市町村	認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	—	特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	366万円	特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	165万円	とっとりUD認証施設	2/3	1/3	1/6	1/6	733万円	17,269
補助対象	補助率			負担割合				補助上限額※																											
		国	県	市町村																															
認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	—																														
特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	366万円																														
特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	165万円																														
とっとりUD認証施設	2/3	1/3	1/6	1/6	733万円																														
とっとりUDマップ運営事業	障がい者、高齢者、子育て世帯、観光客等が施設のバリアフリー情報をスマートフォンで検索できるとっとりUDマップの保守運営費	1,472																																	
合計		18,973																																	

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

誰もが安心して利用できる建築物のバリアフリー化、UD整備を促進する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・条例により、コンビニなど身近な小規模施設においても車いす使用者用の駐車場・便所の設置、誘導ブロックの整備が着実に進んでいる。
- ・UDアドバイザー派遣制度（計画）、UD施設認証制度（設計）を令和4年度に創設し、福祉のまちづくり推進事業補助金（整備）、とっとりUDマップ（普及）を合わせて、4つのステップで支援する「とっとりUD施設普及推進プログラム」として、UD施設の普及を推進している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
建築・宅地建物取引業者指導費	7,691	3,431	4,260	59		(手数料) 3,499	4,133																			
トータルコスト	86,724千円（前年度 80,621千円） [正職員：10.1人]																									
主な業務内容	指導監督、許認可事務、講習会、改正法周知等																									
事業内容の説明																										
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。</p>																										
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right">(単位：千円)</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正建築基準法、改正建築物省エネ法対応</td> <td>・建築士向け講習会の開催 ・改正法に係る対策協議会の開催</td> <td>4,131</td> </tr> <tr> <td>建築基準法・建築士法に関する事務</td> <td>・建築審査会等に係る人件費、旅費及び参加費等 ・システム使用料、日本建築行政会議等負担金</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業に関する業務</td> <td>・宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料等</td> <td>1,046</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">合計</td> <td>7,691</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	改正建築基準法、改正建築物省エネ法対応	・建築士向け講習会の開催 ・改正法に係る対策協議会の開催	4,131	建築基準法・建築士法に関する事務	・建築審査会等に係る人件費、旅費及び参加費等 ・システム使用料、日本建築行政会議等負担金	2,514	宅地建物取引業に関する業務	・宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料等	1,046	合計		7,691			
区分	内容	予算額																								
改正建築基準法、改正建築物省エネ法対応	・建築士向け講習会の開催 ・改正法に係る対策協議会の開催	4,131																								
建築基準法・建築士法に関する事務	・建築審査会等に係る人件費、旅費及び参加費等 ・システム使用料、日本建築行政会議等負担金	2,514																								
宅地建物取引業に関する業務	・宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料等	1,046																								
合計		7,691																								
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>【事業目標】 建築物の安全性等を確保し、県民の生命、健康及び財産の保護を図る。</p> <p>【取組状況・改善点】 ・県内行政庁と建築規制の統一等を図り、県民ニーズに応じた建築行政に取り組んでいる。 ・令和7年4月から建築確認審査の特例廃止等に伴い住宅の確認審査期間が7日間から35日間に延長され、住宅着工件数への影響が懸念されることから建築関係団体と連携した講習会の開催、改正法の周知及び建築確認審査の効率的な審査手法の検討を行っていく。</p>																										
伝統建築技能継承普及支援事業	3,500	3,500	0	1,575			1,925																			
トータルコスト	4,283千円（前年度 4,280千円） [正職員：0.1人]																									
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体活動に対する支援																									
事業内容の説明																										
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 木造建築に携わる建築大工、左官、板金、木製建具及び瓦技能士の伝統建築技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、普及啓発及び研究活動等を支援する。</p>																										
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象項目（基本：必須）</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術研修等事業</td> <td>技能士試験・競技大会等を目的とした研修会の開催又は参加</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>研究活動事業</td> <td>県内外での競技大会への参加又は県内での競技大会の開催</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <th colspan="2">補助対象項目（追加：任意）</th> <th>—</th> </tr> <tr> <td>普及啓発活動事業</td> <td>伝統技能振興を目的とした展示会、体験教室等の開催等の経費</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>研究活動事業</td> <td>伝統技能に関する研修、研究等事業</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table>									補助対象項目（基本：必須）		補助率	技術研修等事業	技能士試験・競技大会等を目的とした研修会の開催又は参加	1/2	研究活動事業	県内外での競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	1/2	補助対象項目（追加：任意）		—	普及啓発活動事業	伝統技能振興を目的とした展示会、体験教室等の開催等の経費	2/3	研究活動事業	伝統技能に関する研修、研究等事業	2/3
補助対象項目（基本：必須）		補助率																								
技術研修等事業	技能士試験・競技大会等を目的とした研修会の開催又は参加	1/2																								
研究活動事業	県内外での競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	1/2																								
補助対象項目（追加：任意）		—																								
普及啓発活動事業	伝統技能振興を目的とした展示会、体験教室等の開催等の経費	2/3																								
研究活動事業	伝統技能に関する研修、研究等事業	2/3																								
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>【事業目標】 木造建築に携わる建築技能団体が実施する研修・競技大会及び技能継承・普及活動等を支援することにより、伝統建築技能の向上及び継承を図る。</p> <p>【取組状況・改善点】 ・継続的な活動支援により、各団体において若手技能士を中心に技能継承が進み、建築大工技能においては本県から技能五輪の受賞者が出るなど、伝統技能継承者の育成に寄与している。</p>																										

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課（内線：7411）

1 目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	(債務負担行為) 139,219	(債務負担行為) 35,069	(債務負担行為) 104,150			(債務負担行為) 6,075 (使用料) 282,938 (雑入) 3,002	(債務負担行為) 133,144	
	345,840	346,394	△554			285,940	59,900	
トータルコスト	449,414千円（前年度446,041千円） [正職員：10.6人、会計年度任用職員：7人]							
主な業務内容	入居者募集・決定・相談対応等、家賃滞納等法的措置、修繕・財産管理、補助金業務等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅91団地3,805戸（令和6年4月1日見込）を適正に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等を行う。（住宅供給公社管理：62団地3,307戸、市町管理（11市町）：29団地498戸）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
市町への管理委託	○入居決定等に係る事務及び家賃徴収事務を市町へ委託する。	20,786
家賃・駐車場使用料の徴収事務	○県営住宅管理システムの更新・運用に必要な経費等 [債務負担行為] 42,507千円（令和7～12年度）	8,471
県営住宅施設の維持修繕等	○住宅施設の維持に必要な設備点検、修繕工事、量水器のリース等の経費 [債務負担行為] 96,712千円（令和7～13年度）	215,684
維持管理に必要な負担金等	○国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金、火災共済保険料 ○県営住宅整備事業に伴う移転料	80,436
住宅管理人に係る経費	○県営住宅の共用施設の管理や入居者への連絡調整を担う住宅管理人の選任・委嘱に必要な経費 ○住宅管理人は担当業務のうち共益費徴収を外部委託し、住宅管理人の負担を軽減して集約配置する。	8,948
水道料金使用料等徴収事務	○水道局が料金徴収しない集合住宅において、料金徴収等を外部委託する。	11,515
合 計		345,840

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

早期に家賃等の納付指導を行うことにより、収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

【取組状況・改善点】

- ・学識経験者、福祉関係者、公営住宅入居者（自治会長）等で構成する公営住宅入居者支援のあり方検討会の検討結果を踏まえ、令和5年8月より県営住宅における高齢者・障がい者世帯訪問支援事業を開始した。
- ・高齢者、障がい者世帯の増加等により、住宅管理人の成り手不足が問題となっている状況を踏まえて住宅管理人制度を見直し、特に負担となっている共益費徴収は外部委託を導入して住宅管理人の負担軽減を図る。（県営住宅管理効率化事業で計上）

住宅政策課管理運営事業	18,776	20,174	△1,398				18,776	
トータルコスト	19,559千円（前年度20,954千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							

事業内容の説明

住宅政策課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7399）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	〔債務負担行為〕 393,594 199,787	197,865	〔債務負担行為〕 393,594 1,922			〔債務負担行為〕 393,594 (使用料) 199,787		
トータルコスト	202,135千円（前年度198,645千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	業務調整、支払事務							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>            県営住宅の効率的な管理体制構築を図るため、県が管理する62団地3,307戸（令和6年4月1日見込）について、鳥取県住宅供給公社に住宅管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。管理人の高齢化等により、対応が特に負担となっている共益費徴収業務の外部委託を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>            (1) 鳥取県住宅供給公社管理委託            ○委託業務の内容            入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務。修繕業務については、民間事業者のノウハウを活用した住民サービスの向上を目的として、公社からモデル的に再委託し、業務効率化、コスト削減を推進する。            [委託先] 鳥取県住宅供給公社            [委託期間] 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）            [委託料総額] 590,391千円（令和6年度196,797千円）            　　　　　　　　&lt;平成31年度～令和5年度委託料平均額197,362千円/年&gt;            [債務負担行為] 393,594千円（196,797千円/年×2年）</p> <p>(2) 【新規】県営住宅共益費徴収業務委託            ○委託業務の内容            住宅管理人の成り手不足が問題となっている状況を踏まえ、特に負担となっている共益費徴収業務の外部委託を行う。            [委託料総額] 2,990千円            [委託期間] 令和6年10月1日～令和7年3月31日</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>  <b>【取組状況・改善点】</b>            ・令和4年度県有施設・資産有効活用戦略会議の有識者からは、将来的には地元住宅管理事業者等の参入を促す工夫が必要との意見があり、民間事業者の業務参画を含む県営住宅の管理運営体制の見直し検討を行った。改めて民間事業者へのヒアリング等により意向を調査した結果を踏まえ、維持修繕業務の民間事業者への委託を令和6年度から3年間モデル的に実施し、業務効率化、コスト削減効果を検証する。            ・高齢者、障がい者世帯の増加等により、住宅管理人の成り手不足が問題となっている状況を踏まえて住宅管理人制度を見直し、特に負担となっている共益費徴収は外部委託を導入して住宅管理人の負担軽減を図る。</p>								
鳥取県住宅供給公社運営費	533	525	8				533	
トータルコスト	1,316千円（前年度1,305千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	連絡調整、負担金支払 等							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済費の県負担金である。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

#### 1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅入居者の孤独・孤立総合対策事業	12,136	2,400	9,736	2,138		(使用料) 2,400	7,598	
トータルコスト	15,266千円（前年度5,519千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務、入居者への説明及び関係者との調整							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県営住宅において、身体上、生活上の困難を抱えながら必要な福祉的支援が届いていない入居者を早期に発見し福祉機関につなげること等により、入居者の社会的な孤立等に起因する諸課題（家賃滞納、生活困難、孤独死等）の抑制を図り、入居者が安心して生活できる環境の整備を行う。  
（県営住宅維持管理費から一部事業を移管）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
単身高齢者、障がい者世帯等訪問支援モデル事業	○令和5年度に大規模団地を対象とした訪問調査で整理した対象世帯を訪問面談し、福祉的な支援を要する者を関係機関に繋げるとともに、今後の普及に向けた課題や実効性を検証する。 [訪問対象世帯] 70歳以上の単身、夫婦のみ世帯、車いす使用者世帯のうち、定期的に介護サービス等を活用されていない世帯（想定：310世帯） [委託先] 社会福祉法人等	4,720
IoTによる高齢者見守りサービス普及事業	○IoT技術を活用した高齢者の見守りサービスを提供することにより、孤独死の未然防止又は早期発見に繋げるとともに、同サービスのウェアラブルウォッチ（※）を活用して高齢者のフレイル予防や健康づくりの促進を図る。 [対象世帯] 65歳以上の単身世帯（50世帯程度を想定） ※腕時計型ウェアラブル端末では、体温、脈拍、SPO2、歩数、睡眠度の計測・データ蓄積が可能	5,016
県営住宅を活用した地域コミュニティ活性化事業	○県営住宅の空き住戸を活用して福祉事業者と連携し、高齢者の見守り、サロンの開催などの高齢者生活支援に取り組む。（事業者から徴収した使用料とほぼ同額で見守り等を委託。） [実施団地] 末恒第一団地（鳥取市）、永江団地（米子市） [委託先] 社会福祉法人等	2,400
合 計		12,136

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県営住宅入居者の高齢化、孤独・孤立等に起因する諸課題を抑制・改善する体制を整備し、入居者が安心して生活できる環境を確保する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和4年度「公営住宅入居者支援のあり方検討会」において今後の県営住宅の管理運営体制のあり方を検討、取組の方向性をとりまとめ、令和5年度から単身高齢者、障がい者世帯等の訪問支援モデル事業を開始した。
- ・IoT技術を活用した高齢者見守りサービスについて、試験運用で得られた知見等を踏まえて令和5年度から西部地区で本格的な普及・運用を開始した。（令和5年度末の利用者見込：42名）  
（参考）令和5年度6月補正予算額（県営住宅入居者の孤独・孤立総合対策事業） 12,309千円

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	(債務負担行為) 467,559		(債務負担行為) 467,559	(債務負担行為) 206,081	(債務負担行為) 251,000		(債務負担行為) 10,478	
	1,160,229	902,457	257,772	498,410	598,000		63,819	
トータルコスト	1,211,742千円（前年度 953,473千円） [正職員：4.7人、会計年度任用職員：5人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							

## 事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の改修を実施する。

### 2 主な事業内容

#### (1) 公営住宅整備事業（939,105千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
河北	倉吉市福庭町	鉄筋コンクリート造・4階・32戸	全面的改善（2・3期）工事
上福原第一	米子市上福原	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（4期）工事
材木町	鳥取市材木町	鉄筋コンクリート造・4階・25戸	エコ改善（3期）工事
外江	境港市外江町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）設計

#### (2) 大規模改修事業（220,656千円）

外壁、屋根断熱改修（浜坂第二団地 他 計4団地・6棟）

福祉対応（清谷団地集会所 計1団地・1棟）

設備改修（浜坂第二団地（1～3棟）他 計2団地・5棟）

#### (3) その他（協議会負担金等）（468千円）

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

鳥取県地域住宅計画に基づき、整備・改修事業を計画的に実施する。

#### 【取組状況・改善点】

- ・鳥取県公営住宅長寿命化計画に沿った整備・改修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と整備事業の平準化に取り組んでいる。
- ・カーボンニュートラルに向け、令和4年3月に県営住宅整備基準を改定し、建替・新築については「とっとり健康省エネ住宅性能基準」に適合させ、太陽光発電を設置することとした。
- ・既存改修については、令和5年度に既存住棟の断熱性能をZEH基準（※）に適合させるための改修手法を検討したので、令和6年度のエコ改善工事において実施する。

※ZEH基準：外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅として定める、外皮及び省エネルギー性能の基準

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2 目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	67,343	47,334	20,009			(寄付金) 45,385 (財産収入) 1,606 46,991	20,352	
トータルコスト	68,126 千円（前年度 48,114 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	予算執行事務（市町村拠出金の受入、債券購入、利息収入）、委託業務事務							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
基金積立	自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。 [令和6年度拠出額] ・ 県拠出額 20,000千円 ・ 市町村拠出額 45,385千円 ・ 基金運用利息 1,606千円 合計 66,991千円	66,991
屋根応急修繕作業者傷害保険加入	令和3年6月に締結した『災害時における被災住宅の修繕等に関する協定』に基づき、建築関係団体に被災住宅の屋根のブルーシート掛け作業を依頼した際の作業員の傷害保険加入に要する経費を負担する。（未使用の場合は、最低保険料1千円を差し引き返還）	321
被災住宅修繕相談フォームの保守管理	令和4年度に開発したスマートフォン等で被災住宅の修繕について相談ができる被災住宅修繕相談フォームの保守管理に係る費用	31
合 計		67,343

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。（目標積立額 23 億円）

<参考> 令和5年度末基金残高見込 約 20.3 億円

#### 【取組状況・改善点】

- ・平成24年度に積立額が条例で目標とする20億円に到達し、平成25年度以降は、市町村と県による拠出を一旦停止して、基金運用による利息収入のみを積立てていた。
- ・鳥取県中部地震（平成28年10月）及び台風18号（平成29年9月）による被災住宅の支援により、基金を約9億円取り崩したため、平成30年度から市町村と県による拠出を再開した。
- ・一部損壊への支援拡充に伴い、令和5年度に基金目標額を20億から23億に見直し、県1億円、市町村1億円の追加拠出を行うこととした。

※追加拠出は、県は令和5～9年度に20,000千円ずつ拠出、市町村は住宅戸数等に応じた額を令和8年度から拠出

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) カーボンニュートラルに向けた中規模建築物 ZEB 普及促進モデル事業	(債務負担行為) 23,200 26,429	0	(債務負担行為) 23,200 26,429				(債務負担行為) 23,200 26,429	
トータルコスト	27,212千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	研修開催、設計委託、補助金交付事務 等							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

鳥取県内におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を図り、非住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。

#### 2 主な事業内容

県内で新築される ZEB の設計費及び工事費をモデル的に助成するほか、技術者の養成や既存建築物の ZEB 化改修の基本モデルをまとめ、県内の既存建築物の ZEB 改修の普及を図る。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額																
補助事業	非住宅の中規模建築物（300～2,000㎡）のZEBを建設する施主に対し、設計費及び工事費の助成を行う。 ※令和6年度から2年間のモデル事業 <設計費補助> ※省エネ計算などZEBへの掛かり増し経費が補助対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th>規模</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> <th>財源</th> </tr> <tr> <td>『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready</td> <td>1/3</td> <td>上限 80万円</td> <td>単県</td> </tr> </table> <工事費補助> ※開口部や断熱等の工事費が補助対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th>性能区分</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> <th>財源</th> </tr> <tr> <td>『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready</td> <td>1/3</td> <td>上限500万円</td> <td>単県</td> </tr> </table> <参考>ZEBの種類 『ZEB』：従来の建物で必要なエネルギーを100%削減（省エネ50%・創エネ50%） Nearly ZEB：従来の建物で必要なエネルギーを75%以上削減（省エネ50%・創エネ25%） ZEB Ready：従来の建物で必要なエネルギーを50%以上削減（省エネ50%） ※省エネとは、断熱や高効率設備機器の導入することをいう。 ※創エネとは、太陽光発電などでエネルギーを創ることをいう。	規模	補助率	補助額	財源	『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready	1/3	上限 80万円	単県	性能区分	補助率	補助額	財源	『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready	1/3	上限500万円	単県	23,200  [債務負担] 23,200 (令和7年度)
規模	補助率	補助額	財源															
『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready	1/3	上限 80万円	単県															
性能区分	補助率	補助額	財源															
『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready	1/3	上限500万円	単県															
技術者養成事業	ZEBの設計ができる技術者を養成する設計実務者向け講習会を開催する。	229																
基本モデル設計事業	既存建築物のZEB改修は新築以上に難易度が高いため、標準的な建物によるZEB改修基本設計を行う。（改修仕様、工期の検討、概算工事費の算出）	3,000																
合 計		26,429																

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

2030年以降に予定される ZEB 義務化に先駆けて、県内の事業者が積極的に取り組むよう、モデル的に ZEB を支援し、令和6年度から2年で10棟の新築を目指す。

##### 【取組状況、改善点】

- ・非住宅の新築着工のうち、8割以上は中規模建築物（300～2,000㎡）だが、国の ZEB 支援事業は主に2,000㎡以上を対象とするなど、中規模建築物への支援がない状況である。
- ・2026年から中規模建築物は ZEB 相当の省エネ性能に基準が先行して強化されるが、県内での ZEB 実績は5件程度と少なく、大半の設計事務所が対応できていない状況である。
- ・県内の設計事務所による ZEB をモデル的に支援し、断熱仕様や設備機器の設計事例を公表することで ZEB 設計に取り組みやすい環境を整備する。



令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 263,800 295,252	(債務負担行為) 272,900 285,582	(債務負担行為) △9,100 9,670	(債務負担行為) 225,750 231,626		(基金繰入金) 14,004	(債務負担行為) 38,050 49,622	

トータルコスト 305,425千円 (前年度 295,718千円) [正職員: 1.3人]

主な業務内容 研修開催、広報物作成、補助金交付事務 等

事業内容の説明 【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅「NE-ST」(ネスト))の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。

2 主な事業内容

とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準を満たす住宅を認定し、認定住宅に対し助成を行うほか、消費者向けの広報、技術者の養成を行う。また、民間団体等によるコンソーシアムで策定した「とっとり住宅評価システム」の普及を図る。

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
補助事業	○NE-ST基準を満たす県産材を活用した新築木造住宅に性能に応じて助成する。 [補助額] NE-STかつZEH:最大100万円/戸 NE-ST:最大50万円/戸 (定額) ○Re NE-STなど県の省エネ改修基準に適合する断熱改修を行う既存戸建住宅に助成する。 [補助上限] Re NE-ST:150万円/戸、ゾーン改修:100万円/戸 国省エネ基準改修:50万円/戸 (補助率1/3) ○Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に助成する。 [補助額] 1事業者あたり20万円 (定額) ○基準を満たす賃貸住宅を新築・改修する事業者に性能に応じて助成する。 [補助上限] NE-STかつZEH:最大90万円/戸 NE-ST:最大50万円/戸 (定額) [債務負担行為] 263,800千円 (令和7年度)	267,800
住宅評価システム普及事業	○コンソーシアムが行う「とっとり住宅評価システム」の普及に向けたホームページ作成等の活動を支援する。 [補助率] 10/10	2,660
普及啓発	○健康省エネ住宅に対する認知度を上げていくため、デジタルサイネージやYouTubeを活用した広告のほか新聞、フリー冊子等への掲載を行う。	22,804
工務店の研修等	○健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。	1,988
合 計		295,252

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の割合: 53% (2024年)、100% (2030年)

【取組状況、改善点】

《新築》とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』 (ネスト) (令和2年7月から令和5年12月)

性能区分	T-G1	T-G2	T-G3	計
申請件数	283	204	25	512

- 令和5年度の新築木造戸建住宅に対するNE-STの割合は33%まで増加している。
- 今後は、NE-STの建設実績がない登録事業者にNE-STの建設を働きかけていく必要がある。

《改修》とっとり健康省エネ改修住宅『Re NE-ST』 (リネスト) (令和2年7月から令和5年12月)

性能区分	国省エネ基準改修	ゾーン改修	全面改修 (Re NE-ST)	計
申請件数	6	9	4	19

- Re NE-ST改修は、平均工事費で2,000万円超のため、低コスト改修を検討する必要がある。

《評価》とっとり住宅評価システム『T-HAS』 (ティーハス)

- 中古市場における住宅性能等の適正評価を目的として、県、工務店、不動産店、不動産鑑定士等の団体により「とっとり住宅評価システム」を策定し、令和6年度から運用する。
- 今後は官民の協働により住宅の性能向上に取り組む。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	債務負担行為 123,908 259,533	債務負担行為 229,469 234,533	債務負担行為 △105,561 25,000			(受託収入) 250	債務負担行為 123,908 259,283	
トータルコスト	271,271千円（前年度 246,229千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等、関係機関との連絡調整及び制度広報等、事業実施状況分析及び成果検証							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を活用した住宅の新築や改修に対して助成することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに県産材の需要拡大、地場産業の振興を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額			
とっとり住まいる支援事業	<p>住宅の新築に対する支援</p> <p>県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。（最大100万円/戸）</p> <table border="1"> <tr> <td>(基本要件) 県産材 10㎡以上を使用</td> <td>+</td> <td>(加算要件) JAS製材、機械等級区分構造材、内外装材、伝統技能活用、子育て世帯等</td> </tr> </table> <p>※機械等級区分構造材：強度性能、含水率で格付された構造用木材（構造計算で使用できる強度を表示）</p> <p>【制度拡充の概要】 住宅の狭小化に伴い、基本要件も満たさない住宅が増加していることから、加算要件の拡充により県産材利用促進を図る。 ① 県産材使用割合が低い部材（梁、桁）に対して、性能の高い県産材への支援を強化することによる需要喚起 → 県産機械等級区分構造材の補助単価、上限額の引上げ 単価 20千円/㎡→30千円/㎡、上限 200千円→300千円 ② 内外装、塀等への木材利用促進を図るため支援を拡充 → 県産内外装材の補助単価、上限額の引上げ 単価 2千円/㎡→3千円/㎡、上限 150千円→200千円</p>	(基本要件) 県産材 10㎡以上を使用	+	(加算要件) JAS製材、機械等級区分構造材、内外装材、伝統技能活用、子育て世帯等	244,863 [債務負担] 120,142 (令和7年度)
(基本要件) 県産材 10㎡以上を使用	+	(加算要件) JAS製材、機械等級区分構造材、内外装材、伝統技能活用、子育て世帯等			
	住宅の改修等に対する支援	10,420 [債務負担] 3,766 (令和7年度)			
鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業（工務店等への支援）	建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携して住宅見学会、動画作成等を行う際、県の住宅施策の広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。 [補助率] 1/2、[補助上限] 20万円	4,000			
住宅金融支援機構審査受託等事務費	住宅金融支援機構融資を利用する住宅について、融資基準審査を機構から受託する。 ※住宅セーフティネット支援事業から移管	250			
合計		259,533			

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を50%まで引き上げるとともに、県内木造住宅の品質向上を図る。

【取組状況・改善点】

・工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により県内新築木造戸建住宅の約4割で活用され、県産材の需要拡大につながっている。

< 新築交付決定数（県産材 10m<sup>3</sup>以上利用する件数） >

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	738件	733件	850件	719件	714件	697件	625件
割合	51%	45%	48%	42%	44%	39%	38%

・住宅価格の高騰による新築住宅の狭小化に伴い、県産材使用量が減少している現状がある。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者 団体活動支援事業	2,500	2,500	0	1,125			1,375	

トータルコスト 3,283千円（前年度 3,280千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発することにより、県民の住生活の向上及び地域住宅産業の振興、育成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	補助率	予算額
普及活動助成	県産材を使用した住宅の事例紹介、無料相談会、伝統技術の体験型イベント等の実施に要する経費を補助する。	1/2	2,200
技術研修費助成	県産材の効果的な活用法や高断熱住宅の施工方法などに係る技術研修及び情報発信に要する経費を補助する。		300
合 計			2,500

[補助対象事業者]（一社）鳥取県木造住宅推進協議会

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

木造住宅の建設に携わる者で組織する団体が実施する木造住宅及び伝統技術の良さを普及啓発を目的とした活動に対し助成を行い地域住宅産業の活性化を図る。

【取組状況・改善点】

「木の住まいフェア」及び健康省エネ住宅に関するセミナーの開催を支援した。

[R5 来場人数] 東部：363人、中部：70人、西部：939人

「とっとり匠の技」 活用リモデル助成事業	(債務負担行為) 2,000	(債務負担行為) 2,000	(債務負担行為) 0	900	(債務負担行為) 2,000	1,100
-------------------------	-------------------	-------------------	---------------	-----	-------------------	-------

トータルコスト 3,565千円（前年度 3,559千円） [正職員：0.2人]

主な業務内容 補助制度周知・運用、事業実績の情報発信

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築に携わる建築大工、左官、建具、瓦及び畳技能士による建築伝統技能を活用した建築物の改修を支援することにより、技能の継承・振興を図る。

2 主な事業内容

建築伝統技能を活用した建築物（住宅を除く）の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

[補助対象伝統技能] 大工、左官、建具、畳、瓦（原則、2種以上を活用）

[補助率] 1/2、[補助上限] 50万円

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

建築伝統技能を活用した建築物の改修を支援することにより、木造建築における匠の技の活用促進、建築伝統技能の継承及び普及を図る。

【取組状況・改善点】

令和5年度は各技能士団体の会合やイベントでの制度説明、住宅政策課 Instagram等のSNSを活用したPRを強化し、利用促進を図った。（実績：R2 1件、R3 2件、R4 5件）

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅セーフティネット支援事業	16,378	15,433	945	4,271		(雑入) 3,349	8,758	
トータルコスト	20,291千円 (前年度 19,332千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金事務、鳥取県居住支援協議会活動支援、家賃債務保証事業運営支援							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位: 千円)								
区分	内容							予算額
セーフティネット住宅改修・家賃低廉化等の助成	○SN専用住宅の事業者が行うバリアフリー改修等の費用を支援する。 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [県費上限] 500千円/戸等 ○SN専用住宅の家主が家賃低廉化等に要した費用を支援する。 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [県費上限] 家賃10千円/月等							5,405
鳥取県居住支援協議会活動支援事業等	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ○鳥取県居住支援協議会による県家賃債務保証事業の実施を支援する。 [負担割合] 県1/2、4市1/2							10,973
合 計							16,378	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
・SN専用住宅に対する家賃低廉化助成の目標件数: 100戸 (令和3~7年度の5年間)								
・鳥取県居住支援協議会の活動を通じて、住宅確保要配慮者の入居・居住支援体制の充実を図る。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
・県内におけるSN住宅の登録は令和5年12月時点で6,593戸・うちSN専用住宅98戸と年々増加。								
・鳥取県家賃債務保証事業は令和5年12月時点で42件 (R4: 58件) の利用がある。								
住宅新築資金等貸付助成事業	33,871	29,906	3,965	22,404			11,467	
トータルコスト	35,436千円 (前年度 31,465千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金事務、協議、相談対応等、会議、研修会等、調査統計等							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
住宅新築資金等貸付事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成するとともに、未収金の償還率向上に向けて、市町村担当者向けの実務研修や相談会等を開催する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位: 千円)								
区分	内容							予算額
償還推進助成事業費	○事務費補助 (弁護士費用等)、回収不能補助 (債権及び利子補填) [助成対象] 14市町、[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4							33,607
償還推進指導費	○市町村担当者向けの研修会や相談会の開催							264
合 計							33,871	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
償還事務に係る市町村の事務的経費の負担軽減及び償還率の向上を図る。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
・令和5年度は市町村担当者向けの研修会を開催し、債権回収にかかる法的な基礎知識や償還事務における実務的な知見習得で、債権回収対応力の強化を図っている。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
公的賃貸住宅供給促進事業	41,602	40,124	1,478	20,801			20,801							
トータルコスト	43,950千円（前年度42,463千円） [正職員：0.3人]													
主な業務内容	補助金申請の審査、認定事業者への管理等の指導、国費申請事務													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成16年までに県が供給計画を認定した「高齢者向け優良賃貸住宅（旧高優賃）」を管理する民間事業者を通じて、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助することで、入居者の家賃負担を軽減し、高齢者の居住の安定確保を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象戸数：102戸</li> <li>・補助対象期間：管理開始日から最長20年間（令和6年度で終了）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">住宅名</th> <th style="width: 30%;">補助対象戸数</th> <th style="width: 40%;">管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アザレアコートこうほうえん</td> <td style="text-align: center;">102戸</td> <td style="text-align: center;">H17.4.1～R7.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定時期により旧高優賃の家賃補助期間は順次終了し、令和6年度の補助対象は上記のみ。（平成12年から平成17年にかけて計7棟286戸の旧高優賃を認定し家賃支援を実施した。）</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧高優賃に対する家賃補助の終了にあたっては、予め入居者や入居されようとする方に対する説明の徹底を民間事業者に求めるとともに、家賃補助の終了後も安定して高齢者が居住継続できるよう、家賃負担の軽減等に繋がる取組を促していく。</li> </ul>									住宅名	補助対象戸数	管理期間	アザレアコートこうほうえん	102戸	H17.4.1～R7.3.31
住宅名	補助対象戸数	管理期間												
アザレアコートこうほうえん	102戸	H17.4.1～R7.3.31												
住宅貸付助成事業	97	105	△8			(貸付金元利収入)	97							
トータルコスト	880千円（前年度885千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	預託金貸付・償還事務													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和6年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p>														
（単位：千円）														
区分	内 容							予算額						
個人住宅建設資金貸付事業	県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 <継続分のみ>令和6年度予定残高：880千円 貸付件数：2件 （令和9年度で終了）							97						
	貸付対象	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者												
	貸付限度額	建設：400万円、補修：200万円												
	貸付利率	公庫基準金利+0.5%												
	返済期間	建設：20年以内、補修：10年以内												

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

#### 2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県営住宅上粟島団地建替事業	8,640	0	8,640	4,043			4,597	
トータルコスト	14,118千円（前年度0千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	PFI事業者選定に係る支援業務、選考委員会運営							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
老朽化が進んでいる県営住宅上粟島団地（4棟48戸）及び富益団地（22棟88戸）を集約し、上粟島団地（60戸）として設計・建設等を一括して行うPFI手法（BT方式）を導入して建替整備を行う。								
※BT（Build-Transfer）方式：民間事業者が公営住宅の設計・建設を行い、竣工後に県へ所有権移転する方式								
<計画概要・想定スケジュール>								
整備戸数	3棟60戸（2棟を木造で整備予定）							
整備方針	とっとり健康省エネ住宅性能基準NE-STの採用、太陽光発電設備の設置、木造化及び県産CLT構法の採用							
総事業費	約17億円							
準備・公募期間	令和6年度：事業者公募・選定							
事業期間	令和7年度～令和11年度							
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
PFI事業者選定に係る支援（アドバイザー）業務委託	県営住宅上粟島団地建替のPFI事業者選定に向けた評価基準の策定、募集要項等の作成などをコンサルタント委託により実施する。 ※R5～R6の2か年事業							8,087
選考委員会運営費用	外部有識者等によるPFI事業者選考委員会の開催（審議内容：プレゼンテーション審査、選考）							553
合 計							8,640	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
将来的に必要な県営住宅の管理戸数を維持するため、世帯構成に合わせた適正な住戸規模の建替をPFI手法の活用により実施するとともに、余剰地の有効活用を図る。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から2カ年にわたる基本計画の策定・民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、令和4年10月に開催された県有施設・資産有効活用戦略会議において、県営住宅上粟島団地建替事業にPFI手法（BT方式）を導入することが決定された。</li> <li>・令和5年度は、民間事業者への詳細ヒアリングを実施し、事業者の参画意欲、技術的課題の抽出、想定事業費への影響等の確認を行い、実施方針・要求水準書に反映させた。</li> </ul>								
（参考）令和5年度補正予算額（県営住宅上粟島団地建替事業） 17,234千円								
[終了] 住生活総合調査事業	0	5,322	△5,322					
トータルコスト	0千円（前年度6,102千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明								
事業終了。								

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

西部環境建築局（内線 0859-31-9325）

#### 4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	(債務負担行為) 5,424 33,687	85,834	(債務負担行為) 5,424 △52,147	2,987			(債務負担行為) 5,424 30,700	
トータルコスト	36,817千円（前年度 88,953千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	管理運営							

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者へ委託する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
指定管理料	[指定管理者] (一社) 大山観光局 [指定管理期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） [指定管理料] 153,500千円（債務負担行為設定済）	30,700
人件費、物価高騰対策	[人件費増額分] 1,820千円 [物価上昇分] 892千円 [光熱費] 275千円	2,987
合計		33,687

※民間給与及び物価指数に大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額する。  
（令和7～8年度分も同様に増額するため、債務負担行為を追加する。）  
また、光熱費については、物価指数等を考慮して必要額を措置する。

【参考】指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：令和6年度当初予算において、令和5年度民間給与実態調査を反映した単価で再算定を行う。  
令和7年度以降は、民間給与実態調査を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：令和6年度当初予算において、鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。  
令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：物価指数等を考慮して、毎年度必要に応じて措置する。

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化について、その魅力を鳥取県の内外に発信することにより、自然を大切にすることを育む。

##### 【取組状況・改善点】

- ・指定管理者の創意工夫により、大山の魅力を発信する展示、自然観察会、移動歴史館、ワークショップ等を行っている。
- ・利用者アンケートの反映、教育団体等からの要望による自然観察会の開催、園児・児童への館内解説でクイズを取り入れるなど、リピーターにも魅力のある内容を提供するとともに、大山の観光に携わる方対象の学習会を開催し、地元をあげてのおもてなしができるよう「大山あれこれ勉強会」を開催するなど、メニューの充実に取り組んでいる。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

西部県民福祉局（電話：0859-31-9363）

#### 4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	2,410	3,771	△1,361				2,410	
トータルコスト	6,323千円（前年度 7,670千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	委託業務の発注及び委託料の支払、電気代の支払							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立大山駐車場の円滑な管理運営のため、融雪装置の維持管理等を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
内 容								予算額
大山駐車場融雪装置維持管理（融雪装置保守点検委託料、電気代）								2,010
大山屋内駐車場 NTT ドコモ基地局電気代								400
合 計								2,410
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
大山の観光振興に寄与すること等を目的として設置した県立大山駐車場の円滑な運営を図る。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から指定管理者制度の導入を行い、毎年点検・評価を行うことで運営・サービスの改善等を促している。（現行期間 令和4～9年度）</li> <li>・駐車場利用者の安全性・利便性の向上のために、令和2年度から令和3年度には融雪装置の延長工事を実施、また令和5年度には老朽化した内部鉄骨等の改修工事に向けて設計を行った。</li> </ul>								
(新) 大山屋内駐車場 泡消火設備改修工事	4,500	0	4,500		<2,000> 4,000		500	県費負担 2,500
トータルコスト	5,283千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	指定管理者・関係課との連絡調整、委託業務の発注及び支払							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
大山屋内駐車場利用者の安全性の確保や施設の予防保全に努めるため、法定点検、中長期保全計画や実際の状況に基づき泡消火設備の修繕等を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
大山屋内駐車場泡消火設備改修工事更新における実施設計 4,500千円								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
大山屋内駐車場の老朽化した泡消火設備、泡消火設備用蓄電池の更新を行う。								
[スケジュール] R6年6月～11月 実施設計、R7年6月～12月 工事实施								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山屋内駐車場の泡消火設備は設置から30年以上経過し中長期保全計画において更新時期となっている。また、泡消火設備用蓄電池は更新時期を大きく過ぎている。近年、原因不明の不具合が発生する設備もあり、予防保全の観点からも早急に設備等の更新を実施する。</li> </ul>								



令和6年度公共事業当初予算総括表

生活環境部(単位:千円)

事業名	令和5年度 当初計上予算額 (A)	令和6年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	1,158,340	362,990	263,321	<64,500> 82,000		17,669	31.3%	県費負担 82,169	
水道事業	317,002	64,700	64,200			500	20.4%	県費負担 500	米子市、倉吉市、智頭町、琴浦町、大山町
農業集落排水事業	87,338	114,290	107,121			7,169	130.9%	県費負担 7,169	
県営農業集落排水事業	-	-					-		
団体営農業集落排水事業	87,338	114,290	107,121			7,169	130.9%	県費負担 7,169	鳥取市、米子市、日野町
公園事業	754,000	184,000	92,000	<64,500> 82,000		10,000	24.4%	県費負担 74,500	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園
単県公共事業	201,217	223,514		<13,500> 27,000		196,514	111.1%	県費負担 210,014	
公園事業	201,217	223,514		<13,500> 27,000		196,514	111.1%	県費負担 210,014	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
計(C) (一般公共+単県公共)	1,359,557	586,504	263,321	<78,000> 109,000		214,183	43.1%	県費負担 292,183	
災害公共事業(D)	-	23,028	23,028				-		鳥取市
生活環境部合計 (C+D)	1,359,557	609,532	286,349	<78,000> 109,000		214,183	44.8%	県費負担 292,183	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

# 令和6年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和6年度 事業費 (千円)	令和6年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	米子市	R3~R7	364,298 (1,217,788)	水道管路緊急改善事業	11,000 (33,000)	基幹管路の老朽化更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	倉吉市	R3~R7	166,666 (500,000)	水道管路緊急改善事業	23,000 (69,000)	基幹管路の老朽化更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	智頭町	R6~R8	10,240 (117,692)	重要給水施設配水管整備 事業	8,700 (34,800)	重要給水施設へ配水する 管路の整備
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	琴浦町	R6~R7	5,000 (314,800)	緊急遮断弁	5,000 (20,000)	新設配水池への緊急遮断 弁の設置
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	大山町	R4~R8	200,271 (650,832)	水道管路緊急改善事業	16,000 (48,000)	中山地区の石綿管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	—	R6	1,000	指導監督事務費	1,000	水道施設整備事業の円滑 な運営
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 日置谷	R5~R7	13,031 (26,062)	処理施設改築1箇所 管路L=130m	7,000 (14,000)	処理施設改築1箇所 管路L=100m
団体営 農業集落排水事業	倉吉市 三江・下米積	R5~R6	17,500 (35,000)	非常通報装置改築19基	11,005 (22,010)	非常通報装置改築11基
団体営 農業集落排水事業【新規】	倉吉市 倉吉市	R6	39,916 (39,916)	維持管理適正化計画策定 一式	39,916 (39,916)	維持管理適正化計画策定 一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	米子市 尚徳・春日・ 伯仙・本宮	R6	25,000 (25,000)	維持管理適正化計画策定 一式	25,000 (25,000)	維持管理適正化計画策定 一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	日野町 日野	R6	18,000 (18,000)	維持管理適正化計画策定 一式	18,000 (18,000)	維持管理適正化計画策定 一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 鳥取第三	R6	6,200 (6,200)	機能診断:4処理区 最適整備構想:1処理区	6,200 (6,200)	機能診断:4処理区 最適整備構想:1処理区
災害関連農村生活環境施設 復旧事業	鳥取市 大村地区	R5~R7	83,028 (103,785)	管路復旧一式 マンホールポンプ制御盤 復旧2箇所	23,028 (5,757)	管路復旧一式 マンホールポンプ制御盤 復旧2箇所
都市公園機能向上推進事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R4~R6	171,800	利便性向上に係る公園施設 の整備	36,000	工事:2箇所
都市公園機能向上推進事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R6	115,000	利便性向上に係る公園施設 の整備	15,000	
都市公園機能向上推進事業	燕趙園 (湯梨浜町)	R6	9,000	利便性向上に係る公園施設 の整備	9,000	

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和6年度 事業費 (千円)	令和6年度 事業内容
都市公園安全・安心対策事業	布勢総合運動公園 (鳥取市)	R4~R6	34,641	公園施設の耐震化及びバリアフリー化	15,000	工事:1箇所
都市公園安全・安心対策事業	東郷湖羽合臨海公園 (湯梨浜町)	R4~R7	227,987	公園施設の耐震化及びバリアフリー化	23,000	工事:1箇所 測量設計:1箇所
公園施設長寿命化事業	布勢総合運動公園 (鳥取市)	R6	16,000	老朽化等した公園施設の更新	16,000	工事:1箇所
公園施設長寿命化事業	東郷湖羽合臨海公園 (湯梨浜町)	R2~R7	305,000	老朽化等した公園施設の更新	130,000	工事:4箇所 測量設計:1箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合運動公園 (鳥取市)	R6	148,388	施設修繕	148,388	工事:7箇所 測量設計:1箇所
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合臨海公園 (湯梨浜町)	R6	32,720	施設修繕	32,720	工事:1箇所 測量設計:3箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 (湯梨浜町)	R6	1,406	施設修繕	1,406	測量設計:1箇所
単県 都市公園維持費	—	R6	5,000	緊急修繕対策費	5,000	緊急修繕対策費
合計	22地区		2,017,092 (3,055,075)		626,363 (335,683)	上段 : 県予算 下段( ): 市町村事業費

(注)国の認証等により変更になる場合がある。

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費							
		2項 企画費				6項 防災費		
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	4目 土地対策費		1目 防災総務費
1 報酬	7,374	7,374	6,507	474	73	320		
2 給料	30,704	30,704	30,704					
3 職員手当等	17,980	17,980	17,980					
4 共済費	12,187	12,187	12,187					
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費	2,111	1,887		1,227	660		224	224
8 旅費	2,283	999	216	411	307	65	1,284	1,284
費用弁償	659	659	216	206	172	65		
普通旅費	893	109			109		784	784
特別旅費	731	231		205	26		500	500
9 交際費								
10 需用費	6,604	612			612		5,992	5,992
11 役務費	1,272	343		288	55		929	929
12 委託料	33,774	13,506			269	13,237	20,268	20,268
13 使用料及び賃借料	621	444		80	274	90	177	177
14 工事請負費								
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費								
18 負担金、補助及び交付金	11,367	11,327		3,440	7,879	8	40	40
19 扶助費								
20 貸付金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積立金								
25 寄附金								
26 公課費								
27 繰出金								
予備費								
計	126,277	97,363	67,594	5,920	10,129	13,720	28,914	28,914
財源								
内								
訳								
国庫支出金	29,366	452	452				28,914	28,914
地方債								
その他	852	852	441	386		25		
一般財源	96,059	96,059	66,701	5,534	10,129	13,695		

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	3款 民生費				
		1項 社会福祉費			
			1目 社会福祉 総務費	7目 消費者支援 対策費	
1 報酬	5,145	5,145	206	4,939	
2 給料	19,190	19,190		19,190	
3 職員手当等	11,349	11,349		11,349	
4 共済費	7,700	7,700		7,700	
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	3,757	3,757	1,426	2,331	
8 旅費	4,346	4,346	1,530	2,816	
費用弁償	715	715	57	658	
普通旅費	1,464	1,464	564	900	
特別旅費	2,167	2,167	909	1,258	
9 交際費					
10 需用費	5,400	5,400	2,740	2,660	
11 役務費	5,780	5,780	3,350	2,430	
12 委託料	75,411	75,411	29,690	45,721	
13 使用料及び賃借料	2,552	2,552	1,002	1,550	
14 工事請負費					
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費					
18 負担金、補助及び交付金	32,721	32,721	18,519	14,202	
19 扶助費					
20 貸付金	20	20		20	
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金					
25 寄附金					
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	173,371	173,371	58,463	114,908	
財源内訳	国庫支出金	36,940	36,940	23,820	13,120
	地方債				
	その他	35	35		35
	一般財源	136,396	136,396	34,643	101,753

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費							
		1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費			
			1目 公衆衛生 総務費	3目 予防費	6目 衛生環境 研究所費		1目 環境衛生 総務費	
1 報 酬	88,379	14,393	14,308	10	75	63,711	61,233	
2 給 料	690,840	95,950	95,950			406,828	406,828	
3 職員手当等	393,795	54,742	54,742			236,747	236,747	
4 共 済 費	260,133	36,693	36,693			155,681	155,681	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費	13,373	414		388	26	12,959		
8 旅 費	21,395	4,791	504	1,013	3,274	16,244	2,088	
費用弁償	5,576	880	504	230	146	4,336	2,088	
普通旅費	10,090	3,278		330	2,948	6,812		
特別旅費	5,729	633		453	180	5,096		
9 交 際 費	100					100		
10 需 用 費	96,719	43,368		4,671	38,697	53,351		
11 役 務 費	25,572	3,843		1,000	2,843	21,729		
12 委 託 料	691,889	96,416		45,690	50,726	595,473		
13 使用料及び賃借料	62,676	22,223		102	22,121	40,453		
14 工事請負費	779,830					779,830		
15 原 材 料 費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費	39,580	10,324			10,324	29,256		
18 負担金、補助及び交付金	702,325	11,985		11,891	94	690,340		
19 扶 助 費								
20 貸 付 金	16,902					16,902		
21 補償、補填及び賠償金	20					20		
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金	5,672					5,672		
25 寄 附 金	5,930					5,930		
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	3,895,130	395,142	202,197	64,765	128,180	3,131,226	862,577	
財	国庫支出金	696,217	10,663	9,417		1,246	685,554	4,326
源	地 方 債	576,000					576,000	
内	そ の 他	222,925	7,040	3,896	1,499	1,645	215,803	91,196
訳	一 般 財 源	2,399,988	377,439	188,884	63,266	125,289	1,653,869	767,055

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生 指導費	3目 環境衛生 連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報 酬	129	320	2,029	10,275	10,275
2 給 料				188,062	188,062
3 職員手当等				102,306	102,306
4 共 済 費				67,759	67,759
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報 償 費	3,957	236	8,766		
8 旅 費	1,742	610	11,804	360	360
費用弁償	39	27	2,182	360	360
普通旅費	743	433	5,636		
特別旅費	960	150	3,986		
9 交 際 費			100		
10 需 用 費	16,280	1,070	36,001		
11 役 務 費	2,507	480	18,742		
12 委 託 料	34,717	2,551	558,205		
13 使用料及び賃借料	9,143	357	30,953		
14 工事請負費			779,830		
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	7,541		21,715		
18 負担金、補助及び交付金	1,417	25,365	663,558		
19 扶 助 費					
20 貸 付 金			16,902		
21 補償、補填及び賠償金			20		
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積 立 金			5,672		
25 寄 附 金			5,930		
26 公 課 費					
27 繰 出 金					
予 備 費					
計	77,433	30,989	2,160,227	368,762	368,762
財	国庫支出金	190	12,163	668,875	
源	地 方 債			576,000	
内	そ の 他	30,510	1,813	92,284	82
訳	一 般 財 源	46,733	17,013	823,068	368,680

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	6款 農林水産業費						
		1項 農業費		3項 農地費		4項 林業費	
			7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費
1 報酬	155					155	155
2 給料	3,838			3,838	3,838		
3 職員手当等	1,997			1,997	1,997		
4 共済費	1,334			1,334	1,334		
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	800					800	800
8 旅費	1,041	112	112			929	929
費用弁償	331					331	331
普通旅費	370	112	112			258	258
特別旅費	340					340	340
9 交際費							
10 需用費	6,431	267	267			6,164	6,164
11 役務費	621	43	43			578	578
12 委託料	136,649					136,649	136,649
13 使用料及び賃借料	1,480	78	78			1,402	1,402
14 工事請負費							
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費							
18 負担金、補助及び交付金	111,977			107,121	107,121	4,856	4,856
19 扶助費							
20 貸付金							
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金							
25 寄附金							
26 公課費							
27 繰出金							
予備費							
計	266,323	500	500	114,290	114,290	151,533	151,533
財源							
国庫支出金	179,642	107	107	107,121	107,121	72,414	72,414
地方債							
内  その他	5,724	49	49			5,675	5,675
一般財源	80,957	344	344	7,169	7,169	73,444	73,444



令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費					
		2項 工鉱業費			3項 観光費	
			1目 工鉱業総務 費	4目 計量検定費		1目 観光費
1 報酬	50				50	50
2 給料	11,514	11,514	11,514			
3 職員手当等	5,991	5,991	5,991			
4 共済費	4,002	4,002	4,002			
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	758				758	758
8 旅費	2,707	530		530	2,177	2,177
費用弁償	286				286	286
普通旅費	1,913	530		530	1,383	1,383
特別旅費	508				508	508
9 交際費						
10 需用費	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役務費	3,590	800		800	2,790	2,790
12 委託料	21,795				21,795	21,795
13 使用料及び賃借料	5,903	671		671	5,232	5,232
14 工事請負費						
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	1,765	1,765		1,765		
18 負担金、補助及び交付金	33,518	16		16	33,502	33,502
19 扶助費						
20 貸付金						
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金						
25 寄附金						
26 公課費						
27 繰出金						
予備費						
計	96,936	26,089	21,507	4,582	70,847	70,847
財源						
内						
訳						
国庫支出金						
地方債						
その他	2,879	2,807		2,807	72	72
一般財源	94,057	23,282	21,507	1,775	70,775	70,775

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費					
			1項 土木管理費		5項 都市計画費		
				1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画 総務費
1	報酬	31,000	268		268	1,093	1,093
2	給料	257,146	19,190	19,190		38,380	34,542
3	職員手当等	142,712	9,985	9,985		19,970	17,973
4	共済費	96,218	6,670	6,670		13,340	12,006
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	11,361	1,587	132	1,455	379	
8	旅費	7,240	2,288	237	2,051	1,199	744
	費用弁償	1,761	239		239	265	205
	普通旅費	3,019	4		4	889	539
	特別旅費	2,460	2,045	237	1,808	45	
9	交際費						
10	需用費	30,387	1,235		1,235	7,820	2,970
11	役務費	14,704	1,666		1,666	1,694	1,342
12	委託料	1,122,331	10,029		10,029	667,751	17,237
13	使用料及び賃借料	28,139	1,730		1,730	8,783	1,599
14	工事請負費	1,523,030				354,188	
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費	12,747	112		112	12,535	
18	負担金、補助及び交付金	952,338	97,434	27	97,407	118,935	14,181
19	扶助費						
20	貸付金	97					
21	補償、補填及び賠償金	11,882					
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金	66,991					
25	寄附金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	4,308,323	152,194	36,241	115,953	1,246,067	103,687
財源内訳	国庫支出金	936,460	6,553		6,553	135,657	1,320
	地方債	707,000				109,000	
	その他	613,033	3,499		3,499	24,711	352
	一般財源	2,051,830	142,142	36,241	105,901	976,699	102,015

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	8款 土木費				
	5項 都市計画費		6項 住宅費		
	3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費
1 報酬			29,639	29,639	
2 給料	3,838		199,576	199,576	
3 職員手当等	1,997		112,757	112,757	
4 共済費	1,334		76,208	76,208	
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	379		9,395	8,948	447
8 旅費	105	350	3,753	3,333	420
費用弁償	60		1,257	1,257	
普通旅費		350	2,126	2,076	50
特別旅費	45		370		370
9 交際費					
10 需用費	4,250	600	21,332	21,255	77
11 役務費	192	160	11,344	10,639	705
12 委託料	648,230	2,284	444,551	366,277	78,274
13 使用料及び賃借料	6,442	742	17,626	17,606	20
14 工事請負費	354,188		1,168,842	68,981	1,099,861
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	12,535		100		100
18 負担金、補助及び交付金	8,510	96,244	735,969	80,373	655,596
19 扶助費					
20 貸付金			97		97
21 補償、補填及び賠償金			11,882	596	11,286
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金			66,991		66,991
25 寄附金					
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	1,042,000	100,380	2,910,062	996,188	1,913,874
財源					
内 国庫支出金	132,485	1,852	794,250	10,670	783,580
地方債	109,000		598,000		598,000
その他	22,359	2,000	584,823	520,132	64,691
訳 一般財源	778,156	96,528	932,989	465,386	467,603

令和6年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	11款 災害復旧費		生活環境部 合計	
			1項 農林水産施設災害復旧費		1目 耕地災害 復旧費
1	報酬			132,103	
2	給料			1,013,232	
3	職員手当等			573,824	
4	共済費			381,574	
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	報償費			32,160	
8	旅費			39,012	
	費用弁償			9,328	
	普通旅費			17,749	
	特別旅費			11,935	
9	交際費			100	
10	需用費			150,884	
11	役務費			51,539	
12	委託料			2,081,849	
13	使用料及び賃借料			101,371	
14	工事請負費			2,302,860	
15	原材料費				
16	公有財産購入費				
17	備品購入費			54,092	
18	負担金、補助及び交付金	23,028	23,028	23,028	1,867,274
19	扶助費				
20	貸付金				17,019
21	補償、補填及び賠償金				11,902
22	償還金、利子及び割引料				
23	投資及び出資金				
24	積立金				72,663
25	寄附金				5,930
26	公課費				
27	繰出金				
	予備費				
	計	23,028	23,028	23,028	8,889,388
財	国庫支出金	23,028	23,028	23,028	1,901,653
源	地方債				1,283,000
内	その他				845,448
訳	一般財源				4,859,287

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	8人
報 酬・会計年度任用職員	3人
2目 計画調査費	
報 酬・鳥取県景観審議会委員	12人
・鳥取県屋外広告物審議会委員	11人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取県広域景観形成支援事業補助金	3,400
3目 交通対策費	
報 酬・鳥取県交通安全対策会議委員	25人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	7,679
・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
4目 土地対策費	
報 酬・土地利用審査会委員	7人
・国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金・土地対策全国連絡協議会負担金	8
6項 防災費	
1目 防災総務費	
負担金、補助及び交付金・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・鳥取県地域安全フォーラム開催補助金	541
・鳥取県暴力追放活動支援補助金	600
・鳥取県犯罪被害者民間支援団体補助金	3,000
・鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金	12,978
・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	800
・コンベンションセンター共益費負担金	600
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・会計年度任用職員	2人
・鳥取県消費生活審議会委員	14人
・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	17人
負担金、補助及び交付金・市町村消費者行政強化交付金	6,000
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	2,400
・中部消費生活センター管理運営費等負担金	218
・(一財)日本エシカル推進協議会会費	200
・鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金	184
・鳥取県消費者団体等活動支援補助金	200
・とっとり思いやり消費普及推進事業補助金	2,000
・鳥取県防犯機能付電話機等購入補助金	3,000
貸 付 金・消費者被害訴訟貸付金	20

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給 料	・一般職員	25人
報 酬	・会計年度任用職員	7人
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金	779
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	1,800
	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	5,890
	・地域猫活動モデル事業補助金	897
	・動物愛護推進員による地域活動補助金	500
	・鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携施設整備補助金	2,000
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	33
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	106人
報 酬	・会計年度任用職員	29人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・鳥取県ふぐ処理師試験委員	7人
	・食肉検査システム評価委員会委員	3人
負担金、補助 及び交付金	・全国食品衛生主管課長連絡協議会会費	13
	・鳥取県食品衛生協会補助金	1,357
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・鳥取県クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・日本水道協会年会費	17
	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	17,128
	・鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,000
	・鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	2,613
	・鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金	875
	・鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金	2,725
4目 環境保全費		
報 酬	・鳥取県環境審議会委員	30人
	・鳥取県環境影響評価審査会委員	14人
	・鳥取県放射能調査専門家会議委員	3人
	・鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員	4人
	・鳥取県廃棄物審議会委員	7人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	6人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金	300
	・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金	5,000
	・星空保全地域照明対策事業補助金	1,500
	・星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金	13,520
	・イクレイ日本年会費	420
	・県民とともに取組む再配達削減運動促進事業補助金	3,500
	・トトリボーン！学生プラットフォーム運営補助金	3,806
	・若者に任せろ！トトリボーンドミノキャラバン支援事業補助金	5,000
	・グリーン購入ネットワーク会費	20
	・自然エネルギー協議会会費	50
	・鳥取県環境保全活動支援補助金	1,000
	・鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金	1,800
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・鳥取県水素エネルギー推進協議会負担金	3,636
	・鳥取県電源立地地域対策交付金	72,208
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金	1,200
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(調査・計画策定支援)補助金	12,000
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(事業化支援)補助金	10,000
	・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金	50,875
	・鳥取スタイルPPAによる県有施設への設置促進補助金	150,000
	・鳥取スタイルPPA推進事業者支援事業補助金	42,000
	・LPガス料金高騰対策支援事業補助金	56,250
	・再エネ100宣言RE Action推進事業補助金	14,700
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,000
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	1,000
	・大山山岳環境保全協議会負担金	2,015
	・鳥取県自然環境整備交付金	1,337
	・わかさ氷ノ山・山フェス実施補助金実行委員会負担金	800
	・(一財)全国山の日協議会負担金	30
	・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,720
	・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金	500
	・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	23,180
	・鳥取砂丘未来会議負担金	11,686
	・自然共生サイト保全活動推進事業補助金	6,734
	・フードドライブ支援補助金	500
	・持ち帰りバッグ購入支援事業補助金	1,000
	・鳥取県4R推進交付金	4,500
	・Let's4R実践活動推進補助金	500
・プラスチック資源分別回収支援補助金	4,500	
・プラスチック・フィッシング事業補助金	4,000	
・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	2,300	
・プラスチック資源のアップサイクル等支援事業補助金	1,500	
・(公財)鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	40,206	
・鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金	946	
・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7	
・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	36,381	
・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50	

項 目		金額(千円)等
	・鳥取県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	901
	・湖山池環境モニタリング委員会運営高速道路代負担金	10
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,500
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・鳥取県水道施設耐震化等補助金	63,700
貸付金	・産業廃棄物処理施設確保資金貸付金	16,902
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立	5,672
寄附金	・鳥取大学奨学寄附金	5,930
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	49人
報酬	・会計年度任用職員	5人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県農業集落排水事業補助金	107,121
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	5人
	・鳥取県カワウ被害対策検討会委員	6人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,247
	・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	500
	・ヒナを拾わないでキャンペーン協賛金	15
	・鳥取県射撃環境改善事業補助金	1,011
	・狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金	5
	・鳥取県新規狩猟者参入促進補助金	2,078
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報酬	・鳥取県政ジオバイザリースタッフ	1人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	25,397
	・鳥取県山陰海岸ジオパーク補助金	1,500
	・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	6,603
	・鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給料	・一般職員	5人
負担金、補助及び交付金	・全国被災宅地危険度判定連絡協議会負担金	27



項 目		金額(千円)等
4目 建築指導費		
報 酬	・鳥取県建築審査会委員 ・鳥取県建築士審査会委員	5人 5人
負担金、補助 及び交付金	・伝統建築技能継承普及支援事業補助金 ・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 ・戸別訪問モデル事業補助金 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ・鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金 ・アスベスト撤去支援事業補助金 ・鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金 ・全国建築審査会協議会負担金 ・日本建築行政会議負担金 ・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 ・宅建業法主管者協議会負担金	3,500 53,106 900 1,671 400 20,000 17,269 48 450 45 18
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	9人
報 酬	・空き家利活用・街なみづくり関連事業等審査会委員 ・都市計画審議会委員 ・鳥取県開発審査会委員	5人 16人 7人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり補助金 ・鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金 ・住宅市街地整備推進協議会会費 ・都市計画基本図作成業務負担金 ・(公財)都市計画協会負担金 ・(公社)街づくり区画整理協会負担金	2,591 3,500 20 7,743 266 61
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・(一社)日本公園緑地協会会費 ・中国「道の駅」連絡会会費 ・全国「道の駅」連絡会会費 ・地域緑化活動育成支援補助金 ・花と緑のまちづくり支援事業補助金 ・花と緑のフェア開催事業負担金	100 40 20 3,200 3,800 1,350
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・下水道協会会費 ・天神川流域下水道事業会計繰出金	457 95,787
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	52人
報 酬	・会計年度任用職員	13人
負担金、補助 及び交付金	・国有資産等所在地市町村交付金 ・下水道・集落排水受益者負担金 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	78,863 977 533

項 目		金額(千円)等
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・ケーブルテレビ加入負担金	3,147
	・水道負担金	3,405
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・(一社)日本住宅協会負担金	18
	・とっとり住まいる支援事業補助金	255,283
	・鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金	4,000
	・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金	5,405
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	10,973
	・鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅補助金	41,602
	・鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金	33,607
	・鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,500
	・とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	178,800
	・とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	70,000
	・とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金	4,000
	・鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金	15,000
	・鳥取県住宅ストック性能向上活動支援事業補助金	2,306
	・「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	2,000
	・鳥取県中規模建築物ZEB普及促進モデル事業補助金	23,200
貸付金	・個人住宅建設資金貸付金	97
積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	66,991
11款 災害復旧費		
1項 農林水産施設災害復旧費		
1目 耕地災害復旧費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金(災害関連農村生活環境施設復旧事業)	23,028

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特定財源			千円							
					国庫支出金	地方債	その他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
8土木費	5都市計画費	都市公園維持費	5	8,349				8,349		8,349		8,349		30.0	
			6	19,479				19,479		19,479	19,479	19,479		70.0	
			計	27,828				27,828		8,349	19,479	27,828		100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和6年度 日本海沖メタンハイド レート調査促進事業	脱炭素社 会推進課	11,860			令和7年度から 令和8年度まで	11,860					11,860	メタンハイドレート の調査研究、普 及啓発業務
令和6年度 地域資源活用エネル ギー導入推進事業補助	脱炭素社 会推進課	補助金総額25,000千円を 限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度から 令和8年度まで	限度額に 同じ						
令和6年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	1,050			令和7年度から 令和13年度まで	1,050					1,050	県有施設EV急速 充電器運営委託
令和6年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	92,220			令和7年度から 令和16年度まで	92,220					92,220	試験検査及び調 査研究に使用す る分析機器等更 新に伴うリース料
令和6年度 水ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	自然共生 課	9,852			令和7年度から 令和10年度まで	9,852					9,852	水ノ山自然ふれ あい館指定管理 料(人件費・物価 高騰対応)
令和6年度 自然共生サイト企業等 連携促進事業補助	自然共生 課	補助金総額5,000千円を 限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 三湖沼水質浄化対策推 進事業	水環境保 全課	7,200			令和7年度から 令和8年度まで	7,200					7,200	最適な水門操作 方法等の検討業 務委託
令和6年度 みんなで守ろう！持続 可能な水循環事業	水環境保 全課	12,386			令和7年度から 令和8年度まで	12,386					12,386	水資源量観測業 務委託
令和6年度 食肉衛生検査所管理運 営事業	くらしの安 心推進課	4,950			令和7年度から 令和11年度まで	4,950					4,950	食肉衛生システ ムの保守委託
令和6年度 都市公園管理費	まちづくり 課	136,676			令和7年度から 令和10年度まで	136,676					136,676	フイニッシュタイ マー、陸上競技 大会運営システ ム用機器のリース 料、布勢総合 運動公園、東郷 湖羽合臨海公園 (北エリア、南エリ ア)の指定管理料 (人件費・物価高 騰対応)
令和6年度 能登半島地震を踏まえ た住宅耐震化緊急強化 事業補助(住宅耐震化 総合支援事業)	住宅政策 課	補助金総額3,830千円を 限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 能登半島地震を踏まえ た住宅耐震化緊急強化 事業(建築物耐震化促 進事業)	住宅政策 課	8,725			令和7年度	8,725					8,725	
令和6年度 県営住宅維持管理費	住宅政策 課	139,219			令和7年度から 令和13年度まで	139,219			6,075		133,144	量水器更新に伴 うリース料、エレ ベーター保守点 検業務委託、県 営住宅管理システ ムの更新及び運 用保守業務委託
令和6年度 県営住宅管理効率化事 業	住宅政策 課	393,594			令和7年度から 令和8年度まで	393,594			393,594			県営住宅の管理 事務及び家賃等 の収納事務の一 部業務委託
令和6年度 公営住宅整備事業	住宅政策 課	467,559			令和7年度	467,559	206,081	251,000			10,478	河北団地第2・3 期建設工事
令和6年度 とっとり住まいる支援事 業補助	住宅政策 課	補助金総額123,908千円 を限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 とっとり健康省エネ住宅 普及促進事業補助	住宅政策 課	補助金総額263,800千円 を限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 「とっとり匠の技」活用 リモデル助成事業補助	住宅政策 課	補助金総額2,000千円を 限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 カーボンニュートラルに 向けた中規模建築物 ZEB普及促進モデル事 業補助	住宅政策 課	補助金総額23,200千円を 限度として、令和6年度 に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を 差し引いた額			令和7年度	限度額に 同じ						
令和6年度 大山自然歴史館管理運 営事業	西部環境 建築局	5,424			令和7年度から 令和8年度まで	5,424					5,424	大山自然歴史館 指定管理料(人 件費・物価高騰 対応)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							千円	千円	千円			千円
令和5年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	16,755			令和6年度から 令和8年度まで	16,755					16,755	大気測定局日常 管理業務委託 料、大気常時監 視テレメータシ ステム保守点検業 務委託料
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	48,763	令和4年度から 令和5年度まで	10,218	令和6年度から 令和13年度まで	38,545					38,545	大気VOC濃縮分 析システムリース 料
令和5年度 地域資源活用エネル ギ―導入推進事業補助	脱炭素社 会推進課				令和6年度から 令和7年度まで	2,525					2,525	
令和5年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	11,913			令和6年度から 令和12年度まで	11,913					11,913	EV急速充電器運 営委託費、小型 EVリース料
令和4年度 電気自動車充電施設緊 急整備事業	脱炭素社 会推進課	4,800	令和5年度	0	令和6年度から 令和12年度まで	4,800					4,800	
令和3年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	20,119	令和4年度から 令和5年度まで	3,476	令和6年度から 令和11年度まで	16,643					16,643	
令和3年度 電気自動車充電施設緊 急整備事業	脱炭素社 会推進課	4,800	令和4年度から 令和5年度まで	0	令和6年度から 令和11年度まで	4,800					4,800	
令和5年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	116,454			令和6年度から 令和15年度まで	116,454	2847				113,607	誘導結合プラズ マ質量分析装 置、原子吸光分 光光度計の機器 更新 清掃業務、機械 整備業務、照明 制御盤保守点検 業務委託料(令 和6年度から令和 8年度まで)
令和4年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	58,062	令和5年度	6,445	令和6年度から 令和14年度まで	51,617	594				51,023	誘導結合プラズ マ発光分光分析 装置、全有機炭 素計の機器更新 オートクレーブ保 守点検業務、植 栽管理業務、排 水配管漏水点検 業務委託料(令 和5年度から令和 7年度まで)
令和3年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	10,783	令和4年度から 令和5年度まで	7,546	令和6年度から 令和7年度まで	3,237					3,237	
令和5年度 自然公園等魅力向上事 業	自然共生 課	10,800			令和6年度から 令和7年度まで	10,800					10,800	公衆便所等管理 委託料
令和5年度 水ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	自然共生 課	221,925			令和6年度から 令和10年度まで	221,925					221,925	水ノ山自然ふれ あい館指定管理 料
令和4年度 自然公園等管理費	自然共生 課	22,203	令和5年度	7,129	令和6年度から 令和7年度まで	14,802					14,802	公衆便所等管理 委託料
令和4年度 山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館事業費	山陰海岸 ジオパーク 海と大地の 自然館	9,488	令和5年度	2,033	令和6年度から 令和9年度まで	7,455					7,455	山陰海岸ジオ パーク海と大地 の自然館投影機 器等賃貸借及び 保守業務
令和5年度 産業廃棄物適正処理推 進事業	循環型社 会推進課	13,024			令和6年度から 令和9年度まで	13,024					13,024	産業廃棄物実態 調査委託
令和4年度 鳥取県西部犬猫セン ター(仮称)整備事業	くらしの安 心推進課	253,903	令和5年度	136,750	令和6年度から 令和15年度まで	117,153					117,153	
令和4年度 動物譲渡情報促進事業	くらしの安 心推進課	4,365	令和5年度	898	令和6年度から 令和9年度まで	3,467					3,467	
令和元年度 ガスクロマトグラフタン DEM型質量分析計賃借 料	くらしの安 心推進課	47,646	令和2年度から 令和5年度まで	20,316	令和6年度から 令和10年度まで	27,330			3,950		23,380	
令和5年度 動物愛護センター機能 支援事業	くらしの安 心推進課	42,418			令和6年度から 令和7年度まで	42,418					42,418	収容動物の管 理、治療、譲渡促 進及び動物愛護 普及啓発等の業 務委託費
令和5年度 食品衛生指導事業	くらしの安 心推進課	12,215			令和6年度から 令和10年度まで	12,215					12,215	食品衛生台帳シ ステム保守経費

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和5年度 消費生活センター事業 費	消費生活 センター	千円 1,623		千円	令和6年度から 令和8年度まで	千円 1,623	千円	千円	千円	千円	1,623	消費生活セン ター等の清掃業 務委託料
令和4年度 身近な消費生活相談窓 口機能強化事業	消費生活 センター	127,735	令和5年度	33,163	令和6年度から 令和8年度まで	94,572					94,572	
令和5年度 都市公園管理費	まちづくり 課	2,344,552			令和6年度から 令和10年度まで	2,344,552					2,344,552	布勢総合運動公 園、東郷湖羽合 臨海公園(北エリ ア、南エリア)の 指定管理料
令和4年度 盛土等に係る斜面の安 全確保推進事業	まちづくり 課	1,750	令和5年度	350	令和6年度から 令和9年度まで	1,400				1,400		盛土情報管理シ ステム保守経費
令和5年度 県営住宅維持管理費	住宅政策 課	35,069			令和6年度から 令和12年度まで	27,462				27,462		水道料金等使用 料徴収業務委 託、量水器取替 及び賃借料
令和4年度 とっとり発ユニバーサル デザイン施設普及促進 事業	住宅政策 課	7,904	令和5年度	1,472	令和6年度から 令和9年度まで	6,432					6,432	
令和4年度 建築・宅地建物取引業 者指導費	住宅政策 課	360	令和5年度	0	令和6年度から 令和9年度まで	360				360		
令和4年度 県営住宅維持管理費	住宅政策 課	10,479	令和5年度	1,138	令和6年度から 令和11年度まで	9,341				9,341		
令和3年度 県営住宅維持管理費	住宅政策 課	14,077	令和4年度から 令和5年度まで	3,244	令和6年度から 令和10年度まで	10,833				10,833		
令和3年度 県営住宅維持管理費	住宅政策 課	75,332	令和4年度から 令和5年度まで	63,052	令和6年度から 令和7年度まで	12,280				12,280		
令和3年度 大山自然歴史館管理運 営事業	西部環境 建築局	164,555	令和4年度から 令和5年度まで	61,400	令和6年度から 令和8年度まで	103,155					103,155	

令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

2 主な事業内容

(1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

(2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・ライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な改築及び維持管理の実施

3 予算実施計画

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明												
収 益 的	(款)流域下水道事業収益	1,375,919	1,310,795	65,124													
	(項)営業収益	650,163	660,951	△ 10,788													
	(目)管理事業費負担金	650,163	660,951	△ 10,788	流入予定量6,991千m <sup>3</sup>												
	(項)営業外収益	672,219	649,844	22,375													
	(目)受取利息	3	3	0													
	(目)他会計負担金	0	0	0													
	(目)他会計補助金	13,727	14,994	△ 1,267	交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外)												
	(目)資本費繰入収益	53,274	52,102	1,172													
	(目)長期前受金戻入	582,428	572,541	9,887													
	(目)雑収益	9,659	2,942	6,717	行政財産使用料、国庫補助金等												
(目)消費税及び地方消費税還付金	13,128	7,262	5,866														
(項)特別利益	53,537	0	53,537	広域化事業・管路台帳整備事業市町分負担金等													
収 入	(款)流域下水道事業費用	1,395,132	1,244,027	151,105													
	(項)営業費用	1,322,846	1,226,493	96,353													
	(目)処理場費	582,275	499,504	82,771	経費の主なもの												
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>570,946</td> <td>流域下水道指定管理料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,120</td> <td>広域化事業</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>8,000</td> <td>緊急修繕費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	570,946	流域下水道指定管理料		3,120	広域化事業	修繕費	8,000	緊急修繕費
	区分	予算額	備考														
	委託料	570,946	流域下水道指定管理料														
		3,120	広域化事業														
	修繕費	8,000	緊急修繕費														
	(目)ポンプ場費	2,000	2,000	0	経費の主なもの												
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費</td> <td>2,000</td> <td>緊急修繕費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	修繕費	2,000	緊急修繕費						
区分	予算額	備考															
修繕費	2,000	緊急修繕費															
(目)管渠費	13,509	8,196	5,313	経費の主なもの													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>5,872</td> <td>管路台帳整備等</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>7,000</td> <td>管路施設補修工事等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	5,872	管路台帳整備等	修繕費	7,000	管路施設補修工事等				
区分	予算額	備考															
委託料	5,872	管路台帳整備等															
修繕費	7,000	管路施設補修工事等															
(目)総係費	21,713	22,138	△ 425	経費の主なもの													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>17,419</td> <td>職員2名分</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>858</td> <td>会計システム保守</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	人件費	17,419	職員2名分	委託料	858	会計システム保守				
区分	予算額	備考															
人件費	17,419	職員2名分															
委託料	858	会計システム保守															
支 出	(目)減価償却費	679,599	674,000	5,599													
	(目)資産減耗費	23,750	20,655	3,095													
	(項)営業外費用	18,749	17,534	1,215													
	(目)支払利息	18,749	17,534	1,215	企業債利息等												
	(目)雑支出	0	0	0													
	(項)特別損失	53,537	0	53,537	広域化事業・管路台帳整備事業市町分												
差 引	△ 19,213	66,768	△ 85,981														

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明													
資 本 的 収 入	(款)資本的収入	541,286	603,253	△ 61,967														
	(項)企業債	80,000	104,000	△ 24,000														
	(目)企業債	80,000	104,000	△ 24,000	建設改良事業													
	(項)国庫補助金	335,000	361,050	△ 26,050														
	(目)国庫補助金	335,000	361,050	△ 26,050	建設改良事業													
	(項)建設事業費負担金	97,500	116,175	△ 18,675														
	(目)建設事業費負担金	97,500	116,175	△ 18,675	建設改良事業													
	(項)他会計負担金	17,500	12,175	5,325														
	(目)他会計負担金	17,500	12,175	5,325	建設改良事業													
	(項)他会計補助金	11,286	9,853	1,433														
(目)他会計補助金	11,286	9,853	1,433	交付税措置相当分(企業債償還金充当)														
支 出	(款)資本的支出	777,592	833,554	△ 55,962														
	(項)建設改良費	534,592	594,079	△ 59,487														
	(目)処理場建設改良費	475,000	493,100	△ 18,100	経費の主なもの													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">委託料</td> <td>12,000</td> <td>送風機棟受変電設備設計</td> </tr> <tr> <td>20,000</td> <td>空調設備改築設計</td> </tr> <tr> <td>11,000</td> <td>雨天時浸入水対策計画策定</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>420,000</td> <td>管理棟受変電設備改築</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	12,000	送風機棟受変電設備設計	20,000	空調設備改築設計	11,000	雨天時浸入水対策計画策定	工事請負費	420,000	管理棟受変電設備改築
	区分	予算額	備考															
	委託料	12,000	送風機棟受変電設備設計															
		20,000	空調設備改築設計															
		11,000	雨天時浸入水対策計画策定															
	工事請負費	420,000	管理棟受変電設備改築															
	(目)管渠建設改良費	55,000	100,300	△ 45,300														
(目)有形固定資産購入費	4,592	679	3,913															
(項)企業債償還金	99,000	95,475	3,525															
(目)企業債償還金	99,000	95,475	3,525															
(項)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0															
(目)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0															
差 引	△ 236,306	△ 230,301	△ 6,005	補てん財源 消費税資本的収支調整額 2,372 過年度分損益勘定留保資金 93,325 当年度分損益勘定留保資金 120,921 利益剰余金処分額 19,688														

## 4 その他

天神川流域下水道指定管理料の増額について

- ・令和6年度 130,656千円(内訳:人件費分1,863千円、燃料光熱費 112,699千円、その他物価上昇分 16,094千円)
- ・令和7～10年度 71,229千円(債務負担行為の追加)(内訳:人件費分 7,169千円、その他物価上昇分 64,060千円)

※債務負担行為を設定した令和5年度当初予算以降に、民間給与及び物価指数に3%超の大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等(修繕費を含む。)を増額する。

また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数等を考慮して令和6年度分を算定した。

【参考】次期指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費 :令和6年度当初予算において、令和5年度民間給与実態調査を反映した単価で再算定を行う。  
令和7年度以降は、民間給与実態調査を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等:令和6年度当初予算において、令和5年度当初予算編成時からの鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。  
令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費 :今後の動向が不透明であるため、物価指数等を考慮して毎年度別枠で措置する。



## 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 21,586
減価償却費	679,599
固定資産除却損	23,750
引当金の増減額 (△は減少)	29
長期前受金戻入額	△ 582,428
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	18,749
未収金の増減額 (△は増加)	△ 8,351
未払金の増減額 (△は減少)	△ 161,012
未払費用の増減額 (△は減少)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	△ 51,253
利息及び配当金の受取額	3
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 18,749
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,999
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 485,993
国庫補助金等による収入	304,545
建設事業費負担金による収入	88,636
一般会計からの繰入金による収入	26,169
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 66,643
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	80,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 99,000
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 163,000
資金増加額 (又は減少額)	△ 299,642
資金期首残高	934,979
資金期末残高	635,337

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計	
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)		計 (千円)	(千円)			(千円)
本 年 度	損益勘定支弁職員		2	8,130	6,322		14,452	2,967	17,419		
	資本勘定支弁職員										
	合 計		2	8,130	6,322		14,452	2,967	17,419		
前 年 度	損益勘定支弁職員		2	8,410	6,194		14,604	2,692	17,296		
	資本勘定支弁職員										
	合 計		2	8,410	6,194		14,604	2,692	17,296		
比 較	損益勘定支弁職員		0	△ 280	128		△ 152	275	123		
	資本勘定支弁職員										
	合 計		0	△ 280	128		△ 152	275	123		
手 当 の 内 訳		区 分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	
		本 年 度	330	2,111	1,831	1,236	56	0	0	278	
		前 年 度	480	2,169	1,860	1,119	77	0	9	0	
		比 較	△ 150	△ 58	△ 29	117	△ 21	0	△ 9	278	
		区 分	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)					
		本 年 度	0	0	480	0					
		前 年 度	0	0	480	0					
比 較	0	0	0	0							

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 280	1 昇給に伴う 増加分	86	(1) 本年度昇給発令に係る 所要額	平均昇給率 (昇給期) 4月
		2 その他の 増減分	△ 366	(1) 新陳代謝等に係る増減分	1.07% (人数) 2人
職 員 手 当	128	1 その他の 増減分	128	(1) 新陳代謝等に係る増減分	

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	310,700
	平均給与月額(円)	350,949
	平均年齢(歳)	40.00
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	318,600
	平均給与月額(円)	405,923
	平均年齢(歳)	41.00

(2) 初任給

区 分		行 政 職	(円)
高	校 卒		170,900
大	学 卒		202,400
一般会計の制度	高 校 卒		170,900
	大 学 卒		202,400

(3) 級別職員数

区分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級	1	50.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0
令和5年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級	1	50.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。))及び課(課に相当するものを含む。))をいう。)の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

## (4) 昇給

区 分		行 政 職	
本年度	職 員 数 ( A ) ( 人 )	2	
	昇給に係る職員数 ( B ) ( 人 )	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 ( B ) / ( A ) ( % )	100.0		
前年度	職 員 数 ( A ) ( 人 )	2	
	昇給に係る職員数 ( B ) ( 人 )	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 ( B ) / ( A ) ( % )	100.0		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.100	2.100	4.200	有	
前 年 度	2.050	2.150	4.200	有	
一般会計の制度	2.100	2.100	4.200	有	

## (6) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
一般会計の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	—
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和6年度 天神川流域下水道指定 管理料	水環境保 全課	千円 71,229		千円	令和7年度から 令和10年度まで	千円 71,229	千円	千円	千円	千円	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和5年度 流量計遠方監視システム 保守点検業務委託	水環境保 全課	千円 2,795		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 2,795	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 公営企業会計システム 保守委託	水環境保 全課	4,290			令和6年度から 令和10年度まで	4,290			4,290		
令和5年度 天神川流域下水道指定 管理料	水環境保 全課	2,190,604			令和6年度から 令和10年度まで	2,187,956			2,187,956		

令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 企 業 債		1,452,118
イ 土 地		989,596	(2) 他 会 計 借 入 金		720,835
ロ 建 物	1,997,066		(3) 預 り 金		50
減 価 償 却 累 計 額	393,301	1,603,765	固 定 負 債 合 計		2,173,003
ハ 構 築 物	8,937,055		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	1,960,622	6,976,433	(1) 企 業 債		95,474
ニ 機 械 及 び 装 置	4,098,657		(2) 他 会 計 借 入 金		144,000
減 価 償 却 累 計 額	996,093	3,102,564	(3) 未 払 金		333,405
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	2,201		(4) 引 当 金		1,022
減 価 償 却 累 計 額	0	2,201	流 動 負 債 合 計		573,901
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	35,207		5 繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	19,649	15,558	(1) 長 期 前 受 金		
ト 建 設 仮 勘 定		216,003	イ 国 庫 補 助 金	9,469,916	
有 形 固 定 資 産 合 計		12,906,120	収 益 化 累 計 額	2,146,272	7,323,644
(2) 無 形 固 定 資 産			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金	2,834,818	
イ ソ フ ト ウ ェ ア		0	収 益 化 累 計 額	582,110	2,252,708
無 形 固 定 資 産 合 計		0	ハ 他 会 計 負 担 金	43,276	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			収 益 化 累 計 額	2,877	40,399
イ 出 資 金		1,500	ニ 他 会 計 補 助 金	42,135	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,500	収 益 化 累 計 額	35,296	6,839
固 定 資 産 合 計		12,907,620	繰 延 収 益 合 計		9,623,590
2 流 動 資 産			負 債 合 計		12,370,494
(1) 現 金 預 金		635,337	資 本 の 部		
(2) 未 収 金		13,128	6 資 本 金		61,932
流 動 資 産 合 計		648,465	7 剰 余 金		
			(1) 資 本 剰 余 金		
			イ 国 庫 補 助 金		575,941
			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金		192,165
			ハ 受 贈 財 産 評 価 額		29,324
			資 本 剰 余 金 合 計		797,430
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		326,229
			利 益 剰 余 金 合 計		326,229
			剰 余 金 合 計		1,123,659
			資 本 合 計		1,185,591
資 産 合 計		13,556,085	負 債 資 本 合 計		13,556,085

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	617,017		
(2) 建設事業費負担金	0	617,017	
2 営業費用			
(1) 処理場費	447,457		
(2) ポンプ場費	0		
(3) 管渠費	1,996		
(4) 総係費	20,107		
(5) 減価償却費	674,000		
(6) 資産減耗費	20,655	1,164,215	
営業損失			△ 547,198
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3		
(2) 他会計負担金	0		
(3) 他会計補助金	14,654		
(4) 資本費繰入収益	52,102		
(5) 長期前受金戻入	572,541		
(6) 雑収益	6,195	645,495	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	18,980		
(2) 雑支出	6,778	25,758	619,737
經常利益			72,539
5 特別利益			
(1) その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	0
当年度純利益			72,539
前年度繰越剰余金			275,276
その他の未処分利益			0
剰余金変動額			
当年度未処分利益			347,815
剰余金			



令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和6年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 企 業 債		1,467,592
イ 土 地		989,596	(2) 他 会 計 借 入 金		864,835
ロ 建 物	1,997,066		(3) 預 り 金		50
減 価 償 却 累 計 額	314,641	1,682,425	固 定 負 債 合 計		2,332,477
ハ 構 築 物	8,937,055		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	1,561,144	7,375,911	(1) 企 業 債		99,000
ニ 機 械 及 び 装 置	3,728,306		(2) 他 会 計 借 入 金		144,000
減 価 償 却 累 計 額	800,017	2,928,289	(3) 未 払 金		494,417
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	100		(4) 引 当 金		993
減 価 償 却 累 計 額	0	100	流 動 負 債 合 計		738,410
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	33,133		繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	16,224	16,909	(1) 長 期 前 受 金		
ト 建 設 仮 勘 定		128,286	イ 国 庫 補 助 金	9,180,497	
有 形 固 定 資 産 合 計		13,121,516	収 益 化 累 計 額	1,701,159	7,479,338
(2) 無 形 固 定 資 産			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金	2,750,795	
イ ソ フ ト ウ ェ ア		1,960	収 益 化 累 計 額	474,942	2,275,853
無 形 固 定 資 産 合 計		1,960	ハ 他 会 計 負 担 金	27,420	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			収 益 化 累 計 額	1,324	26,096
イ 出 資 金		1,500	ニ 他 会 計 補 助 金	31,875	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,500	収 益 化 累 計 額	26,494	5,381
固 定 資 産 合 計		13,124,976	繰 延 収 益 合 計		9,786,668
2 流 動 資 産			負 債 合 計		12,857,555
(1) 現 金 預 金		934,979	資 本 の 部		
(2) 未 収 金		4,777	6 資 本 金		61,932
流 動 資 産 合 計		939,756	7 剰 余 金		
			(1) 資 本 剰 余 金		
			イ 国 庫 補 助 金		575,941
			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金		192,165
			ハ 受 贈 財 産 評 価 額		29,324
			資 本 剰 余 金 合 計		797,430
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		347,815
			利 益 剰 余 金 合 計		347,815
			剰 余 金 合 計		1,145,245
			資 本 合 計		1,207,177
資 産 合 計		14,064,732	負 債 資 本 合 計		14,064,732

## 注記

### I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～21年

##### (2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は一般会計で負担するため、計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

条 例 名 等	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例																									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      浄化槽の法定検査の受検率の向上を図るため、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理者に対し、法定検査の受検を勧奨するとともに、法定検査の円滑な実施に協力する努力義務を設ける等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要                      (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けることを勧奨するとともに、円滑な法定検査の実施に協力するよう努力義務を設ける。（第12条第3項関係）                      (2) 浄化槽保守点検業者が保守点検を行った場合において、浄化槽法の規定による浄化槽の清掃が行われていないときは、その旨を浄化槽管理者等に通知しなければならないことを明確化する。（第12条第2項関係）                      (3) 浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士について、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者は、研修を受講した浄化槽管理士と同等に扱い、登録の要件を緩和する。（第11条第2項関係）                      (4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日                      施行期日は、令和6年4月1日とする。</p> <p><b>【参考】</b>                      &lt;改正に至った経緯・背景&gt;                      (1) 保守点検業者からの受検勧奨の努力義務の創設                      公共用水域等の水質の保全を図るため、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を行う必要があり、各市町、有識者、浄化槽管理者（公募）、鳥取県浄化槽協会、指定検査機関を構成員とした浄化槽法第54条に基づく協議会において、行政指導の強化と合わせて、浄化槽管理者と接する機会の多い保守点検業者から普及啓発を行うことで合意が得られたもの。                      (2) 保守点検業者からの清掃業者に関する通知規定の改正                      現在の規定では、浄化槽法に基づく年1回の清掃が行われていなくても保守点検業者の判断により清掃する必要があることを管理者に通知しなくても良いという誤った解釈のもとで運用される場合があると、業界団体から指摘を受けたもの。                      (3) 登録事務に係る浄化槽管理士研修に関する規定の改正                      浄化槽管理士を専任として登録するには、当該者が登録申請前過去5年以内に研修を受講する必要があるが、浄化槽管理士試験に合格した直後の者は、最新の知識を有しているにもかかわらず研修を受講していないと登録できない現行制度は公平性に欠けると、協議会の委員から指摘を受けたもの。</p> <p>（本県の現状：R3年度末時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">浄化槽設置基数（万基）</th> <th rowspan="2">保守点検 実施率</th> <th rowspan="2">清掃 実施率</th> <th colspan="2">法定検査(11条)実施率</th> </tr> <tr> <th>単独</th> <th>合併</th> <th>単独</th> <th>合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>753 (47.4%)</td> <td>396 (52.6%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>2.5 (52.2%)</td> <td>1.2 (47.8%)</td> <td>86%</td> <td>50%</td> <td>56%</td> <td>72%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	浄化槽設置基数（万基）		保守点検 実施率	清掃 実施率	法定検査(11条)実施率		単独	合併	単独	合併	全 国	753 (47.4%)	396 (52.6%)	—	—	47%	65%	鳥取県	2.5 (52.2%)	1.2 (47.8%)	86%	50%	56%	72%
区分	浄化槽設置基数（万基）		保守点検 実施率	清掃 実施率			法定検査(11条)実施率																			
	単独	合併			単独	合併																				
全 国	753 (47.4%)	396 (52.6%)	—	—	47%	65%																				
鳥取県	2.5 (52.2%)	1.2 (47.8%)	86%	50%	56%	72%																				

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日 <u>（浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者にあつては、浄化槽管理士免状の交付の年月日）</u> 及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者 <u>又は浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者</u>に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について <u>法第10条第1項の規定による清掃が行われていないときその他清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 浄化槽保守点検業者は、受託に係る浄化槽に関して、浄化槽管理者に対し、法第7条第1項又は第11条第1項の規定による指定検査機関の行う水</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。</p>

質に関する検査（以下この条において「法定検査」という。）を受けることを勧奨するとともに、円滑な法定検査の実施に協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の改正により、婦人保護施設及び婦人相談所の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施設の老朽化に伴い、宇倍野第2団地を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者について定めた規定中引用する売春防止法上の施設の名称を改める等所要の規定の整理を行う。</p> <p>(2) 次のとおり、県営住宅を廃止する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>戸数</th> <th>廃止の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> <td>4戸</td> <td>施設の老朽化</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、(1)に関する規定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行日（令和6年4月1日）とし、(2)に関する規定は、公布の日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参 考】</p> <p>(1) 条例の概要（優先入居制度関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例では、高齢者、障がい者、子育て世帯、配偶者暴力被害者世帯、母子父子世帯、多子多人数世帯等を対象に優先的に選考して県営住宅に入居させることができるよう定めている。</li> <li>・ 優先入居の対象とする配偶者暴力被害者として以下に掲げる者を定めている。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 配偶者暴力防止法に基づき暴力の相手方に裁判所から保護命令が発せられている者</li> <li>イ 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護を受けた者</li> <li>ウ 配偶者暴力を理由に婦人保護施設、母子生活支援施設に入所した者</li> <li>エ 婦人相談所その他のDV支援機関、民間団体からDV被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者（令和5年3月の条例改正により追加）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の改正概要（条例改正関連部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売春防止法の改正により、婦人相談所、婦人保護施設を規定する条項が削除された。</li> <li>・ 新たに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、施設の名称が女性相談支援センター、女性自立支援施設に改められた。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>(改正前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">                     売春防止法                      ○法第34条（婦人相談所）                      ○法第36条（婦人保護施設）                 </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(改正後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">                     困難な問題を抱える女性への支援に関する法律                      ○法第9条（女性相談支援センター）                      ○法第12条（女性自立支援施設）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-top: 10px;">                     売春防止法                      ○施設の規定条項の削除                 </div> </div> </div> <p>・ 施行日は、共に令和6年4月1日</p>	名称	位置	戸数	廃止の理由	宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	4戸	施設の老朽化
名称	位置	戸数	廃止の理由						
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	4戸	施設の老朽化						

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>当該暴力を理由に女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者</u></p> <p>エ <u>女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行徳団地</td> <td>鳥取市行徳三丁目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		行徳団地	鳥取市行徳三丁目	略		<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>当該暴力を理由に</u><u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者</u></p> <p>エ <u>婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行徳団地</td> <td>鳥取市行徳三丁目</td> </tr> <tr> <td><b>宇倍野第2団地</b></td> <td><b>鳥取市国府町麻生</b></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		行徳団地	鳥取市行徳三丁目	<b>宇倍野第2団地</b>	<b>鳥取市国府町麻生</b>	略	
名称	位置																		
略																			
行徳団地	鳥取市行徳三丁目																		
略																			
名称	位置																		
略																			
行徳団地	鳥取市行徳三丁目																		
<b>宇倍野第2団地</b>	<b>鳥取市国府町麻生</b>																		
略																			

別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宝木団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 <u>宇倍野第2 団地</u> 宝木団地	鳥取市
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第11号ウの規定の適用については、この条例の施行の日前に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）附則第4条の規定による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所していた者は、法第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所していた者とみなす。



件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例          (令和6年2月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されるとともに売春防止法の一部が改正され、婦人保護施設が女性自立支援施設に改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          (1) 敷地が接する道路に係る制限を設ける建築物を定める規定（別表第1）の対象となる施設のうち、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。          (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p> <p>【参考】          (1) 条例の概要（敷地が接する道路に係る制限を設ける建築物を定める規定）          ・条例では、建築基準法の施行に関し必要な事項を定めており、同法第43条第3項に基づき、特殊建築物の主要な出入口の面する側の敷地が接しなければならない道路の幅員及び接しなければならない部分の長さの基準を付加している。</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の改正概要（条例改正関連部分）          ・売春防止法の改正により「婦人保護施設（第36条）」を定める規定が削除され、新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に「女性自立支援施設（第12条）」として規定された。          ・施行期日は、令和6年4月1日</p>

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、<u>女性自立支援施設</u>、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、<u>婦人保護施設</u>、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (6) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（令和6年2月5日専決）</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          漁港漁場整備法の一部改正に伴い、条例中引用している法律の題名が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本会議に報告する。</p> <p>2 概要          (1)適用除外行為の追加について定めた規定中引用する法律の題名を改める。          (2)施行期日は、令和6年4月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 漁港漁場整備法の改正概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の活性化を図ることを目的に「漁港漁場整備法」が改正され、名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められた。</li> <li>・施行期日は、令和6年4月1日</li> </ul> <p>2 景観条例の改正概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法（以下「法」という。）第16条において、景観計画区域内での建築物の新築等や開発行為等を行おうとする場合は、景観行政団体への届出が必要となる。</li> <li>・法16条の適用を除外する行為については、同条第7項で規定する行為（通常の管理行為、応急措置等）のほか景観行政団体の条例で定めることができることとされている。</li> <li>・景観形成条例では適用除外とする行為を定めており、漁港漁場整備法に掲げる養殖用作業施設、荷さばき所、野積場における魚などの堆積については法に基づく県への届出を不要としている。</li> <li>・漁港漁場整備法の名称が改められたことから、当該法律を引用している条例の改正を行う。</li> </ul>

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(9) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。